

平成28年第1回（3月）川根本町議会定例会会議録目次

| | |
|-----------|---|
| ○招集告示 | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |

第 1 号 (3月2日)

| | |
|-----------------------------|----|
| ○開 会 | 6 |
| ○開 議 | 6 |
| ○議事日程の報告 | 6 |
| ○諸般の報告 | 6 |
| ○町長挨拶 | 6 |
| ○会議録署名議員の指名 | 8 |
| ○会期の決定 | 8 |
| ○議案第5号の上程、説明 | 8 |
| ○議案第6号の上程、説明 | 9 |
| ○議案第7号の上程、説明 | 9 |
| ○議案第8号～議案第9号の上程、説明 | 10 |
| ○議案第10号の上程、説明 | 11 |
| ○議案第11号の上程、説明 | 11 |
| ○日程の変更 | 12 |
| ○議案第12号～議案第13号、議案第40号の上程、説明 | 12 |
| ○議案第14号の上程、説明 | 14 |
| ○議案第15号の上程、説明 | 14 |
| ○議案第16号の上程、説明 | 15 |
| ○議案第17号の上程、説明 | 16 |
| ○議案第18号の上程、説明 | 16 |
| ○議案第19号の上程、説明 | 17 |
| ○議案第20号の上程、説明 | 18 |
| ○議案第21号の上程、説明 | 18 |
| ○議案第22号の上程、説明 | 19 |
| ○議案第23号の上程、説明 | 19 |
| ○議案第24号～議案第25号の上程、説明 | 20 |
| ○議案第26号～議案第28号の上程、説明 | 21 |
| ○議案第29号～議案第32号の上程、説明 | 22 |
| ○議案第33号～議案第39号の上程、説明 | 24 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| ○会議時間の延長 | 3 1 |
| ○議案第 5 号の質疑、委員会付託 | 3 1 |
| ○議案第 12 号の質疑、討論、採決 | 3 2 |
| ○議案第 13 号の質疑、討論、採決 | 3 6 |
| ○議案第 40 号の質疑、討論、採決 | 3 6 |
| ○議案第 18 号の質疑、委員会付託 | 3 7 |
| ○議案第 24 号の質疑、討論、採決 | 3 8 |
| ○議案第 25 号の質疑、討論、採決 | 3 8 |
| ○議案第 33 号～議案第 39 号の質疑、委員会付託 | 4 0 |
| ○散会 | 4 1 |

第 2 号 (3月16日)

| | |
|-----------------------|-----|
| ○開議 | 4 5 |
| ○議事日程の報告 | 4 5 |
| ○諸般の報告 | 4 5 |
| ○行政報告 | 4 5 |
| ○議案第 6 号の上程、質疑、討論、採決 | 4 7 |
| ○議案第 7 号の上程、質疑、討論、採決 | 4 9 |
| ○議案第 8 号の上程、質疑、討論、採決 | 5 2 |
| ○議案第 9 号の上程、質疑、討論、採決 | 5 3 |
| ○議案第 10 号の上程、質疑、討論、採決 | 5 4 |
| ○議案第 11 号の上程、質疑、討論、採決 | 5 5 |
| ○議案第 14 号の上程、質疑、討論、採決 | 5 6 |
| ○議案第 15 号の上程、質疑、討論、採決 | 5 6 |
| ○議案第 16 号の上程、質疑、討論、採決 | 5 7 |
| ○議案第 17 号の上程、質疑、討論、採決 | 5 9 |
| ○議案第 19 号の上程、質疑、討論、採決 | 5 9 |
| ○議案第 20 号の上程、質疑、討論、採決 | 6 0 |
| ○議案第 21 号の上程、質疑、討論、採決 | 6 1 |
| ○議案第 22 号の上程、質疑、討論、採決 | 6 1 |
| ○議案第 23 号の上程、質疑、討論、採決 | 6 2 |
| ○議案第 26 号の上程、質疑、討論、採決 | 6 4 |
| ○議案第 27 号の上程、質疑、討論、採決 | 6 5 |
| ○議案第 28 号の上程、質疑、討論、採決 | 6 5 |
| ○議案第 29 号の上程、質疑、討論、採決 | 6 7 |

| | |
|---------------------|----|
| ○議案第30号の上程、質疑、討論、採決 | 79 |
| ○議案第31号の上程、質疑、討論、採決 | 80 |
| ○議案第32号の上程、質疑、討論、採決 | 81 |
| ○散会 | 81 |

第3号（3月24日）

| | |
|---------------------------------|-----|
| ○開議 | 85 |
| ○議事日程の報告 | 85 |
| ○諸般の報告 | 85 |
| ○一般質問 | 85 |
| 菌田靖邦君 | 85 |
| 芹澤廣行君 | 96 |
| 中澤莊也君 | 108 |
| 野口直次君 | 123 |
| 鈴木多津枝君 | 139 |
| ○議案第5号の上程、委員会審査報告、質疑、討論、採決 | 153 |
| ○議案第18号の上程、委員会審査報告、質疑、討論、採決 | 155 |
| ○議案第33号～議案第39号の上程、委員会審査報告、討論、採決 | 156 |
| ○議案第41号の上程、説明 | 170 |
| ○議案第42号の上程、説明 | 171 |
| ○会議時間の延長 | 172 |
| ○議案第41号の質疑、討論、採決 | 172 |
| ○議案第42号の質疑、討論、採決 | 173 |
| ○発議第1号の上程、採決 | 173 |
| ○川根本町議会議員派遣の件 | 174 |
| ○閉会 | 175 |

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

| | | | | | |
|-----|---|---|----|----|---|
| 1番 | 蘭 | 田 | 靖 | 邦 | 君 |
| 2番 | 坂 | 本 | 政 | 司 | 君 |
| 3番 | 野 | 口 | 直 | 次 | 君 |
| 4番 | 根 | 岸 | 英 | 一 | 君 |
| 5番 | 芹 | 澤 | 廣 | 行 | 君 |
| 6番 | 山 | 本 | 信 | 之 | 君 |
| 7番 | 中 | 田 | 隆 | 幸 | 君 |
| 8番 | 小 | 簘 | 侃 | 一郎 | 君 |
| 9番 | 森 | | 照 | 信 | 君 |
| 10番 | 鈴 | 木 | 多津 | 枝 | 君 |
| 11番 | 中 | 澤 | 莊 | 也 | 君 |
| 12番 | 太 | 田 | 侑 | 孝 | 君 |

不応招議員（なし）

平成28年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成28年3月2日（水）午前9時開議

諸般の報告

町長挨拶

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 5 号 川根本町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 5 議案第 7 号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 8 号 川根本町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 9 号 川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 10 号 川根本町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 11 号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 12 号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 13 号 川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 14 号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 15 号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 16 号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 17 号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 18 号 第2次川根本町総合計画基本構想の策定について
- 日程第 17 議案第 19 号 川根本町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 18 議案第 20 号 川根本町自然休養村農林水産物直売所条例を廃止する条例について
- 日程第 19 議案第 21 号 町道路線の廃止について
- 日程第 20 議案第 22 号 町道路線の認定について
- 日程第 21 議案第 23 号 財産の取得について

- 日程第22 議案第24号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第23 議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第24 議案第26号 川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止について
- 日程第25 議案第27号 川根本町と静岡市との間の消防指令業務の事務委託の廃止について
- 日程第26 議案第28号 川根本町と静岡市との間の消防事務の委託について
- 日程第27 議案第29号 平成27年度川根本町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第28 議案第30号 平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第31号 平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第32号 平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第33号 平成28年度川根本町一般会計予算
- 日程第32 議案第34号 平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第33 議案第35号 平成28年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第34 議案第36号 平成28年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第35 議案第37号 平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第36 議案第38号 平成28年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第37 議案第39号 平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第38 議案第40号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 薦田 靖邦 君 | 2番 | 坂本 政司 君 |
| 3番 | 野口 直次 君 | 4番 | 根岸 英一 君 |
| 5番 | 芹澤 廣行 君 | 6番 | 山本 信之 君 |
| 7番 | 中田 隆幸 君 | 8番 | 小畠 侃一郎 君 |
| 9番 | 森 照信 君 | 10番 | 鈴木 多津枝 君 |
| 11番 | 中澤 莊也 君 | 12番 | 太田 侑孝 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|---------|--------|----------|
| 町長 | 鈴木 敏夫 君 | 副町長 | 森 紀代志 君 |
| 教育長 | 大橋 慶士 君 | 総務課長 | 長嶋 一幸 君 |
| 企画課長 | 山本 銀男 君 | 税務課長 | 伊藤 千佳子 君 |
| 福祉課長 | 鳥本 宗幸 君 | 生活健康課長 | 野崎 郁徳 君 |
| 産業課長 | 後藤 泰久 君 | 建設課長 | 大村 浩美 君 |
| 総合支所長兼商工観光課長 | 安竹 賢治 君 | 教育総務課長 | 前田 修児 君 |
| 生涯学習課長 | 藪下 和英 君 | 会計管理者 | 中野 裕文 君 |
| 代表監査委員 | 柳原 義六 君 | | |

事務局職員出席者

議会事務局長 大村 敏秋

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（太田侑孝君） ただいまから、平成28年第1回川根本町議会定例会を開会します。



◎開 議

○議長（太田侑孝君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

2月26日、町長から第1回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案36件が町長から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査及び指定管理者監査の結果について報告がありました。

内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（太田侑孝君） 今期定例会招集に当たり、町長より御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆様、おはようございます。

きょうは平成28年の第1回の定例会ということで、大変お世話になります。

この3月の議会といいますのは、当然ながら来年度の予算編成につながっているというこ

ともございますので、若干の予算につきまして提案理由の説明をさせていただきたいというふうに思います。少し長くなりますけれども思いだけ詳しく説明をさせていただきたいというふうに思います。

特に、これまで皆さんにも大変お世話になりました高度情報基盤整備もほぼ完了というような中で、新たに来年度新しい課を設置したいというふうに思っております。その課の名称につきましては今後少し検討させていただきますし、また、人員につきましても若干のこれから詰めがございますので、今ここで発表できませんけれども、新設の課をつくると、情報政策課という形にしていきたいなというふうに思っております。情報政策課でございます。これは、まだまだ浸透していない町民に対しての案内等も含めて、細かな対応をするということをしていきたいというふうに思っております。

そのような中で、特に来年度の予算といたしましては、若者交流センターの管理運営、これも大変大きな目玉となるというふうに思っております。これも多くの皆さんの協力を得ながら対応していくことが必要というふうに思っております。

それから、企業、それから事業の継続をするチャレンジ補助事業等につきましても、新規といたしまして対応をしていきたい。

それから、桑野山の貯木場の関係、木の駅の関係につきましても、当然ながら対応を上手にしていく必要があるのではないか。大変注目されている桑野山の貯木場の管理運営でございますので、適切な対応をしていくことが必要というふうに思っております。

それから、茶茗館等の運営の関係につきましても、若干の変化をさせる必要があるというふうに思っておりますので、これらもそれぞれの委員会の皆さんとも相談しながら対応していく必要があるのではないかというふうに思っております。

その中で、商工関係につきましても、今現在トーマスの関係で大変多くの観光客の皆さんにお見えになっているというような中で、あれだけでは十分ではない、もっともっと幅広く川根本町を知っていただくということのためには、まるごと川根本町遊湯得事業というのも創設をしたいというふうに思っております。

それから、公衆無線のLANの整備事業、これも当然ながら対応していく必要があるというふうに思っております。

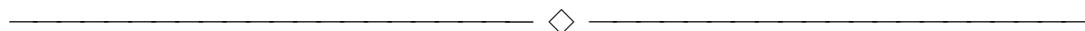
いずれにしましても、大変厳しい環境での当初の予算の編成でございました。これからも若干の修正等もしながら対応をしていくことが非常に重要だというふうに思っております。これまで皆さんにお世話になりながら継続した事業もたくさんございます。これらも再度見きわめながら推進をしていくことが必要というふうに思っております。

今、地方創生の絡みにおきましても、大変全国的な競争を展開しているというような中では、当然ながら議会の皆さんと行政が一体となり、また町民にも徹底して協力を得ながら対応していくことが、この時期非常に重要だというふうに思っております。どうか皆様方にも今まで同様の温かい御支援、御協力をいただくということをお願いいたしまして、冒頭の挨

拶にかえさせていただきます。

また、予算編成の中では、また詳しく皆様方にお願いをしたいというふうに思いますので、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。本日は大変ありがとうございます。

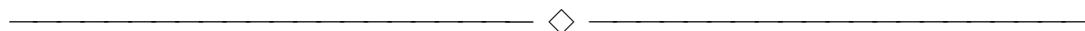
○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田侑孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、菌田靖邦君、2番、坂本政司君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（太田侑孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

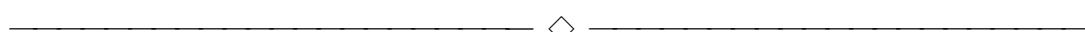
本定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月24日までの23日間に決定しました。



◎日程第3 議案第5号 川根本町行政不服審査会条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第5号、川根本町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第5号です。川根本町行政不服審査会条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の1ページをごらんください。

本議案は、昭和37年に制定、施行されてから50年以上、本格的な改正がなかった行政不服審査法が、平成26年6月に全部改正され、平成28年4月1日から施行をされます。この改正に伴い、設置が義務づけられている不服申し立てを諮問する第三者機関として行政不服審査

会を設置をするため、審査会の組織及び運営について規定をするものであります。

以上、御審議いただき、御採択賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 説明が終わりました。



◎日程第4 議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第4、議案第6号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第6号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、説明をさせていただきます。

本議案は、昭和37年に制定、施行されてから50年以上、本格的な改正がなかった行政不服審査法が、平成26年6月に全部改正され、平成28年4月1日から施行されます。それに伴い、当町における関係する7つの条例について、不服申し立てに関する規定を整備するため、一括して改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 議案第7号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第5、議案第7号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第7号です。川根本町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

先ほど冒頭でも御挨拶申し上げましたけれども、議案10ページからごらんをいただきたいと思います。

本案は、新たに情報政策課を設置し、現在、企画課が所掌する広聴・広報、地域情報化に関する2つの事務を担当させるという内容であります。

情報政策課の設置については、高度情報基盤整備工事が今年度に完了し、来年度以降、整

備された基盤を十分に利活用していく必要がございます。3月1日には、ICT利活用検討委員会から、全15回に及ぶ委員会の報告書が提出をされました。今年度作成した地方創生に係る総合戦略の推進とともに、委員会より提出された提案が速やかに実行できるよう組織を強化し、対応しようとするものであります。

また、広聴・広報事務につきましては、町民の皆様との協働による地域づくりのためには重要なものだと思っております。地域情報化の推進とともに、情報政策課の所掌事務として重点的に推進していきたいと考えております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第8号 川根本町防災会議条例の一部を改正する条例
について

◎日程第7 議案第9号 川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正
する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第6、議案第8号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例についてから、日程第7、議案第9号、川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第8号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例についてから、日程第7、議案第9号、川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第8号と議案第9号、一括して上程をし、説明をさせていただきます。

議案第8号です。川根本町防災会議条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案13ページをごらんください。

本案は、本年4月から、静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び本町の3市2町による消防救急の広域化に伴い、消防事務を静岡市へ委託することから、同事務の執行については、地方自治法第252条の16の規定に基づき、静岡市の規定を適用することとなります。したがいまして、川根本町防災会議条例上における消防長に係る文言を変更する等の一部改正を行

うものであります。

よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第9号です。川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案14ページをごらんください。

本案は、本年4月から、静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び本町の3市2町による消防救急の広域化に伴い、消防事務を静岡市へ委託することから、同事務の執行については、地方自治法第252条の16の規定に基づき、静岡市の規定を適用することとなります。したがいまして、川根本町地震災害警戒本部条例上における消防長に係る文言を変更する等の一部改正を行うものでございます。

以上、御審議いただき、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第10号 川根本町職員の再任用に関する条例の一部 を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第8、議案第10号、川根本町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第10号です。川根本町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案の15ページをごらんください。

本議案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、特定警察職員等の定義を定める地方公務員等共済組合法附則の規定が削除され、同様の内容が厚生年金保険法附則に新たに規定をされるということの改正でございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第11号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君）　日程第9、議案第11号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　議案第11号です。川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案16ページをごらんください。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、地方公務員法が改正されることに伴いまして、本条例の関係箇所について、引用する地方公務員法の条項が変わることになったため、所要の改正を行うというものでございます。

施行期日は、改正地方公務員法が平成28年4月1日から施行されることから、同日を施行日とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程の変更

○議長（太田侑孝君）　お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第10、11の次に、日程第38、議案第40号を議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第10、11の次に、日程第38、議案第40号を議題とすることに決定しました。

◇

◎日程第10　議案第12号　川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第11　議案第13号　川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

◎日程第38　議案第40号　川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

例について

○議長（太田侑孝君）　日程第10、議案第12号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第11、議案第13号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について及び日程第38、議案第40号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第12号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第11、議案第13号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について及び日程第38、議案第40号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　それでは、議案第12号並びに13号、議案第40号、一括して説明をさせていただきます。

議案第12号です。川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案17ページをごらんください。

本議案は、平成27年8月の人事院勧告により国家公務員の給与の引き上げが行われたことを受け、川根本町においても国と同様に、特別職の期末手当の支給率を年間0.1ヶ月分引き上げ、年間4.2ヶ月となる改正をするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第13号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案18ページからごらんください。

人事院は、去る8月6日に、本年度の国家公務員給与につきまして、民間給与との均衡を図る観点から、若年層に重点を置いて俸給表の水準を平均0.4%、また、特別給の支給月数を0.1ヶ月分、引き上げ勧告を行ったところであります。

町といたしましては、公務員が労働基準権の制約を受け、その代償措置の根幹をなす人事院勧告を尊重し、国の基準に従いまして改正をさせていただくというものであります。

また、地方公務員法及び地方自治法に基づく技術的な助言により、地方公務員給与における職務給の原則を一層徹底させる観点から、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準を条例で定めるよう義務化されたことに伴い、改正をさせていただくものであります。

ます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第40号です。川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案99ページをごらんください。

平成27年8月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引き上げが行われたことを受け、川根本町においても国と同様に、町議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 議案第14号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第12、議案第14号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第14号です。川根本町使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案27ページからごらんください。

川根本町の施設等の使用料を決めております使用料条例のうちから、川根本町農林業センターの機械類の使用に関する料金の規定の一部及び使用に関する条例を整理し、変更するものであります。

農林業センターに配備している農業機械のうちから、貸し出し対象とする機械の種類とその使用料金を明確化するとともに、町の農業振興に資するために町内農地で使用することと、川根茶全体の発展を目指す製茶技術を高めるための製造を行う町外者の使用料金を規定するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第15号 川根本町介護保険条例の一部を改正する

条例について

○議長（太田侑孝君）　日程第13、議案第15号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　それでは、議案第15号です。川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案の30ページをごらんください。

なお、新旧条文対照表は34ページをごらんいただきたいと思います。

この改正は、介護保険法施行令の一部が改正され、介護認定審査会委員の任期について市町が条例で定めることができるとされたため、介護保険条例の一部を改正し、委員の任期を現在と同じく2年の任期として定めるものであります。

以上、御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君）　以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第14　議案第16号　川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部 を改正する条例について

○議長（太田侑孝君）　日程第14、議案第16号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　それでは、議案第16号です。川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の31ページをごらんください。

改正の内容ですが、条例第8条関係利用料金に、入浴の利用料金とは別に、接岨区民が大広間を休憩施設として利用する場合の使用料金を設定するものであります。

4月より、接岨峡温泉会館は株式会社ビルネットが指定管理者となって運営する予定でおりますが、大広間は接岨地区民が利用されており、接岨地区の施設利用の利便は維持したまま、光熱水費等の実費を接岨峡温泉会館指定管理者に支払うというものであります。このことにより、今回、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正させていただくものであります。

よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君）　以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第17号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第15、議案第17号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第17号です。川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の32ページをごらんください。

行政処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、国民の救済手段の充実、拡大の観点から抜本的な見直しが行われ、平成28年4月1日から全面改正された行政不服審査法が施行されます。

これに伴い、当町においても、行政不服審査制度に関する消防団員等公務災害補償条例の規定について、必要な改正を行うものであります。

また、消防団員等公務災害補償条例における災害補償給付と公的年金給付の併給調整について、労働者災害補償保険法施行令及び地方公務員災害補償法施行令等に規定をされている調整率と同じ率を用いておりますが、同法の調整率の改定が行われるのにあわせて必要な改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第16 議案第18号 第2次川根本町総合計画基本構想の策定 について

○議長（太田侑孝君） 日程第16、議案第18号、第2次川根本町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第18号です。第2次川根本町総合計画基本構想の策定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の33ページをごらんください。

平成18年度に策定された第1次総合計画は、10年後の町の将来像である「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」の実現に向け、総合的、計画的なまちづくりを推進をしてまいりました。

この計画が、平成28年度をもって計画期間の満了を迎えるため、これまでの施策の進捗状

況や新たな課題を的確に把握、整理し、また、社会の趨勢や住民のニーズの変化など、当町を取り巻く状況を十分に認識し、総合的、戦略的な視点に立った実効性の高い第2次川根本町総合計画を今年度から2ヵ年で策定をいたします。

このたび、総合計画の基本となる基本理念を示し、この理念に基づく目指すべき川根本町の姿と、それを実現するための施策の方向性を示す基本構想を策定するもので、計画期間は平成29年度から平成38年度の10年間となります。

策定に当たりましては、町民アンケート、子ども議会やタウンミーティング及びパブリックコメントの募集などにより、多くの町民の皆さんとの声をいただき、その意見を反映するということを最も重視をいたしました。

これらの意見を踏まえ、行政についてすぐれた識見を有する学識経験者や各種団体で構成する総合計画策定委員会において、第2次総合計画基本構想の素案を策定しています。また、策定に当たっては、副町長を委員長とする庁内検討委員会を組織し、総合計画策定委員会と調整を図りながら内容の検討、精査を進めてまいりました。

この基本構想の策定は、川根本町総合計画審議会におきまして3回の慎重な審議を経てまとめられ、3月8日に答申をいただきます。

以上のとおり、第2次川根本町総合計画基本構想の策定につきましては、川根本町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会に提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第17 議案第19号 川根本町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（太田侑孝君） 日程第17、議案第19号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第19号です。川根本町過疎地域自立促進計画の策定についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案の34ページをごらんください。

この計画は、平成22年4月に制定された過疎地域自立促進特別措置法が、東日本大震災の発生後における過疎関係市町の実情に鑑み、平成28年3月31日までとされていた有効期限を5年間延長し、平成33年3月31日とされたことに伴い、このたび、平成28年度から平成32年度の5年間の計画について御審議をお願いするものであります。

今回の計画策定に当たっては、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されたことによ

り、過疎地域自立促進のための特別措置として、地域医療、雇用、生活交通の確保、集落の維持及び活性化等の住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業などを新たに計画に盛り込むことができるようになっております。

また、過疎市町村において計画を策定する場合には、過疎地域自立促進特別措置法の第6条の規定により、市町村の議会の議決を経て定めることとなっておりますが、計画策定に当たりましてはあらかじめ県と協議を行う必要がありますので、既に協議を行い、了承を得ておりますことを御了解いただきたいと思います。

以上、御審議を賜り、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第18 議案第20号 川根本町自然休養村農林水産物直売所条例を廃止する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第18、議案第20号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第20号です。川根本町自然休養村農林水産物直売所条例を廃止する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の35ページをごらんください。

川根本町自然休養村農林水産物直売所（寸又峡直売所）は、平成18年9月から寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合が指定管理者となり利用をしてまいりましたが、施設は築36年余経過し老朽化が著しく、また今後、自然休養村施設事業の目的を達する活用が見込めないことから、条例を廃止するものであります。

以上、御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第19 議案第21号 町道路線の廃止について

○議長（太田侑孝君） 日程第19、議案第21号、町道路線の廃止についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第21号です。町道路線の廃止について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の36ページをごらんください。

町道下沢間川手支線1号につきましては、国道362号青部バイパス道路工事により道路としての機能がなくなるため、路線の廃止をするものであります。

以上、川根本町道路線の廃止についての説明をさせていただきました。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第20 議案第22号 町道路線の認定について

○議長（太田侑孝君） 日程第20、議案第22号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第22号です。町道路線の認定についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案37ページをごらんください。

高郷、上長尾間の町道新設に当たり、路線を町道高郷上長尾線とする認定の議決をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第21 議案第23号 財産の取得について

○議長（太田侑孝君） 日程第21、議案第23号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第23号です。財産の取得についての提案理由を説明させていただきます。

議案の38ページをごらんください。

残土処分場として取得しようとする青部地内の土地の面積が1万3,888.4m²、取得金額が2,939万8,080円となることから、川根本町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第22 議案第24号 工事請負契約の変更契約の締結について

◎日程第23 議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（太田侑孝君） 日程第22、議案第24号及び日程第23、議案第25号、工事請負契約の変更契約の締結についてを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第22、議案第24号及び日程第23、議案第25号、工事請負契約の変更契約の締結についてを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第24号並びに議案第25号、一括して上程をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議案第24号です。工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の39ページをごらんください。

本案は、平成27年度無線システム普及支援事業、川根本町北部デジタル防災行政無線整備工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、平成27年7月29日、平成27年第2回議会臨時会により契約締結の議決を受けた工事について、その工事の内容を一部変更し、その契約金額を146万1,800円減額し、変更後契約金額2億373万8,200円で工事変更請負契約を締結をしようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第25号です。工事請負契約の変更契約の締結についてでございます。

議案の40ページをごらんください。

本案は、平成26年度町単独事業、高度情報基盤整備事業附帯工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、平成27年7月29日、平成27年第2回議会臨時会により契約締結の議決を受けた工事について、その工事の内容を一部変更し、その契約金額を7,122万4,920円増額し、変更後契約金額2億1,080万4,120円で工事変更請負契約を締結をしようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第24 議案第26号 川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止について

◎日程第25 議案第27号 川根本町と静岡市との間の消防指令業務の事務委託の廃止について

◎日程第26 議案第28号 川根本町と静岡市との間の消防事務の委託について

○議長（太田侑孝君） 日程第24、議案第26号、川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止についてから、日程第26、議案第28号、川根本町と静岡市との間の消防事務の委託についてまでを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第24、議案第26号、川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止についてから、日程第26、議案第28号、川根本町と静岡市との間の消防事務の委託についてまでを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第26号から議案第28号、一括して提案理由の説明をさせていただきます。

議案第26号です。川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の41ページからごらんください。

本案は、本年4月から静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び本町の3市2町による消防救急の広域化に伴い、本年3月31日をもって島田市と本町の間の消防事務の委託を廃止するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第27号です。川根本町と静岡市との間の消防指令業務の事務委託の廃止についてでございます。

議案第27号は、平成26年3月議会において本町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託につきまして承認され、進めてまいりましたが、本年4月から静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び本町の3市2町による消防救急の広域化により本町の消防事務を静岡市

に委託するのに伴い、消防指令業務の事務委託を本年3月31日をもって廃止をするため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第28号です。川根本町と静岡市との間の消防事務の委託について、提案理由の説明をさせていただきます。

46ページからごらんください。

本案は、本年4月から静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び本町の3市2町による消防救急の広域化に伴い、消防事務を静岡市へ委託することから、地方自治法第252条の14第1項の規定により、規約を定めることについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第27 議案第29号 平成27年度川根本町一般会計補正予算
(第7号)

◎日程第28 議案第30号 平成27年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算(第3号)

◎日程第29 議案第31号 平成27年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算(第2号)

◎日程第30 議案第32号 平成27年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第4号)

○議長（太田侑孝君） 日程第27、議案第29号、平成27年度川根本町一般会計補正予算(第7号)から、日程第30、議案第32号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第4号)までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第27、議案第29号、平成27年度川根本町一般会計補正予算(第7号)から、日程第30、議案第32号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第4号)までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第29号から議案第32号、一括して提案理由の説明をさ

せていただきます。

議案第29号です。平成27年度川根本町一般会計補正予算（第7号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,385万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億2,301万3,000円としたいものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額の追加をしたいものであります。

第3表では、債務負担行為について、事業の限度額の追加と変更をしたいものであります。

第4表では、地方債の追加と限度額について補正をしたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の補正、自治体情報セキュリティ強化対策事業の施行に伴う経費の追加、マイナンバー制度に対応するため地方公共団体情報システム機構負担金の増額、町営バスせせらぎ号修繕料の増額、国民健康保険事業特別会計の補正に係る繰出金の増額、林業関係事業費補助金の増額、実績見込み等による各種補助金や基金繰入金、町債等の補正に伴う財源更正、実績見込み等による経費の補正が主な内容であります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第30号です。平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,674万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,954万6,000円としたいものであります。

今回の補正は、給与改定に伴う人件費の補正と給付費実績見込みに基づく一般被保険者療養給付費の増額、基金積立金の増額、平成26年度の国・県負担金の確定に伴う返還金の増額をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第31号です。川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。提案理由の説明をさせていただきます。

第1表につきまして、繰越明許費の限度額の追加をしたいものであります。

それでは、一般1ページをごらんください。

第2款水道事業費、第2項水道建設費、町単独事業本川根南部簡易水道施設基本計画変更業務委託につきましては、当初の計画では新小長井浄水場をメインにして給水する計画を立てておりましたが、新小長井浄水場の水源の一つであるウムシ沢の取水が大雨時には不安定であるため、当初の計画を見直すこととし、新小長井浄水場以外の施設整備が必要となったことから、計画策定に不測の日数が必要となり、年度内完成が不可能となったためであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案第32号です。平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ968万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,393万8,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の補正と本年度のいやしの里診療所の運営経費の実績見込みによる補正でございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第31 議案第33号 平成28年度川根本町一般会計予算

◎日程第32 議案第34号 平成28年度川根本町国民健康保険事業
特別会計予算

◎日程第33 議案第35号 平成28年度川根本町後期高齢者医療事
業特別会計予算

◎日程第34 議案第36号 平成28年度川根本町介護保険事業特別
会計予算

◎日程第35 議案第37号 平成28年度川根本町簡易水道事業特別
会計予算

◎日程第36 議案第38号 平成28年度川根本町温泉事業特別会計
予算

◎日程第37 議案第39号 平成28年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計予算

○議長（太田侑孝君） 日程第31、議案第33号、平成28年度川根本町一般会計予算から、日程第37、議案第39号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第31、議案第33号、平成28年度川根本町一般会計予算から、日程第37、議案第39号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第33号から39号まで一括して上程し、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第33号です。平成28年度川根本町一般会計予算の概要について、説明をさせていただきます。

平成28年度当初予算は、62億1,700万円であります。前年度と比べまして2億4,400万円、率にして3.78%の減額となる予算を編成をさせていただきました。

平成27年度は、住民が安心して生活できるよう、各地区の自主防災会の強化事業や高度情報基盤整備事業の施行など、身近な事業に重点を置き事業展開をしてまいりました。

平成28度予算につきましては、平成26年度に着手し27年度完成となる高度情報基盤整備施設の本格的な運用と利活用、従来の住民の生活環境の向上に加え、地域経済活性化のための施策の展開や、多彩な地域資源を生かし人間と自然の共生を目指した地域間交流の促進などを重点に置き、予算を編成をさせていただきました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項及び第2項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

一般会計につきまして、大まかな説明をさせていただきます。

平成28度予算につきましては、「安心して住めるまちづくり」、「農林業が元気で、豊かな経験・自然を生かしたまちづくり」、「交流とふれあいのまちづくり」を目指し、平成26年度に着手し昨年度完成した高度情報基盤整備により整備した施設の本格的な運用と利活用、起業及び事業継続チャレンジ補助金、住宅リフォーム推進事業費補助金、まるごと川根本町遊湯得事業、癒しの里づくり事業費交付金などの地域経済活性化事業、若者交流センター奥流関連事業、エコツーリズム推進事業、町営観光施設等誘客拡大事業、産業文化祭、奥大井ふるさと祭り開催事業などの地域間交流の促進事業、空き家改修事業費補助金、定住促進住宅建設事業費補助金などの移住・定住の促進のための居住支援事業、子育て支援センター等運営事業、対象年齢を高校3年生相当まで拡大をしたこども医療費助成事業などの子育て支援事業、外出支援サービス事業、在宅配食サービス事業などの高齢者支援事業、各種予防接種の助成、各種検診事業などの健康・医療環境の確保事業、平成26年度に策定した川根本町教育ビジョンにおける学校教育ビジョンと、社会教育ビジョンの推進を図る川根本町教育ビジョン推進事業、自主防強化事業、避難所対策事業、TOUKAI-O耐震対策事業などの災害に強いまちづくり事業、茶業関係団体活動支援、農林業センター運営や事務所及び車庫建設事業、農業振興事業などの農業（茶業）振興対策事業、有害鳥獣対策事業、林業関係事業費補助金などの林業振興事業、町営バスの運行や公共交通運賃助成事業、外出支援サービ

ス事業などの住民の生活路線の確保事業を盛り込みました。

よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第34号です。平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要について、説明をさせていただきます。

総額は、歳入歳出それぞれ10億1,320万円で、前年度と比べ7,630万円の減額です。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の44ページをごらんください。

第1款総務費は、2,817万7,000円です。主な内容としては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

44ページ、45ページをごらんください。

第2款保険給付費は、5億7,985万7,000円です。療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などを計上しております。

資料の45ページをごらんください。

第3款後期高齢者支援金は、1億1,308万5,000円です。

第4款前期高齢者納付金は、医療費及び事務費の拠出金として13万2,000円です。

第5款老人保健拠出金は、8,000円です。

第6款介護納付金は、4,246万4,000円です。

資料の46ページをごらんください。

第7款共同事業拠出金は、2億991万1,000円です。高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金を計上しております。

第8款保健事業費は、1,449万3,000円です。第1項特定健康診査等事業費は、特定健診及び特定保健指導費用等を計上しております。第2項保健事業活動費は、レセプト点検費用、人間ドック費用助成費用などを計上しております。

第9款基金積立金は、1,392万1,000円です。

第10款公債費は、2,000円です。

資料47ページをごらんください。

第11款諸支出金は、115万円です。

第12款予備費は、1,000万円です。

次に、歳入でございます。

資料の41ページをごらんください。

第1款国民健康保険税は、1億8,293万9,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2,000円です。

第3款国庫支出金は、1億6,816万1,000円です。

第4款療養給付費交付金は、5,126万2,000円です。

第5款前期高齢者交付金は、2億4,513万4,000円です。

資料の42ページをごらんください。

第6款県支出金は、4,770万2,000円です。

第7款共同事業交付金は、1億8,424万5,000円です。

第8款財産収入は、2万1,000円です。

第9款繰入金は、8,371万3,000円です。一般会計繰入金が8,371万円で、基金繰入金は3,000円です。

第10款繰越金は、5,000万1,000円です。

資料の42ページをごらんください。

第11款諸収入は、2万円です。

以上、平成28年度国民健康保険事業特別会計予算の概要でございます。よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第35号です。平成28年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要について、説明をさせていただきます。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,220万円で、前年度と比べ320万円の増額です。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の51ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億2,204万5,000円です。医療保険料と保険基盤安定負担金です。

第2款諸支出金は、15万5,000円です。

歳入を説明させていただきます。

資料の50ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療保険料は、8,647万5,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2万4,000円です。督促手数料です。

第3款繰入金は、3,556万8,000円です。一般会計繰入金です。

第4款諸収入は、13万2,000円です。

第5款繰越金は、1,000円の科目設置です。

以上が平成28年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要です。よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案第36号です。平成28年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について、説明をさせていただきます。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ12億5,490万円で、前年度と比べまして5,260万円の増額です。27年度からスタートした第6期介護保険事業計画の2年目となります。地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、介護予防事業費は増額となります。介護予防サービス等諸費が減額となったことにより、対前年4.37%の増となっておりま

す。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の57ページをごらんください。

第1款総務費は、3,834万8,000円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものであります。

第2款保険給付費は、11億7,704万2,000円です。

58ページをごらんください。

第3款財政安定化基金拠出金は、1,000円の科目設置であります。

第4款基金積立金は、5,000円です。

第5款地域支援事業費は、3,944万3,000円です。介護予防事業や生活支援総合事業、二次予防事業対象者把握事業などを実施する経費などを計上をさせていただいております。

第6款公債費は、1,000円です。一時借入金利子の科目設置です。

第7款諸支出金は、6万円です。

次に、歳入です。

資料の54ページをごらんください。

第1款保険料は、2億1,931万3,000円です。

第2款使用料及び手数料は、1万9,000円です。

第3款国庫支出金は、3億2,166万円です。

第4款支払基金交付金は、3億3,592万5,000円です。

資料の55ページをごらんください。

第5款県支出金は、1億8,246万1,000円です。

第6款財産収入は、5,000円です。

第7款繰入金は、1億9,538万円です。一般会計繰入金1億9,332万4,000円となっております。

資料の56ページをごらんください。

第8款繰越金は、1,000円です。科目設置です。

第9款諸収入は、13万6,000円です。

以上が平成28年度介護保険事業特別会計予算の概要でございます。よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第37号です。平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計予算の概要について、説明をさせていただきます。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,270万円で、前年度と比べ8,910万円の減額です。大規模事業である本川根北部（奥泉）簡易水道施設整備事業及び本川根南部簡易水道三蓋配水管布設替工事の施工が終了したため、大幅な減額となっております。

歳出の説明をさせていただきます。

資料の63ページをごらんください。

第1款総務費は、3,848万4,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款水道事業費は、7,525万5,000円です。第1項水道管理費には、水道施設の維持管理業務委託料や水質検査業務委託料、計装設備点検委託料などを計上しております。第2項水道建設費には、科目設置のための予算を計上しております。

第3款基金積立金は、1万5,000円です。

第4款公債費は、9,794万5,000円です。過疎対策事業債、簡易水道事業債の元金及び利子の支払いです。

第5款諸支出金は1,000円で、一般会計への繰出金の科目設置を計上させていただきました。

第6款予備費は、100万円です。

次に、歳入です。

資料の61ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金は、9万円です。

第2款使用料及び手数料は、1億911万8,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款財産収入は、1万5,000円です。

第4款繰入金は、9,426万5,000円です。一般会計繰入金は8,021万2,000円で、施設維持費や公債費への支援が主なものです。基金繰入金は、1,405万3,000円です。

資料62ページをごらんください。

第5款繰越金は、210万円です。

第6款諸収入は、711万2,000円です。

第7款町債について、今年度大規模な事業がないため予算計上はしておりません。

以上が平成28年度簡易水道事業特別会計予算の概要です。よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

議案第38号です。平成28年度川根本町温泉事業特別会計予算の概要について、説明をさせていただきます。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,150万円で、前年度と比べまして300万円の減額です。温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための経費を計上するものであります。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の68ページをごらんください。

第1款総務費は、1,055万5,000円です。職員の人件費、事務費等の管理経費でございます。

第2款温泉事業費は、2,084万円です。千頭温泉揚湯管等改修工事費の計上など、施設を良好に維持管理するための経費を計上するものであります。

第3款基金管理費は、5,000円です。

第4款予備費は、10万円です。

次に、歳入でございます。

資料の67ページをごらんください。

第1款使用料及び手数料は、408万3,000円です。

第2款財産収入は、5,000円です。

第3款繰入金は、2,730万8,000円です。一般会計繰入金であります。

第4款繰越金は、10万円です。

第5款諸収入は、4,000円です。

以上が平成28年度温泉事業特別会計予算の概要です。御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

最後になります。議案第39号です。平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について、説明をさせていただきます。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,710万円で、前年度と比べまして230万円の増額です。現在、医師は募集中でありますが、4月からも継続した診療ができるよう、関係機関と協議し対応できるような予算とさせていただいております。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の73ページをごらんください。

第1款総務費は、3,285万1,000円です。第1項施設管理費は、医師の報酬、職員人件費等診療所の運営経費です。第2項研究研修費は、医師及び職員の研修に関する経費を計上させていただいております。

第2款医業費は、1,409万8,000円です。医薬材料費、検査手数料です。

第3款諸支出金は、1,000円です。

第4款予備費は、15万円です。

次に、歳入であります。

資料の71ページをごらんください。

第1款診療収入は、3,074万6,000円です。

第2款使用料及び手数料は、12万1,000円です。

第3款繰入金は、1,623万円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、1,000円です。

資料72ページをごらんください。

第5款諸収入は、2,000円です。

以上が平成28年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要でございます。よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩をとり、全員協議会を行います。再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午後 4時40分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。



◎会議時間の延長

○議長（太田侑孝君） なお、本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして延長をしますので、あらかじめ御了承ください。



◎日程第3 議案第5号 川根本町行政不服審査会条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第5号、川根本町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑は総括的に行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、第1常任委員会へ付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、第1常任委員会へ付託することに決定しました。



◎日程第10 議案第12号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第10、議案第12号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

まず最初に、引き上げを行う理由について、その根拠といいますか、説明を求めます。

それから、各特別職ごとの引き上げ額とその算定の根拠、それから引き上げ後の年間期末手当支給額について答弁を求めます。

3点目ですけれども、私ごとですけれども、孫がとても大好きな音戯の郷の手づくり工房に若い職員が勤めていらっしゃるんですけれども、指導をされている方が臨時職員だという話をちょっと聞いたんですけども、臨時職員が工房には何人ぐらいいらっしゃるのか、待遇はどのようになっているのか、そういう待遇をどう考えるのか。臨時職員の待遇についてですけれども、全協でも中澤議員が同一労働同一賃金というふうなことを言われていましたけれども、そういうことではないにしても、現在の臨時職員の待遇についてどのようにお考えか、お聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 総務課のほうから答えさせていただきます。

最初に、根拠ということですけれども、これは今、鈴木議員も言わわれたように、人事院勧告に基づいての給与の引き上げということでございます。

それから、引き上げ率についてでございますけれども、先ほど町長も言いましたように、平均では0.4%です。それから、特別給についても0.1カ月分の支給となります。

それから、もう1点、臨時はどうなんでしょうかということですけれども、この人事院勧告については、臨時の給与については対象外というようなことでございますので、御了承ください。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 音戯の郷の臨時職員についてございますので、担当課であります商工観光課から説明させていただきます。

ただいま臨時職員は4名でございます。それで、一般職員は2名でございます。受付あるいは工房等の指導の業務を当たっております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 提案されている行政側が、特別職について引き上げ額とその算定期枠、また、引き上げ後の年間期末手当の支給額についてお答えがなかったんですけれども、答えられないですか。

それからもう1点、待遇をどう考えますかということについても、臨時職員の待遇について、町長にお聞きしたいんですけども、どのようにそういう臨時職員の方の待遇を考えていらっしゃるか、お答えがありませんでした。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 特別職の手当の額でございますけれども、基本給、給与が町長の場合、70万円になっておりますので、その0.1カ月分というようなことになります。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 70万円の0.1カ月分で、8万500円増えるんですか。増えませんよ。要するに、70万円、減額していますよね、74万円を町長の場合、70万円に。そして、期末手当の場合は、特別職は100分の0.15増やした分が、足した分が報酬基礎額という計算をするから、それに0.1カ月分、今回増えるわけですから。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） すみません。この場で少し計算できませんので、一旦計算させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（太田侑孝君） それでは暫時休憩とします。

休憩 午後 4時48分

再開 午後 4時51分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） すみません、時間のほうをとらせていただきまして。

先ほど言われた町長のボーナスのほう、手当のほう、どのくらい金額で上がるかということですけれども、今計算させていただいて、0.1カ月分は8万500円となります。基本額が先ほど言ったように70万、それから加算する率がありまして1.15、そうしますと80万5,000円となります。鈴木議員の言われたとおりかと思います。それに0.1カ月ですので、8万500円ということでございます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

（「3回」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 3回になりましたが、特に発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） 答弁漏れなんですよ。私はそれぞれ3役の増額を答えてくださいと言ったんですよ。だけれども3回目、3回目というか、4回目の質問ではないと思います。それで、もう時間かかるからいいです。わかりますか、すぐ。じゃ、よろしくお願ひします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 漏れてすみませんでした。

副町長でいきますと、6万2,790円でございます、増額。それから、教育長になると、5万8,420円となります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 以上で質疑はいいですね。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第12号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。非常につらい気持ちを抑えながら討論をさせていただきます。

なぜなら、3役の方々、特別職の方々、本当に日夜分かたず町民の暮らしを守り、町の将来を守るために懸命にいろいろな方法を考え、取り組んでくださっている、また、これからもそうしようという意欲を大変持っておられて、川根本町が今本当にこう明るくなってきた、新しい何かが期待できるんじゃないいか、まちづくりが期待できるんじゃないいか、よそから若い人たちを呼び込めるんじゃないいかという期待が今とても膨らんでいます。そういう中で、今、先ほどの答弁でもわかりましたけれども、本当に金額にすればわずかな金額の引き上げです。でも、そのことで、金額の問題ではなくて、私は理念の問題で反対討論をしたいと思います。なぜなら、議案と関係ないという声が先ほど盛んに出たんですけども、臨時職員の待遇についてお答えがありませんでした。

でも、最近の話ですけれども、チラシが新聞で3回折り込まれました。臨時職員募集のチラシが。それで、1月29日の申し込み締め切りの非常勤嘱託員、社会教育指導員の募集条件は、週24時間程度で月額9万2,000円。時給958円ほどで、もちろん最低賃金は上回っているんですけども、普通免許保持、ワード、エクセル、パソコンができる人、通勤費なし、社会保険なしと書いてありました。

1月19日の新聞折り込みの学校支援員、臨時職員の募集では、時給910円で1日6時間、週5日間。1ヶ月20日働けると計算して、月額10万9,200円。勤務時間により社会保険、雇用保険の適用ありと書いてありました。もし適用されなければ、そこから国保税、年金保険

料、払わなければなりません。

そして、2月10日募集のフォーレなかかわね茶茗館事務職員、臨時職員は、時給830円で週38時間。健康、体力に自信がある人。普通免許証保持者。エクセル、ワードのパソコンができる人。勤務時間などにより、やはり社会保険、厚生年金加入がありますと書いてありました。この場合でも1ヶ月に12万6,160円です。

どうやって生活するのかと考えられないでしょうか。臨時職員は、生活保護以下の生活しか許されないのでしょうか。それを決める立場の町長、副町長、教育長だからこそ、私は今回のわずかな期末手当の増額に対して、もともと基本的な報酬が町内の水準を見れば、町民の人たちから見れば、大半の人たちが自分がなれるわけないと思って諦めているんでしょうけれども、本当に大きな報酬が保障されていて、任務も大変だと思いますけれども、そういう方々だからこそ、私は、臨時職員の待遇が悪いということの改善、そしてまた、臨時職員で募集をするというのではなくて正規職員で募集をする。

とにかく若い人たちの暮らしをどうやって守っていくのか、そのところのお考えを聞かせていただきたかったわけですけれども、そのことに答えがなかったことで非常に残念ですけれども、今後のまちづくりによそから若い人たちを呼び込もうと、呼んでこなければならない。また、若い人たちをこの町で元気よく生活していってもらわなければならない。結婚してもらって、子供も希望する人数を産めるような、そういう生活ができるようにしなければならない。そういうことでは、やはり行政のトップの人たちの、そういう劣悪な臨時職員の待遇については何らかのコメントをいただきましたかと思つて、あえて反対討論をさせていただきました。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

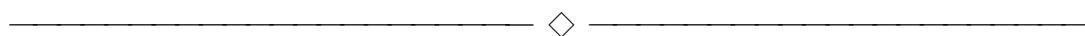
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがつて、議案第12号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第13号 川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第13号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第13号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第38 議案第40号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第38、議案第40号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第40号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第40号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第16 議案第18号 第2次川根本町総合計画基本構想の策定 について

○議長（太田侑孝君） 日程第16、議案第18号、第2次川根本町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑は総括的に行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、第1常任委員会へ付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、第1常任委員会へ付託することに決定しました。

◇

◎日程第22 議案第24号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（太田侑孝君） 日程第22、議案第24号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第24号、工事請負契約の変更契約の締結について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第24号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第23 議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（太田侑孝君） 日程第23、議案第25号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

本日、全員協議会で資料が配付されて、前から菌田議員も要望しておられましたけれども、経過、こういう内訳、いただけばとてもよくわかる内容の資料です。でも、よく目を通す時間がないまま、こういう7,000万以上の増額ということで、当日説明を受けて当日採決をしなければならないという、こういう国の補助金申請に期限がなかったからということですけれども、もっと事前に出して、必要だったらこういうことについてはちゃんと説明しなければならないだろうというふうには思われなかつたのかどうか、お聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時06分

再開 午後 5時08分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） この契約の案件につきましては、説明資料の内容についての精査を行いまして、本日お分けする形になったものでございます。その旨御了解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 確認します。事前に配るだけの時間がなかったということでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 資料の内容に間違いがないかの確認の時間に、必要以上の時間を要してしまったということで遅れてしまったという結果となりました。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。
(「質疑なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第25号、工事請負契約の変更契約の締結について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

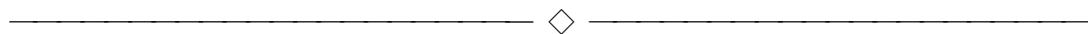
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第25号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。



- ◎日程第31 議案第33号 平成28年度川根本町一般会計予算
- ◎日程第32 議案第34号 平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- ◎日程第33 議案第35号 平成28年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- ◎日程第34 議案第36号 平成28年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- ◎日程第35 議案第37号 平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- ◎日程第36 議案第38号 平成28年度川根本町温泉事業特別会計予算
- ◎日程第37 議案第39号 平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（太田侑孝君）　日程第31、議案第33号、平成28年度川根本町一般会計予算から、日程第37、議案第39号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑は、議案第33号から議案第39号までの全てについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号から議案第39号までは、11名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第39号までは、予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は、議長を除く11名の委員を選任することに決定しました。



◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、3月16日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 5時12分

平成28年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成28年3月16日（水）午前9時開議

- 日程第 1 議案第 6 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 2 議案第 7 号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 8 号 川根本町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 9 号 川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 10 号 川根本町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 11 号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 14 号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 15 号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 16 号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 17 号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 19 号 川根本町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 12 議案第 20 号 川根本町自然休養村農林水産物直売所条例を廃止する条例について
- 日程第 13 議案第 21 号 町道路線の廃止について
- 日程第 14 議案第 22 号 町道路線の認定について
- 日程第 15 議案第 23 号 財産の取得について
- 日程第 16 議案第 26 号 川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止について
- 日程第 17 議案第 27 号 川根本町と静岡市との間の消防指令業務の事務委託の廃止について
- 日程第 18 議案第 28 号 川根本町と静岡市との間の消防事務の委託について
- 日程第 19 議案第 29 号 平成27年度川根本町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 20 議案第 30 号 平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 21 議案第 31 号 平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 22 議案第 32 号 平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 薦田 靖邦 君 | 2番 | 坂本 政司 君 |
| 3番 | 野口 直次 君 | 4番 | 根岸 英一 君 |
| 5番 | 芹澤 廣行 君 | 6番 | 山本 信之 君 |
| 7番 | 中田 隆幸 君 | 8番 | 小畠 侃一郎 君 |
| 9番 | 森 照信 君 | 10番 | 鈴木 多津枝 君 |
| 11番 | 中澤 莊也 君 | 12番 | 太田 侑孝 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|---------|--------|----------|
| 町長 | 鈴木 敏夫 君 | 副町長 | 森 紀代志 君 |
| 教育長 | 大橋 慶士 君 | 総務課長 | 長嶋 一幸 君 |
| 企画課長 | 山本 銀男 君 | 税務課長 | 伊藤 千佳子 君 |
| 福祉課長 | 鳥本 宗幸 君 | 生活健康課長 | 野崎 郁徳 君 |
| 産業課長 | 後藤 泰久 君 | 建設課長 | 大村 浩美 君 |
| 総合支所長兼商工観光課長 | 安竹 賢治 君 | 教育総務課長 | 前田 修児 君 |
| 生涯学習課長 | 藪下 和英 君 | 会計管理者 | 中野 裕文 君 |

事務局職員出席者

議会事務局長 大村 敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（太田侑孝君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月2日の日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

3月3日から9日の5日間、平成28年度予算審議のため予算特別委員会を開催し、熱心に御審議していただきました。なお、9日には現場視察も行っていただきました。

3月10日に午前9時から第1常任委員会を開催し、議案第5号、川根本町行政不服審査会条例の策定について、議案第18号、第2次川根本町総合計画基本構想の策定についてを御審議していただきました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（太田侑孝君） 次に、町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは平成28年第1回の川根本町議会定例会、中日ということで、大変お世話になります。最終日は24日ということになっておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。
なお、きょうは2月26日からの行政報告をさせていただきます。

2月26日に、議運並びに全協がございました。

2月29日ですが、東海総合通信局の課長がお見えになりまして、これまでの経緯等の説明

並びに今後についてのお話し合いをさせていただきました。この日には課長会を行っております。2月29日、入札を執行をしております。この日の午前中ですが、島田市の消防署長が来庁し、今後のことについて話し合いを行いました。この日の午後ですが、28年度の予算の記者発表を行わせていただいております。

3月1日ですが、お世話になりました川根高校の卒業式に出席をしております。3月1日の午後ですが、ICTの利活用の検討委員会の皆さんとの報告書ができたということで、報告書を受け取りました。この日の夕方ですが、水槽車が1台、それから第1分団へ可搬ポンプが1台それぞれ対応するということで、貸与式を行っております。

3月2日は、議会の初日でございます。

3日、4日は予算委員会。

4日は、ママ宅の皆さんの表彰が行われたということで、かわね来風の皆さんに表彰の伝達を行いました。

3月6日ですが、町政10周年を記念いたしました明るい未来づくりフォーラムが、文化会館で行われました。地元出身の前澤妙子さん、それから大南先生にお越しいただきまして、フォーラムを行いました。

3月7日ですが、予算委員会並びにこの日の夕方、美しい村連合の加藤理事長がお見えになつたということで、面談をしております。

3月8日、予算委員会。

3月9日、同じく予算委員会。それからこの日の午後ですが、KCCSの皆さんと京セラの関係の皆さんと広報をしたいということであります、その面談を行いました。3月9日の午後ですが、茶業組合の皆さんとお見えになりまして、今後の茶業組合のあり方について方向性が出たというような説明をいただきました。

3月10日、予算委員会を行っております。この日の午後ですが、JA主催によりますそれぞれ各種の品評会の上位の入賞者の祝賀会がございました。川根本町からも2人の方が表彰されたということで、一緒に出席をしております。

3月11日ですが、藤枝MYFCの社長がお見えになりまして、今後の後援をお願いしたいというような要請がございました。この日の午前中には、静銀の家山支店の支店長が来庁しております。この日の午後ですが、静岡河川事務所の所長がお見えになりまして、今後の事業計画等について説明がございました。残念ながら、この川根本町地区は静岡河川の事務所の関連は長島ダム関連しかなものですから、下流の話等も説明をいただきました。

3月12日には、長島ダムの周辺へ植栽ということで、今年はシバザクラとハナモモの植栽が行われたということで出席をし、何一つも私は植えませんでしたけれども、大勢の皆さんに参加をしていただいたというのがこの日でございます。

3月13日日曜日、これも大勢の皆さんに出席をいただきました。お茶の里のファミリーマラソンが行われまして、出席をし挨拶をいたしました。

昨日ですが、森林組合の地区の運営委員会がございまして、出席を午前中しております。
以上です。

○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例について

○議長（太田侑孝君） それでは、日程第1、議案第6号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

今回出された関係条例の整備に関する条例は、第1常任委員会に付託された議案第5号の行政不服審査法改正で設置することになった審査会で審査するとしたものを、個別の条例に審査会での審査を規定している場合は、不服審査会での審査を除外するものとするということと、字句の追加や訂正などが主なものです。

本来は議案第5号の採決が先にあって、その後この条例を採決すべきと思いますが、順番が違うため頭の中からはどうしても5号の委員会審査のことが離れません。それに沿っているかが気になるところです。

まず、1点目に、改正の目玉ともいえる不服申請の壁となっていた前置の廃止が、今回出された関係条例の改正でも廃止されたのか。廃止されたとすれば、その記述があると思うのですけれども、どこに規定されているのか伺います。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

最初に、前置の規定は廃止されているのかということですけれども、議員質問の不服申し立ての前置とはあらかじめ行政庁へ不服申し立てを行い、その判断を得なければ裁判所に出訴することができないという原則でございます。それにつきましては、国が改正施行した行政不服審査法に伴い関係法令、個別法令を整備し、不服申し立ての前置を廃止や縮小したものであります。

したがって、町が行う今回の関係条例の一部改正については、それを規定した記述はございません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 条例そのものにはないという御答弁だろうと思うんですけども、配付された資料には行政不服審査法の改正では、申し立ての壁となっていた前置が見直され

て、多くの法律で廃止、一部改正があったがそれでもなお21法律で一部残され、28法律で全部残すという不服申請の厚い壁がまだ残されているのも事実だと思います。

今回の関係条例の一部を改正する条例の第1条情報公開条例、第2条個人情報条例、第3条行政手続条例、第4条固定資産評価審査委員会条例、第5条の職員の給与に関する条例、第6条の町税条例、第7条の手数料徴収条例など、これは行政で不服が出た場合は対応できるものだと思います。

だから、除外されても構わないと思うのですけれども、その上位法になる法律がもしあっても、当然あるわけですよね、情報公開条例などの情報公開法とか。そういうものでも、こういう、先ほど課長が言われたあらかじめ行政庁へ不服を申し立てて、その判断を出されてからでないと裁判にかけられないとかそういうことが廃止されたのか、まだ残っているのか、その点はどうなんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 議員言われるとおりでございまして、今何条か言っていただきましたけれども、そのものについてはそれぞれに縮小、また廃止、それから修正というような形で進んでおります。

なお、もう少しつけ加えさせていただけるなら、前置き規定が行われたことによって、うちには規則というものがございます。当然条例はそれは守るべきですが、規則というものは行政的に事務を進めるためのものでございますけれども、それらの中にこの前置きという文言が関わってくる様式等もあります。それらは今から修正をかけて、3月いっぱいに修正をかけると。それらの件数は27件ほどございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第6号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第2 議案第7号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第2、議案第7号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番です。

企画課の情報政策室を情報政策課とする提案ですけれども、現在、情報政策室は3人で当たっていると思います。企画課全体では現在12名ということになります。情報政策課になると職員数は何人になるのでしょうか。

そして、企画課は28年度予算では全体で11人採られていて、まだ課の予算計上にはなっていません。課を設置して情報政策室の職員3人が課に上がるるとすると、企画課職員は予算上8人となってしまい、情報政策室がなかった25年の10人のときよりも2人も少なくなるんですけれども、これで大丈夫でしょうか。

○議長（太田侑孝君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） お答えします。

確かに平成25年度については、課長含め全員で10名だったんです。平成27年度は事業も大きな事業を持つということで12名にしました。そして、今回平成28年度についてはその企画と情報政策課ということで企画課を二分して、もちろんその内容については企画本質のまちづくりとか環境、その部分と広報情報課を分けて2課にしたわけです。その関係でも25年度の人数を確保したいと考えております。

また、仕事についてはそれでこなせると思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 最後に、25年度の人数ですか、確保したいと言われたのは。

○議長（太田侑孝君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） そうですね。25年度には10名だったんですけれども、そのくらいの人数を確保したいということです。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） そうすると、28年度の予算で11名の企画課の人数ですけれども、そこを二分してという先ほどの答弁でしたけれども、それで企画課に25年度の10人を確保すると、情報政策課のほうは一体何人ぐらいを考えているんですか。

○議長（太田侑孝君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） ちょっとすみません、勘違いしました。

先ほどの25年度については10名ということです。これについてはまちづくり環境室を入れて4人です。広報情報課、情報については5名だったんです。そして課長含めて10人という体制でした。

これについては情報関係を平成25年度と同じような形、また企画については課長が入ってきますので7名ぐらいを確保したいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番。

反対の立場から討論を行います。

ただいまの説明、ここにわかに聞いてどういう課の配置というんですか、人員体制になるのかよくわからないんですけども、予算上から見ると、28年度の予算上から見ると、新たに職員を募集するか、しなければその2つの課に分けることは難しいんではないかと思われました。

今、当町の町民の最大の関心は、どうすれば生活が楽になるか、所得が増やせるか、若い人が増えるか、子供が増えるか、そして、少ない年金でも万一病気や介護になつても安心して老後を過ごせるかということだと思います。

高度情報基盤整備事業は、決してスタートから町民の合意を得て進めた事業ではなく、完成後も町民に約束した豊かな情報提供や、双方向活用の具体的な見通しはまだ示されていません。高速ブロードバンドへの切りかえも余り進んでいない状況で、膨大な運営経費や維持管理費が町財政を圧迫することは明らかです。もう後戻りできないだけに、整備された施設をいかに町民に喜ばれるように取り組んでいくか、費用対効果とあわせて多くの課題を抱えています。

だからこそ、課を独立させるんだというお考えなのでしょうけれども、企画課の職員数は先ほども申しましたけれども25年度には10人だったのが、情報政策室を置いた26年度には11

人になり、27年度は12名にまた1人増やして大きな事業を取り組んできました。これを28年度予算ではまだ課の分の予算ではなく全体で11名の職員となっており、新たに課を新設するとなれば、どこかの課から引き抜いてくるか、室と変わらない少人数の課をつくって、企画課自体も8人という今までにない少人数で町の重要課題の対策、解決のかなめを担うことになります。

高齢化が進み、福祉課や生活健康課など専門職を1人でも多く配置したいときであり、また後退した農林、商工の盛り返しなどそれぞれの課がいかに情報をつかみ発信するかが大事で、それを戦略的に取り組む企画課は、分割ではなく知恵を出し合うことが大事であり、今課を新設する余裕など到底あるとは考えられません。

少ない職員の課をつくって邪魔されることなく仕事に専念できるということよりも、いろいろな職員の意見や職員から伝わってくる町民の声などを大切に受けとめて、多くの人で考え方を融通し合いながら進めることができ、今一番必要な町民の理解と協力を得られる方法だと思います。

何のための課の独立か私には理解できない状況で、無駄な支出を増やしたり、非効率を招きかねない今回の課の設置の提案には賛成できないことを述べて、反対討論といたします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、議案第7号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本案は、新たな情報政策課を設置して、現在企画課が所掌する広聴広報、地域情報化に関する2つの事務を担当させるという内容であります。

情報政策課の設置については、高度情報基盤整備工事が今年度完了し、来年度以降、整備された基礎を十分に利活用していく必要があります。3月1日には、ICT利用検討委員会から全15回に及ぶ委員会の報告書が提出されました。今年度策定した地方創生に係る総合戦略の推進とともに、委員会より提出された提案が速やかに実行できるよう、組織を強化し対応しようとしています。

また、広聴広報事務については、町民の皆様との協働による地域づくりのために欠かせないものであり、地域情報化の推進とともに情報政策課の所掌事務として重点的に推進していく必要があると考えております。

先ほど鈴木議員の反対討論の中にあったように、課の設置に関しては適正な人員の確保ということをつけ加えて検討していただきたいということをつけ加えまして、賛成の討論といたします。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第7号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第8号 川根本町防災会議条例の一部を改正する条例 について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第8号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 消防の静岡市への広域化に伴う字句の訂正ということでしたけれども、この字句の訂正によって何か変わることはないのでしょうか。

実際に現在、任命や指名している方がいらっしゃるのかお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 2点について、鈴木議員の御質問にお答えします。

最初の、字句を訂正したことによって変わることはないかということでございますけれども、平成28年4月1日からの消防広域化に伴いまして、うちが町で持ちます防災会議の委員を、島田市消防本部の職員から新たに広域事務局であります静岡市消防局の職員と委員名を変更することに伴う変更とともに、条文上に整合性をとるため「任命する」を「委嘱」に、そして「指名する」を「任命する」に字句を訂正するもので、町の防災会議の運営内容が根本的に変わるものではございません。

続きまして、指名している者はどのような方がおられるかということでございますけれども、防災委員の委嘱、新たな言い方として委嘱につきましては、指定地方行政職員として長島ダム管理所長、それから知事部局内の職員として中部危機管理局の局長、それから静岡市の、今言いましたように消防局の消防吏員、それから静岡県の警察官島田警察署長ということになります。それから任命につきましては、これは任命ですので副町長、教育長、それから町の職員、町の職員は課長となりますけれども、その方々などを指名しております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

◆

◎日程第4 議案第9号 川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第4、議案第9号、川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例について
は、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第10号 川根本町職員の再任用に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第5、議案第10号、川根本町職員の再任用に関する条例の一部を
改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

被用者年金制度の一元化により共済年金が厚生年金に統一されるのに伴って、厚生年金保
険法に新たに規定されるとの説明でしたけれども、町の職員に該当される方がいらっしゃい
ますかという通告をしたんですけども、どれくらいいらっしゃるのかおわかりでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

共済年金が厚生年金に統一されたという前段がございますけれども、これにつきましては
町の職員に関しては、平成27年10月1日から厚生年金に統一されてございます。

なお、今回上げさせていただくのは特定警察官等ということで、消防吏員とか公務護衛官
などの対象者となります。そのような方を町の職員とした場合にはこれらが適用されるわけ
ですけれども、そのような職員はございませんので適用者はございません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、川根本町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第11号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第6、議案第11号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 地方公務員法第24条第6項を第5項とするという、ただそれだけの改正なんですけれども、ここで削除されているものをいろいろ調べたんですけれども、探すことができませんでした。何かわかられば教えてください。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） お答えさせていただきます。

24条の2項が削除されております。その内容につきましては、職員の給与等に関する義務、達成目標が規定されていたわけですけれども、既に達成目標ではありませんというようなことで国のはうは削ったようでございます。それは推測の域でしか言いようがありませんけれども、その1項がなくなったために項ずれが生じたことによって、対象としていた6項が5項になるというようなことで、項ずれの修正でございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する條

例について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第14号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例
について

○議長（太田侑孝君） 日程第7、議案第14号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第15号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君）　日程第8、議案第15号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君）　起立全員です。

したがって、議案第15号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9　議案第16号　川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を 改正する条例について

○議長（太田侑孝君）　日程第9、議案第16号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君）　10番、鈴木です。

1点目は、指定管理者が4月1日より株式会社ビルネットに変わるのであって、1階の大広間の利用料金を区の事業などで利用する場合に限って、1時間当たり100円以内とするという、そして冷暖房を使用する場合は200円以内の額を加算とするというふうな改正ですけれども、今まででは使用料を取っていたのでしょうか、無料だったのでしょうか。もし有料だったらどういう人たちに幾ら取っていたか、わかつたら教えてください。

そして2点目ですけれども、この使用料がこれからは指定管理者に入るようになると思うんですけれども、区の事業以外の利用者はここに規定されないので誰でも無料で使えるのか、それでしたら区の事業で使う場合も無料とするべきではないかと思うんですけども、その

点についていかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） ただいま2点の質問をいたいたいわけですけれども、関連がございますので一括で説明をさせていただきたいと思います。

まず、今回の改正は1階の大広間を地区の事業で使う場合は、1時間当たりの電気量相当分と冷暖房の負担をしていただきたいという改正でございますけれども、温泉休憩施設を利用する方は入浴休憩にかかる利用料金として徴収をしております。

したがいまして、電気代等もその経費の中に利用料に含んでいただいているというふうに考えております。つきまして、今まで地区の会合、お祭り準備など事業を1階の大広間で行っておりますが、地区で管理をしてたために地区で光熱水費を負担しておりました。したがいまして、誰も無料では使用しておりませんということが、まず前提となります。

今回改正をいたしまして区の事業行う場合に金額を定めた理由は、指定管理者が接岨区以外の方になったことに伴いまして指定管理者が光熱水費を負担いたしますので、地区が使用する場合に指定管理者がその分を負担するわけにはいきませんので、電気量相当分を区でも負担をお願いしたいということとなるために、この今回の条例を定めて明文化をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第10 議案第17号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例について**

○議長（太田侑孝君）　日程第10、議案第17号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君）　起立全員です。

したがって、議案第17号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 議案第19号 川根本町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（太田侑孝君）　日程第11、議案第19号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第19号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◆

◎日程第12 議案第20号 川根本町自然休養村農林水産物直売所条例を廃止する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第12、議案第20号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例を廃止する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第20号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第21号 町道路線の廃止について

○議長（太田侑孝君） 日程第13、議案第21号、町道路線の廃止についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、町道路線の廃止についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第22号 町道路線の認定について

○議長（太田侑孝君） 日程第14、議案第22号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、町道路線の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第22号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第23号 財産の取得について

○議長（太田侑孝君） 日程第15、議案第23号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

1点目ですけれども、青部バイパスのトンネル掘削工事に伴う排出土砂置き場用に購入するという説明があったと思いますけれども、予算に関する町内の視察のときに長島ダムから出す土砂も入れるような話がされたと思います。埋め立て可能な容積は約5万立米ぐらいだという説明が現場でされたんですけども、トンネル排出土砂量はどれくらいなのか伺います。

そして2点目ですけれども、国道のトンネル工事で出る土砂置き場をなぜ町が用意しなければならないのかお聞きします。

それから3点目ですけれども、茶樹補償などは、あそこは茶畠が広いと思うんですけども、どうなるのかお聞きします。

それから、堤防をつくる計画がとまっている状態なんですけれども、洪水対策はどうなるのか、埋め立ててかさ上げすることでそれが対策になるのかどうか、その点4点についてお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 鈴木議員の御質問に答えさせていただきます。ちょっと回答が前後するかもしれません。

この用地の取得の目的ですけれども、町が発注する土木工事におきましては掘削等により土砂が発生します。その土砂の残土処理場が今ない状況です。そのため、その処分は業者が所有する残土処理場で処分をしている現状であります。そのため、町の残土処理場を確保する必要がありました。今回の土地につきましては、町がこの土地のここを残土処理場として用地の取得をお願いするものです。

それから、残土処理場の問題につきましては、町ばかりではなくて国・県の公共事業でも同じようにあります。国・県との連携の中で事業が円滑に進むよう、残土の受け入れについては協力していきたいと考えております。そのために先ほど質問からありました青部の掘削

土、また長島ダムの堆積土、そういうしたものも協力していきたいと考えております。青部トンネルの排出土砂につきましては、大体2万立米程度にする予定であります。

それから、茶樹の補償についてですけれども、今回議案として出させていただいておりますのは、議会の議決が必要な土地の面積及び所得金額を上程させていただいておるわけですが、当然土地には茶樹とか倉庫、あとは耕作物などがあります。それらは物件の補償基準に基づいて補償をさせていただきます。

洪水対策についてですけれども、今回、直接残土処理場ということで盛り土をすることは、洪水対策等は直接は関係ありませんが、道路、国道、今建設中の道路の高さと同じ高さまで土を盛ることにより、大井川の洪水に対してより安全な土地になると考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） トンネル排出土砂がおよそ2万立米ぐらい。それで、前段の説明ではこれから町が行う土木事業の残土処理場がないので、その確保の目的が第一であるということですけれども、そこにまた長島ダムの土砂を入れるとなると、一番最初の目的である町の土木事業における排出土砂を置くというか、処理する場所としてはなかなか使う余裕がなくなってくるのではないかと思うんですけれども、それと洪水対策についてですけれども、国道と同じ高さまで埋めていくとなると、やはり堤防などちゃんとそこの一端は工事をやらなければいけなくなると思うんですけれども、それも町でやるようになるんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 残土置き場、処理場につきましては、町内広い面積を持っていまして、全てを町の土木事業、土木工事で出た残土を青部に入れるということではなくて、運搬距離等もありますので近いところの残土、そういうものを青部のほうに入れたいと考えております。

それから、洪水対策の関係ですけれども、河川の護岸としてはもう既に土木事務所のほうで整備したものがあります。ただ、盛り土をすることによって想定する以上の洪水があった場合、例えば今の県が整備した堤防を越えるような危険がある場合でも、それ以上の高さまで土があるということで、洪水の危険がないというふうに考えていると先ほど言わせていただきました。特に護岸までという形で整備することは考えていません。土羽で考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、財産の取得についてを採決します。

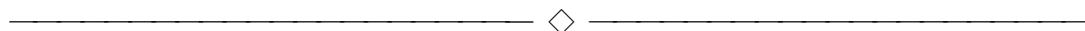
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第23号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第26号 川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止について

○議長（太田侑孝君） 日程第16、議案第26号、川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号、川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止についてを採決します。

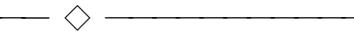
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第26号、川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止については、原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第27号 川根本町と静岡市との間の消防指令業務
の事務委託の廃止について

○議長（太田侑孝君） 日程第17、議案第27号、川根本町と静岡市との間の消防指令業務の事務委託の廃止についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号、川根本町と静岡市との間の消防指令業務の事務委託の廃止についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第27号、川根本町と静岡市との間の消防指令業務の事務委託の廃止については、原案のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第28号 川根本町と静岡市との間の消防事務の委託について

○議長（太田侑孝君） 日程第18、議案第28号、川根本町と静岡市との間の消防事務の委託についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

通告しましたけれども、この前の議案、27号と今の28号は全く同じ規約になっているので、どうしてかということが私はわかりませんので説明をお願いします。

それから、2点目ですけれども、消防の広域化で町民の方々も情報がかなり広がって心配

の声がいろいろ寄せられます。行政は広域になると組織も拡大されてスケールメリットやサービスの充実が図れるということを挙げられますけれども、町民の方々は救急車や消防車など連絡をしても今までより時間がかかったり、場所を言ってもわからないのではないかという心配の声をよく聞きますけれども、こういう点について大丈夫かということで説明をお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 鈴木議員の御質問に答えさせていただきます。今的内容につきましては2点ほどあるかと思います。

最初の27号に出した議案と28号に議案として出させた別添の資料について、同じものではないかというようなことでございますけれども、これにつきましては4月1日からの広域化には県への届け出義務があり、静岡市に委託するための新たな規約が必要です。要するに、新たに始まるということで新たなものがほしいというようなことで、それが議会の承認をいただく必要がございますので、議案第28号に掲載させていただいています。

それをもとにして、なおかつこれまで委託してありました指令業務は、先ほど言ったように廃止する必要があります。ただ、このところで全てを廃止すると、一旦廃止すると債務負担等の今まで行ってきた事業の継続ができなくなりますので、継続性を持ちながら指令業務の部分の廃止だけを行わなければならないということがございまして、規約の附則の中で26年3月の消防指令業務を廃止する規定を盛り込んだ規約により廃止の承認を求めるのが、27号議案でございます。

したがいまして、別紙に添付しました規約の条文は同じでも、求める内容は27号があくまでも廃止で、28号は新設でございます。という内容でございますのでよろしくお願いします。

それから、2点目のスケールメリット等は今もあるうかなと思いますけれども、今までの体制に変わりはないのかというようなことでございますけれども、全員協議会の中でもお話をさせていただきましたが、職員が2名ほど北分遣所、今度は派出所になりますけれども、増えるそうです。そのような体制の中で業務を進めていくということでございますので、私たち事務方としては心配することはないというつもりでおります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号、川根本町と静岡市との間の消防事務の委託についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第28号、川根本町と静岡市との間の消防事務の委託については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

10時15分再開します。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時30分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇

**◎日程第19 議案第29号 平成27年度川根本町一般会計補正予算
(第7号)**

○議長（太田侑孝君） 日程第19、議案第29号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

多岐にわたる通告をさせていただいているだけでも、何か前回は議員の皆さんにも通告書を配付されたみたいでしたけれども、今回はないということで非常に追っていくのが大変かもしれませんけれども、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、1点目ですけれども、最初の繰越明許費のところですけれども、工期が28年度3月以降の事業が全部で8件、今年に入ってからの事業も10件もあり発注の遅さが目立つが、全32件の事業のうち27年度の当初予算に計上してある事業は何件かお聞きいたします。

それと用地交渉に難航を來したとか、不測の日数を要したなどの説明も多いんですけれども、発注自体が遅いのではないかと思う点もあります。もっと早く出すようにできないか伺います。

次です。30ページ、歳出のほうへいきます。

3款1項2目の心身障害者福祉費、13節委託料です。そこで細節9の難病患者介護家族リフレッシュ事業委託料51万2,000円を皆減、全部減額。そして19節の細節に地域活動支援センター利用負担金40万8,000円も全部皆減。利用がなかったという説明でしたけれども、対象となる人数、そして予算を積算したときの人数、それから利用されない理由をどう把握しているか伺います。

4点目です。20節の扶助費の細節5のところで自立支援医療給付費20万円をこれもまた皆減、全部20万減額。それから、細節12のところの自立支援医療費等給付費48万円、これも全て皆減でマイナス48万円と、どちらも皆減をしているんですけれども、細節5と細節12の中身の違い、そして対象者の違い、予算時の対象人数、積算人数、利用ゼロの理由について伺います。今のは同じ名前で出ているものですから中身が違うのか、対象者が違うのかということで確認をさせていただきたいということです。

それから、5点目ですけれども、34ページです。

4-1-1の保健衛生総務費、19節の細節20で町の食品衛生協会補助金14万円が、これずっとこの間、毎年続いているみたいですが、14万円皆減になっています。この理由について説明を求めます。

6点目です。その2目の母子保健費、13節委託料、細節1の妊婦健診審査委託料364万8,000円を248万円減額するということについて、出生数が26年度は35人ぐらいあったと思うんですけども、27年度に15人に激減したという報告がありました。こういう妊婦健診委託料でも大きな減額にそれがなったのかどうか。こういう子供がなかなか出生数が減ってしまっているという状況をどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

7点目です。35ページの4目健康増進費の9節旅費のところで……、これはすみません、先ほど説明があったので削除します。

それから、5目の地域医療推進費の8節報償費ですけれども、細節1の医療体制検討委員報償費42万円を28万円減額について、これは事前の説明をいただいてお医者さんや歯科医師さん、薬剤師さんの13人分を計上したということなんですかけども、まだ1回も開催できていないのを1回分残して減額をするという説明を昨日でしたか、電話でいただきました。28年度の予算にも計上しているとの説明もありましたので、この開催できなかつたことについて、ネックはどのようなことだと考えていらっしゃるかお聞きいたします。

それから、38ページですけれども、6-1-3の農業振興費について19節の細節23特産物振興事業費補助金705万円を130万円減額をしています。実績による減という説明でしたけれども、その実績の内訳について説明を求めます。

それから、次は4目の地域農政総合推進事業費の19節の細節21青年就農給付金300万円を皆減をしてゼロになっていますけれども、2人分を予算化したんですけども、27年度内に就農にこぎつけられなかったということで、28年度には実現できそうな見通しもあるという説明がありました。相談があった場合にどのような対応されているのか、また、PRはどの

ようにしているのか、人の、若者の人生をある意味では変えることでもあり非常に責任の重いことであるというのは、担当の職員からも伺っていて理解できますけれども、せっかくある、こういう若者を呼び込めるかもしれない可能性のある事業について、どのように対応しているのか、考えているのかを伺います。

それから、39ページの5目茶業推進対策費の19節、細節21の特産物振興事業費補助金315万6,000円を100万円その中から減額をすることですけれども、茶園の改植補助金の減ではないかと思われるんですけれども、改植面積の推移などをわかりましたら教えてください。

それから、細節22の茶業施設整備強化事業費補助金939万円を639万4,000円減額するという、その内訳です。実績でも、削減の理由でも、どちらでも構いませんけれども、教えていただきたいと思います。削減の理由について。

次の23の中山間地域農業振興整備事業補助金878万円を439万円削減するということで、説明は乗用型摘採機の要望2件に対して、県に1台しか予算がないためという説明がありました。今年の茶季には間に合わないわけですけれども、町が県の分をこういう場合希望があるんだから出して手当てをするということはできないのか、お聞きをいたします。

次ですけれども、41ページの6-2-2です。林業振興費の19節の細節22林業関係事業費補助金公共造林分ということで1,351万、当初予算の2,391万円に対して半額以上の削減について説明を求めます。

財源のところで、木の駅事業の登録者負担金48万円を皆減するというふうな補正予算になっていますけれども、その理由もあわせてお聞きいたします。

次、13個目ですけれども、47ページの8-4-1の……、これ、すみません。これは削除です。申し訳ありません。

それから、15節の工事請負費で同じ8-4-1ですけれども、352万3,000円を132万5,000円減額に対しての説明が、聞き間違えだったのかもしれませんけれども、差金という説明があったと思います。もし差金とすれば、余りにも多過ぎる差金ではないかと思いますので、確認の御答弁をお願いいたします。

それから、48ページの9-1-1常備消防費、11節の需用費の細節6修繕料50万円を48万7,000円減額するという説明も差金ということだったんですけれども、これも私の聞き間違いかもしれなくて、次の備品購入費で30万円減額をするんですけれども、そちらのほうが差金だという説明だったのかなと思うんですけれども、その点も確認をお願いいたします。

49ページの10-1-3教育諸費のところですけれども、奨学金貸付金96万円の予算を48万円減額することについて、当初では継続1名、新規3名を計上したという説明があつたんですけれども、今年度新規で何人増えたのかお聞きいたします。

それから、返済期間の延長と、これまでも要望してきたんですけれども、返済期間の延長5年ではなくてもっと長くしてほしいということ、それから給付型奨学金の創設を求める要

望もしてきましたけれども、そういう点について検討する考えはないかお聞きいたします。

それから、50ページの10款2項2目の小学校費の教育振興費、20節扶助費で細節1の要・準要保護児童就学援助費93万2,000円を50万円の減額で、50%以上の減額になっているんですけども、当初予算でもっと申請者といいますか、受給者を増やしたいという思いで予算をつけてくださったということでは私はありがたいなと思うんですけども、実際申請者が少なかったということでの減額だと思います。それで、これまで申していましたけれども、当町はやはり使いにくいというか、申請しにくい状況ではないかと思います。

当町のそういう点では手続の改善とか、それから本当に困っているというか、これはそんなに生活保護までいかなくても申請できるわけですから、早く言えば町の職員、新採の職員の給与ぐらいでも対象になるわけですので、本当に子育てにお金がかかるということで、こういう制度を使うことを私は何も遠慮することではなくて、権利だよということで進めていただきたいなと思うんですけども、その点についてお考えをお聞きしたいということと、当町の援助費の受給率、児童生徒数に対する援助費受給の人数がどういうふうに率がなっているかを伺います。

それから、51ページの10款3項2目の教育振興費、20節扶助費の細節2の特別支援教育修学奨励費で10万円の予算が減額されているんですけども、ここは当初予算では幾らあったのか、ちょっと私の記入漏れなのかもしれませんけれども教えてください。

それから、52ページの10款4項1目の社会教育総務費、19節ですけれども、55万円の減額になっていますけれども、この19節の55万円についても内訳を教えていただきたいと思います。

それから、2目の生涯学習推進費、8節報償費の講師謝礼のところで、138万1,000円を40万円減額。それから、9節の旅費の費用弁償で53万6,000円を30万円の減額という、かなり減額が大きいわけですけれども、この理由について説明を求めます。

それから、3目の文化会館運営費、7節賃金が、すみません、これも説明をいただいたので削除します。

次の54ページの、海洋センター運営費に移ります。13節委託料の細節10利用団体送迎委託料が92万1,000円を66万1,000円減額になっていますけれども、すみません、通告に△を書くのを忘れました。減額になっていますけれども、この説明をお願いいたします。

そして、通告はそれだけなんですけれども、通告をしていない点で3件質問をいたします。

まず1点目は、25ページの2款2項企画費の5目情報制作費であります。25ページです。そこで、日本年金機構の情報流出からマイナンバー関係のシステム強化が国から出され、13節の委託料で自治体情報セキュリティ強化対策事業構築委託料984万5,000円と、18節の備品購入費でウイルスソフト購入に918万7,000円が計上されているわけですけれども、国の補助は560万円しか計上されていません。既に計上されているのか、あるいは国補助が今後入るのか、その点についてお聞きいたします。

そして、今後もウイルスセキュリティーのことでは、情報流出などの事件が起きるたびに、サイバー攻撃とか起きるたびにこういう強化がされていくと思うんですけれども、その場合の町の費用が今回みたいに町がほとんどというんですか、大半を持つようなことを想定しておられるのかどうか、その点についてもお聞きいたします。

それから、2点目ですけれども、同じ目の19節に出ている端末利用負担金ですが、当初予算で2,903万1,000円を計上していたのを、今回733万1,000円減額補正をするというのが出ております。端末機は当初2,800台で計上したわけですけれども、端末機の台数の減によるものという説明がありましたけれども、当初予算では12カ月の負担金を計上しており、実際に住民宅に設置されたのは多分7月ぐらいから使えるように、早いところは4月から使えるところも出たと思うんですけれども、その12カ月の予算を組んでいるわけですから、その点でも台数だけではなくて、ある程度見通しを立てて減額ができるのではないかと思うんですけれども、どうなっているのかお聞きいたします。

それから3点目ですけれども、28ページの2-4-1の戸籍住民基本台帳費、19節の地方公共団体情報システム機構負担金、J-LISへの負担金271万4,000円を130万6,000円増額する補正について、マイナンバー開始によるセキュリティー強化に伴う増額ではないかと思いますけれども、これも103万6,000円、財源が国から入るということで、かかるお金の3分の……、すみません、勘違いしていました、全額国から入っていますので。これは申し訳ありません、削除します。

以上、2点の追加をしますけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） それぞれの課があるかと思いますので、最初に総務課の該当するところからお答えさせていただきます。

まず、明許繰越費の①番の関係で全32件の明許繰越を行っていますけれども、これの中で当初予算に計上してある事業費は何件ですかということでございます。

予算書の4ページの第2表、繰越明細書の一覧の中から御説明させていただきます。4ページでございます。

その中に、最初に企画費、それから戸籍住民基本台帳費、それから老人福祉費につきましては補正予算での対応でございます。

次の建設課が所管します6款、8款、11款の27件については、当初予算でとったものは17件でございます。

次に7款商工費、それから9款消防費の2件ともに、これは当初予算で計上したものでございますので、したがいまして、当初予算で計上したものは全32件中19件となります。

以上が、①番の繰り越しの関係ですけれども、総務課の関係では14番目の御質問の48ページの常備消防費の需要費、細節6修繕費、それから備品購入費の関係でございますけれども、議員御指摘のとおりでございまして、修繕費は使用がなかったための減額で、備品購入費に

については入札差金による減額のものでございます。

以上が総務課からです。よろしくお願ひします。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 繰越明許の関係でもっと早く出すようにということで、件数が多い建設課のほうからお答えさせていただきます。

当然、早期発注、年度内完成は当初から目的としているところです。おっしゃるとおりであります。

ただ、災害等の突発的事案などや国・県の連携が必要となったこともあり、繰越明許が多くなっていることも事実であります。今後とも早期発注、年度内完成には努めていきます。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、3点目、4点目、心身障害者福祉費の減額についてお答えをさせていただきます。

まず、心身障害者福祉費、13節委託料、細節9難病患者介護家族リフレッシュ事業委託料でございます。これは、現在町で把握している対象となる方は、今把握している方は1名ということでございます。この事業は、難病患者の中で特に人工呼吸器を装着するなどの難病患者を介護する家族の負担軽減のために、訪問看護等を利用した場合にその費用を助成するものでございます。平成27年度については利用希望者がなく減額をするものでございます。予算の積算に当たっては訪問看護4時間の利用単価2万1,312円を、月2回の利用の12カ月分51万2,000円を計上したものでございます。

次に、19節地域活動支援センター利用負担金ですけれども、これは障害のある方が、当町には地活ございませんので他市町の地域活動支援センターを利用した場合に、そこのセンターの運営費を町で負担するものでございます。予算積算に当たっては、そのセンターで係る運営費を利用人数で案分した金額となります。利用するセンターによって基準額は変わりますけれども、本年度の予算については、1名が他市町の地域活動支援センターを1年間利用したと想定しまして、40万8,000円を予算計上したものでございます。

次に、20節扶助費、細節5の自立支援医療給付費でございます。これは給付費のうちの厚生医療分でございます。この厚生医療は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去、軽減する手術等の医療費について給付を行うもので、予算の積算に当たっては1回の医療費4万円を5回分計上したものでございます。

次に、細節12自立支援医療等給付費でございます。これは育成医療分ということでございます。これは児童福祉法第4条第2項に規定する障害児で、その障害を除去、軽減する手術等の医療費について給付を行うもので、予算積算は1回の医療費9万6,000円を5回分計上したものでございます。いずれも自立支援医療の給付費でございますけれども、厚生医療は

18歳以上の障害者の方が対象、育成医療は障害児の方が対象ということでございます。いずれの給付費も、この医療を使用する方がいなかったための減額でございます。本年度は全て利用者がなく皆減ということになりましたけれども、障害のある方、またはその家族の方がこのサービスを受けたい場合にすぐに対応できるように、当初予算として設けさせていただいてあるものでございます。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、野崎郁徳君。

○生活健康課長（野崎郁徳君） それでは、生活健康課関係の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、4款1項1目保健衛生総務費の19節の負担金補助金の部分について御説明をさせていただきます。細節20の町食品衛生協会への補助金でございますけれども、当協会は飲食業者の方等で組織されており、食中毒の発生に対する予防等の広報活動、また研修事業等を開催をしていただいております。平成27年度まで、本年度までは旧町単位にそれぞれ組織をされておりますが、28年度以降は合併をする形で一つの組織という形の取り組みをされるというふうに聞いております。

今年度につきましては、当協会の事業経費が町補助金に頼らず自主財源、会費及び繰越金によって事業が対応できるということで、当協会から補助金交付については不要であるという旨のお話をいただきましたので、減額をさせていただきました。

次の4-1-5地域医療推進費のところの、医療対策検討委員会の開催についての御質問でございます。鈴木議員の御質問の中にもありましたとおり、検討会においては顔ぶれとしましては町内にいらっしゃいます医師の方、歯科医師の方、薬剤師の方を一堂に会していただきまして、医療の現場から様々な状況等の御意見、お考えをお聞きし、いろいろな形で今後役立てていくという趣旨のものでございます。

今年度において開催できていない理由につきましては、当初は上長尾診療所の先生が御不在であったこと、それに向けて医師確保に対応していたこと、また先生が開業されてから後、それ以前の先生のほうから、上長尾診療所の先生の開院体制が今年の1月から週2日になりましたけれども、その状況を待ってから話し合いを持ちましょうというような御意見をいただきました。それを受けまだ開催に至っておりませんが、現在、年度内に開催をするよう日程を調整をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 産業課関係の説明をいたします。38ページになります。

6-1-3農業振興費、19節、細節23特産物振興事業費補助金ですが、130万円の減額です。内容ですが、自力作業道の開設1,000m290万円に対しまして、400m190万円の見込みであります。特定事業として機械施設整備2件265万円に対しまして、2件235万円の見込みで

あります。

続きまして、6－1－4 地域農政総合推進事業、19節、細節21青年給付金の300万円の減額ですが、2名の方の相談を受けて農林事務所、大井川農協と連携して、制度に基づきまして就農計画の指導を行っております。PRに関しましては、農業関係の会議等、それからJA営農経済センターにより普及活動をしております。

続きまして、6－1－5 の茶業推進対策費です。19節、細節21特産物振興事業100万円の減額ですが、茶園の改植になります。予算200a 315万6,000円に対し、130a 215万6,000円の見込みであります。改植の面積の推移ですが、ここ数年、減少の方向になってきております。

細節22茶業施設整備強化事業費補助金639万4,000円の減額です。荒茶加工施設1件189万円に対して、1件99万8,000円の見込みです。2台の機械更新の予定でしたが、1台の更新ということになりました。乗用型の摘採機の導入ですが、5件750万円に対して、2件199万8,000円の見込みであります。

細節23中山間地域農業振興整備事業費補助金439万円の減額ですが、乗用型茶園管理機の導入予定が要望2件ということで、県補助金の割り当てが1件ということで、補助要件に該当する1件を導入することとしまして、ほかの1件につきましては町単独事業で検討をいたしましたが、今年度の導入を見送ることになりました。県費分を町が立てかえることはできませんのでお願いします。

6－2－2 林業振興費です。19節、細節22林業関係事業費補助金公共造林分1,351万円の減額ですが、内容といたしましては間伐事業90ha1,629万円に対して、48ha650万円の見込みです。作業路開設事業といたしまして、7,000m462万円に対し、3,700m220万円の見込みです。防護柵設置事業3,000m300万円に対して、1,300m170万円の見込みです。歳入の木の駅事業の登録者の負担金の減額の件ですが、山村活性化交付金で安全用品を購入ということで、当初の見込みが物品の購入は50%の交付だよということで4分の1を負担していただく予定でしたが、この安全用品の費用が全額交付金の対象となったということから負担金が不要となりましたので、減額をさせていただきました。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 47ページ、8－4－1 町営住宅等管理費の工事請負費の減額につきまして説明させていただきます。

当初予算で大島団地のシロアリ対策として、200万円ほど予算のほうを計上させていただいておりました。予算執行におきましてシロアリ被害ということでかなり広範囲の被害を心配しておったわけですけれども、部分的な修繕で済みました。必要な修繕は全てできましたが、実績として38万円ほどの金額で済みました。

以上によりまして、実績に基づく不用額ということで減額補正をお願いしております。よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） それでは続きまして、教育総務課関連の御質問を3点ほどありますけれどもお答えをさせていただきます。

まず、49ページの11－3 教育諸費の21節奨学金貸付金の減額でありますけれども、当初継続1名、新規3人を計上したけれども新規何人かという御質問と、返済期間の延長及び給付型奨学金の創設を検討する考えということでございますけれども、現在、継続が1名、これは2年目の方でございます。それから新規の方が1名、当然1年目でありますけれども、2名に奨学金を貸しつけております。いずれも高校生でありますて、返済をされている方は現在3名となっております。この返済期間につきましては、5年以内の範囲で選択をしていただいております。

返済期間の延長につきましては、今後の検討課題ということで考えておりますけれども、現状では逆に返済期間を4年に短縮して返済をされているという方もおりますので、そうした実情も考慮しながら検討すべきではないかということで考えております。

また、新規の給付型奨学金の創設につきましては、12月の議会でもお答えをさせていただきましたけれども、例えば医師の資格を取る場合などで奨学金を免除している自治体、具体的には近隣では島田市さんとか藤枝市さんの例がありますけれども、今後そのような場合においての免除制度等も検討することも必要だということで考えてはいきたいとは思っております。

続きまして、50ページの10－2－2 小学校費の教育振興費扶助費、準要保護児童の減額でありますけれども、まずこの制度の周知につきましてはこれまでお答えをさせていただいているとおり、町のホームページ上でお知らせをさせていただいておりますほか、学校とか、民生委員、児童委員の方々の見守り等によって、支援が必要な方々に対する声がけとか相談に応じております。今後も関係の方々との連携を深めまして、制度の周知等に努めてまいりたいと考えております。

また、平成28年3月現在、今現在、準要保護就学援助費の支給世帯は、小学校で6世帯7名、中学校で7世帯8名でありますので、児童生徒数全体との比較では小学校児童で3.37%、これが受給率です。208人の児童に対して7名支給。それから中学校生徒で6.02%、133人の生徒に対して8名支給ということになっております。

続きまして、3点目でございますけれども、51ページの10－3－2 教育振興費の中学校費扶助費の特別支援教育の就学奨励費でありますけれども、補正前の特別支援教育就学援助費は34万1,000円であります。現在対象となっておられるのは、中学校では3世帯の3名ということでありますけれども、予算編成時は5人を見込んでおりました。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） それでは18点目及び19点目の御質問にお答えさせていただき

ます。

52ページからとなりますので、よろしくお願ひします。

まず、10款4項1目社会教育総務費、19節負担金補助及び交付金55万円の減額の内訳ですが、川根本町文化協会の補助金が実績に伴う予算不用額の減額50万円、及び中川根町史研究会につきましては、本年度につきまして会の財源で事業執行が可能ということにより補助金の申請がなかったということで5万円の減額、合計55万円の減額となっております。

続きまして、10款4項2目生涯学習推進費、8節報償費40万円の減額補正につきましては、社会教育関係事業における講師謝礼の実績見込みに伴う不用額の減額でございます。主な理由としましては、まず海の子山の子交流教室、次にふるさと発見団事業、これにおきまして講師を職員が行ったことなどにより予定より講師数が少なくて済んだこと。次に、趣味実用講座、この講座数の減による講師謝礼の減。また、家庭教育学級の講師につきまして、県の人づくり事業の活用による講師派遣となったため、講師謝礼がかからなかつたことなどによる講師謝礼の減が主な理由となります。

続きまして、9節旅費の費用弁償30万円の減額補正につきましては、生涯学習推進協議会先進地視察研修会におきまして推進員の参加者数の減に伴う費用弁償の減となっております。

次に、54ページになりますが、海洋センター運営費、10款5項2目の13節委託料の海洋センター利用団体送迎業務委託66万1,000円の減額補正につきましては、実績見込みによる不用額の減額となっております。これにつきましては、B&G海洋センターの体育館及びプールで行っております幼児運動プログラムによる、幼児フロアリズム及び幼児のアクアリズムにおける三ツ星保育園、聖母保育園、さゆり幼稚園の園児の送迎を、送迎の安全性の確保と職員の負担軽減のために本年度から業務委託を行っておりますが、業務を委託するに当たりまして、スクールバスの校外活動運行との調整が必要であることから、スクールバス校外活動運行管理業務の履行社との随意契約となったため、1回当たりの単価が当初想定していたよりも低く抑えられたこと、また今年度は校外活動運行業務が3年に一度の契約の更新の年に当たりまして、同契約の履行期間の開始が8月となったことに伴い本業務の開始が9月となつたことで、当初予定していたより支出が低く抑えられていることによる減額となります。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 4－1－2の母子保健費、13委託料のところです。

御質問がありました平成27年度の出生数が15人に減少した状況に対し、どのように考へるかということについてお答えしたいと思います。

平成27年度の出生数は15人と、平成22から26年度までの5ヵ年平均35人と比較しても大きく減少した状況にあります。少子高齢化の状況がますます深刻化している状況にあると危惧しております。出生数減少の要因としては、統計データ等の算出において女性の出産可能年齢とされている15歳から49歳までの女性人口が年々減少していることや、全国的な婚姻数の

低下、晩婚化等によりもたらされていると考えられます。町としては川根本町総合戦略の基礎としてお示しした川根本町人口ビジョン実現に向け、川根本町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図り、「誰もが住み続けたくなる町 川根本町」を目指し対応していく所存であります。

以上であります。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、企画課関連の自治体情報セキュリティー強化対策事業についての御質問にお答えします。

まず、560万円という国の補助ですけれども、こちらは国のはうで補助基準額を示されております。それにつきましては、平成27年1月1日の町の人口7,740人というものが一つの基準でございます。人口10万人までということで、国のはうでは1,000万円プラス人口掛ける158円というものがございました、示しております。その結果、補助基準としては1,120万円が町の補助基準額の上限額となります。その2分の1の金額560万円が今回補助金として国から示された金額となります。実際の工事費とは離れてはおりますけれども、これが国からの示された金額であります。

今後の町として補助以上の金額をどう対応するのかというような御質問がありましたけれども、国のはうの通知におきましては、平成28年度地方財政対策におきまして、自治体の情報セキュリティー構造改革推進事業として、これは12月の時点の情報ですけれども1,500億円が地方財政計画の歳出に計上されることとなっております。情報セキュリティー対策として、経費として、都道府県や市町村が行う住民情報の流出拡散防止やLGWAN接続系とインターネット接続系の分割等、所要のセキュリティー対策を講じるための経費等や今後導入される自治体情報セキュリティークラウドの運用、管理等にかかる経費を計上となっております。交付税等で措置をされるということも国のはうではやっておりりますので、そういうことで財源手当ではされていくものと考えております。

それと、かわねフォンの端末機の御質問がございました。端末機のこの経費は、実際に試験運用が始まりまして日々設置された世帯分を毎月報告を受けております。ですので、月によってだんだんその台数が一月一月増えてまいりました。その結果、年間として必要な金額を積算して、今回のマイナス不用額の計上となったものでございます。

以上が回答になります。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑ありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当によくわかりやすい説明がされて、反対討論も用意したんですけども、結局差しかえもあったし本当に職員の皆さんにとっても努力をしている、減額も単なる減額ではなくて、いろいろな町民への調査とか対応をされた上での減額であり、予算計上のときに使いたい人が出してくればということで計上しているということも、今の説明でほとんどわかりました。

それで、最後の追加で質問を出したところですけれども、端末機の利用料の減額について私が質問したのとは違っていて、月々設置された数によって負担金を計算していった結果の733万1,000円の減額だという説明もありましたけれども、その点で何も議会に月々どれくらいの端末が設置されているのかということも報告もありませんので、この場でその月々の報告されている台数について説明をお願いしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 27年度それぞれの月に設置された報告を受けておりますので、その数値につきましては手元に資料がございませんので、正確な数字をちょっとここで報告することはできませんので、後でよろしければ実数は報告できるかと思いますが、よろしいでしょうか。

○10番（鈴木多津枝君） すぐにわかりませんか。

○議長（太田侑孝君） ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時34分

○議長（太田侑孝君） それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） すみません。時間をいただきまして台数を確認させていただきました。

かわねフォンの利用料として町のほうで負担金としてお支払いをしている台数ですけれども、5月分としては456台、6月分としまして1,726台、7月分として1,830台、8月分が2,142台、9月分2,513台、10月分2,696台、11月分2,706台、そして12月分から2月分までは2,719台となっております。3月分につきましては、今のところはまだ請求を受けておりませんのでわかりません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第29号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。



◎日程第20 議案第30号 平成27年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第3号）

○議長（太田侑孝君） 日程第20、議案第30号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

数字とか法令ではないので通告をしていませんけれども、1点お聞きをいたします。いつも言っていることなので、ぜひ前向きな答弁をお願いしたいと思います。

それは、一般被保険者療養給付費の2,000万円増額見込みに対して、今回の補正は国療養給付費負担金で503万8,000円、前期高齢者交付金の精査で浮いた128万8,000円、県の調整交付金100万6,000円、一般会計繰入金648万4,000円のほか、支払準備基金繰入金の取り崩し予定額を612万7,000円増やして、後期高齢者に当てる予定で浮いた144万8,000円と国・県支出金と返還金の42万7,000円に当てた残りの714万8,000円を2,000万円の医療費増額の部分へ充てるという補正の内容ですけれども、基金を取り崩した額を一般会計からその他の繰り入れで積み戻すというところがとてもすばらしい内容だなと私は感じました。

このように医療費の不足が見込まれる場合に基金を取り崩して充てて、その使った基金の穴埋めを一般会計からその他の繰り入れで補填をしていくことで、町民の3分の1余の方、あるいは世帯数の約半分を占める国保の加入者への負担増を回避するという、こういう方針がこれからも引き継がれていけばいいなど本当に心から願うものでけれども、とりあえず今年6月に行う本算定でもこのような対応されるかどうかをお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 今お褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございます。

これからも国保関係はそういう方針で進めていかなければと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。
(「質疑なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第30号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案に賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。
したがって、議案第30号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第21 議案第31号 平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（太田侑孝君） 日程第21、議案第31号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
本案について、質疑はありませんか。
(「質疑なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第31号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採

決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第31号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第22 議案第32号 平成27年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第4号）**

○議長（太田侑孝君） 日程第22、議案第32号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月24日午前9時、本会議を開会し、一般質問及び議案第5号、第18号並びに第33号から第39号の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時44分

平成28年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成28年3月24日（木）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 5 号 川根本町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 3 議案第 18 号 第2次川根本町総合計画基本構想の策定について
- 日程第 4 議案第 33 号 平成28年度川根本町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 34 号 平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 35 号 平成28年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 36 号 平成28年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 37 号 平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 38 号 平成28年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 39 号 平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 41 号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 42 号 平成27年度川根本町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 13 発議第 1 号 川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議員派遣の件

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 薦田 靖邦 君 | 2番 | 坂本 政司 君 |
| 3番 | 野口 直次 君 | 4番 | 根岸 英一 君 |
| 5番 | 芹澤 廣行 君 | 6番 | 山本 信之 君 |
| 7番 | 中田 隆幸 君 | 8番 | 小畠 侃一郎 君 |
| 9番 | 森 照信 君 | 10番 | 鈴木 多津枝 君 |
| 11番 | 中澤 莊也 君 | 12番 | 太田 侑孝 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|---------|--------|----------|
| 町長 | 鈴木 敏夫 君 | 副町長 | 森 紀代志 君 |
| 教育長 | 大橋 慶士 君 | 総務課長 | 長嶋 一幸 君 |
| 企画課長 | 山本 銀男 君 | 税務課長 | 伊藤 千佳子 君 |
| 福祉課長 | 鳥本 宗幸 君 | 生活健康課長 | 野崎 郁徳 君 |
| 産業課長 | 後藤 泰久 君 | 建設課長 | 大村 浩美 君 |
| 総合支所長兼 商工観光課長 | 安竹 賢治 君 | 教育総務課長 | 前田 修児 君 |
| 生涯学習課長 | 藪下 和英 君 | 会計管理者 | 中野 裕文 君 |

事務局職員出席者

議会事務局長 大村 敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（太田侑孝君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月16日の日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

3月16日の本会議散会後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程、発議案件等について御協議いただきました。

また、全協終了後、議会広報委員会を開催し、委員の皆さんには議会だより速報版の作成等を行っていただきました。まことにありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎一般質問

○議長（太田侑孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、薗田靖邦君、芹澤廣行君、中澤莊也君、野口直次君、鈴木多津枝君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いします。

1番、薗田靖邦君、発言を許します。1番、薗田靖邦君。

○1番（薗田靖邦君） おはようございます。

通告に従って一般質問をします。

平成28年3月2日に設置された28年度当初予算特別委員会委員長として、会議の進行を務

めさせていただきました。平成28年度予算編成方針による3つの基本目標、安心して住めるまちづくり、農林業が元気で豊かな経験、自然を生かしたまちづくり、交流と触れ合いのまちづくりに基づき編成されていることを確認しました。

しかしながら、予算委員会最終日にも申し上げましたが、大切な財源である普通交付税の減額が始まった点は危惧するところであります。平成33年度からは1町分の交付になるということですが、平成26年度決算時の影響額として4億7,000万ほどであると聞いています。この先、交付税制度の見直しもあろうかとは思いますが、この影響額がどれだけ圧縮できるかが、今後の行政運営を考えると大変重要であると思われます。

今後見直される交付税制度の内容など十分認識し、適正に処理されることを強く要望しますが、これから町の形成を考えていく上で、そのことも含め的を絞った施策の展開について小さな町の方向性についての質問が、一点目です。

2点目は、1つ目の質問に関連している箇所もあるうかとは思いますが、重点分野への人材集中、新設される情報政策課に沿って機構改革の必要性についての質問です。

昨年の議員研修で、徳島県美波町、上勝町、神山町に行き、研修報告会もしました。3町とも人という技術がありました。できない理由を考える達人、この集団がこれからの当町にとって大切なことと考えます。町の可能性を狭めず、周りの環境ではなく、できない理由を考える、どうすればできるのか、官民スイッチオングの取り組みが重要であり、行政側の重点分野への強い対応を町民の皆さんのが望んでいるところではないかと思います。

次年度の機構改革の一つ、情報政策課を設置した目的について、その位置づけ、また新たな機構改革の推進、総合計画の推進体制についても、機構改革に絡めて伺います。

演壇からは以上です。

○議長（太田侑孝君）　ただいまの菌田靖邦君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　それでは、菌田議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

先ほど質問にもありましたけれども、平成28年度一般会計及び特別会計の予算総額は88億9,860万円で、前年度と比較いたしまして3億5,430万円、率にして3.83%の減額となる予算を計上をさせていただきました。その中で一般会計予算は62億1,700万円であります。前年度と比べ2億4,400万円、率にして3.78%の減額となる予算となっております。

平成28度予算につきましては、心が触れ合う感動のまちづくりを推進をするため、菌田議員がおっしゃった3つの目標を目指し、平成26年度に着手し、27年度完成となる高度情報基盤施設の本格的な運用と利活用、起業及び事業継続チャレンジ補助金、住宅リフォーム推進事業費補助金、まるごと川根本町遊湯得事業など地域経済活性化事業、若者交流センター奥流関連事業、エコツーリズム推進事業、町営観光施設等誘客拡大事業などの地域間交流の促進事業、移住定住の促進のための居住支援事業、子育て支援事業、高齢者支援事業、健康・医療環境の確保事業、川根本町教育ビジョン推進事業、災害に強いまちづくり事業、農業

(茶業) 振興対策事業、林業振興事業、住民の生活路線の確保事業などを主要施策として取り組むための予算を盛り込んでおります。

川根本町が誕生し10年が経過をしようとしております。川根本町の収入予算の約40%を占める普通交付税も、先ほど質問でもありましたように、合併算定替えによる2町分の交付が平成27年度で終了し、平成28年度から徐々に減額をされ、平成33年度には1町分の交付となります。平成27年度普通交付税の交付状況から見ますと、影響額は4億1,200万円程度になります。

現在、国においても交付税制度の見直しが行われております。今後、川根本町として継続をしていくためには、この交付税制度の見直しを注視しつつ健全な財政運営に努め、身の丈に合った財政運営を心がけていかなければならないものと考えております。また、事業を実施するための財源の確保についても努力していく必要があるものと考えております。

次に、重点分野への人材集中について、新たに情報政策課を設置する目的及び位置づけについてのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、企画課が所掌する広聴・広報、地域情報化に関する2つの事務を担当させるという内容です。

情報政策課の設置については、高度情報基盤整備工事が今年度に完了し、来年度以降、整備された基盤を十分に利活用していく必要があります。3月1日には、ICT利活用検討委員会から、全15回に及ぶ委員会の報告書が提出されました。今年度策定した地方創生に係る総合戦略の推進とともに、委員会より提出をされました提案が速やかに実行できるよう組織を強化し対応をしようとするものであります。

今回、委員会より提出されました提案は行政組織内全ての業務に関するものであり、推進役とする情報政策課だけで進められるものではありません。

今回の整備により得られた恵まれた情報通信環境を最大限に生かし、行政事務の効率化と地域の情報化を進め、住民生活の向上に役立てていきたいというふうに考えております。

また、広聴・広報事務については、町民の皆様との協働による地域づくりのためには重要なものです。地域情報化の推進とともに、情報政策課の所掌事務として重点的に推進をしていきたいというふうに考えております。

新たな機構改革ですが、組織につきましては、平成21年4月に組織機構改革を行い、今回お認めいただいた情報政策課の新設も含め、現在、本庁8課・1局・1室、総合支所1課、教育委員会2課体制となっております。

町の行政運営を取り巻く状況は、国・地方を含め、社会経済の激動の変革期にあり、基礎自治体としての役割がさらに重要となり、国・県からの権限移譲の拡大、地域課題の解決や様々な地域資源の活用による活力ある地域づくりなど、行政運営への期待もさらに大きくなっています。

今年度合併10周年を迎えて、新たに第2次総合計画を策定をしましたが、未来につなげる持

続可能な行政運営と限られた経営資源を有効に活用し、期待をされる役割が発揮できる最適に機能する行政を目指して、平成29年度に向けて再編を考えてまいりたいというふうに思っております。

この機構改革により職員一人一人の能力を最大限活用し、より柔軟に対応できる組織体制を構築し、新たな行政サービスへつなげてまいりたいというふうに考えております

次に、総合計画推進体制ですが、現在、総合計画の策定、実施計画の取りまとめを、企画課まちづくり室が担当をしております。総合計画に基づく3年間の実施計画の各課との調整。ローリングを毎年度10月に実施し、次年度予算へ盛り込んでいくスケジュールで推進をしてまいりました。

基本的には、現在の進行管理を継続していくことになりますが、事業の速やかな着手、具現化のためには課を横断した取り組みが重要となりますので、今後はさらなる柔軟な対応が求められると認識をしております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 再質問をしたいと思います。

まず、1番目の次年度予算から思う将来についてから、的を絞った施策の展開について、再質問をさせていただきます。

今回、整備した高度情報基盤は、県内はもとより国内においてもトップクラスの通信環境が整い、ほぼ全世帯への光ファイバー網が整備されました。

公設民営方式を採用し、他の自治体よりサービス提供事業者とのかかわりも強く、設置者として利活用に関する影響力を持っていると思われます。この恵まれた通信環境を生かし、積極的にモデル地域として声を上げる必要性も感じています。

今後、町の諸課題に対して積極的にこの国の補助制度を活用するなど、的を絞った取り組みを進めていく考えがあるか伺います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の高度情報基盤が整備されたという中で、的を絞って推進をするかというような質問かと思います。そのようなつもりで頑張っていきたいというふうには思っております。

そのような中で、一部中継手段として高速無線システムを使用しているエリアがあるということも、御承知のとおりでございますけれども、ほぼ全域に光ファイバーが整備されたという、今、言われているとおり、県内トップクラスの通信網が整ったということでござります。

運営につきましても、公設民営方式を採用したということで、民間通信事業者が整備し、インターネットサービスを提供をしている地域より利活用を検討しやすいというような方向性になっております。

モデル地域の取り組みとしましては、既に新聞報道されたように、民間事業者による高齢者見守りサービスの実証実験が行われ、モデル地域として認識をされ始めてきているというのが現況でございます。さらに、総務省静岡県通信事業者に対しましても、この町のインフラを生かした実証実験の場として利用していただくよう申し入れをしているというのが現況でございます。

モデル地域としての補助制度活用はというご質問でございますけれども、国を挙げて現在様々な社会的課題に対しまして、ＩＣＴを利活用し解決するよう、補助制度によりましても先進的な取り組みには支援をしているというのが現況でございます。

当町といたしましてもＩＣＴを利活用し、町の課題解決に必要な取り組みを行うに当たり、補助制度を積極的に利用できるよう対応をしていきたいというふうに考えております。

先日、策定に至りました総合戦略の大きな3つの柱、それぞれにＩＣＴを利活用をしていくことも可能になっております。重要なことは、しっかりと目的を設定することであり、この実現をするためには、道具としてツールとして整備した通信環境を十分に生かしていく、それには利活用委員会の提言等も十分に参考にする必要があるというふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） できるだけ、この情報基盤整備は県下初ということもあるもんですから、その辺をよく考慮してこれから先取り組んでいただきたい。

また、この後の採決、41号議案 一般会計補正予算にも地方創生化交付金、またこの後、採決するんですが、また職員の皆さん、知恵を絞った方策をぜひ練り上げていっていただきたい、こんなことを思います。

次の質間に移ります。

先ほど町長、普通交付税の減額について答弁がありましたが、今後の財政運営を考えてみると、私、昨年12月の私の一般質問の最後の、木の駅プロジェクトからの地球温暖化対策の取り組みの要望をしました。

総務省関係の補助制度はもちろんのこと、さらに環境省関係補助金などの財政確保の重要性があると思いますが、何かお考えがあるでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 林野庁関係では、森林交付税の関係で全国展開をしている組織があります。環境省ではこれまでなかったというような中で、具体的に言いますと、森林交付税と似てはおりますけれども、森・里・川・海というようなサイクルを起因とした森林交付税的なものを検討しているという話は聞いております。

これも具体的にもう新聞等で報道されたものですから御存じかとは思いますけれども、そういう制度を今検討しているということだけは報告といいましょうか、承知をしております。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） いずれにしても皆さんのが御存じなことで、この町の資源、周りを見渡

せば高い山ばかりですので、小さな町のやり方としては、この広大な山の有効活用、これはこれから先この町が進むべきことで、エコパーク等のことも絡みもあって、この町の山という財産、資産は、国にも県にも要望する力がある、そういうことを私は強く思っておりますので、これから先も、町長、ぜひ国・県への要望を強く強く進めさせていただきたい、そんなことを思います。

次に、多くの市町も人口対策に力を入れ、財源の中ででき得る限りのこれからを担う子供たち、若者に予算を割り与えていますが、また子供たち自身も、町民に優しいまちづくりに気づいている子も多いと思います。

世代を決めて、その子供たちのさらなる補助率アップと、無料化できるものの積算をぜひしていってほしいなど、そんなことを思いますが、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） ただいまの蘭田議員さんの御質問ですけれども、子供たちに関する費用ということでありますと、無料化とか軽減できる可能性があるものにつきましては、教育総務課関連では、学校給食費がまず挙げられます。

これまで、ほかの議員さんからも同様の御質問をいただきましてお答えをさせていただいておりますとおり、学校給食費の減免については、子育てしやすいまちづくりという政策的な観点も含め、学校給食共同調理場運営委員会とか、教育委員会、総合教育会議等の場で検討をしていきたいと考えておりますことは、今まで申し上げてきたとおりであります。

参考までに積算ということになりますので、学校給食費について、平成27年度において軽減した場合どんなふうになるかという積算をしてあります。全額町負担にした場合、今年度の児童・生徒数に関してではありますけれども、概算で申し上げますと約1,688万円ぐらい、全額町負担ですね。それから第2子以降を全て無料にという政策にした場合、約567万円ほど、それから第2子を半額にして第3子以降を無料にした場合の町の負担は約330万円ほどという試算になっております。

これにつきましては、また先ほど申し上げましたとおり、学校給食のほうの運営委員会とか、いろんな会議の中で町長のお考えも含めて検討をしてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、蘭田議員の補助率アップ、無償化できるものの積算ということで、福祉課関係の点でお答えをさせていただきます。

平成28年度、新年度からでございますけれども、保育料については、国の制度に合わせて多子世帯の保育料負担軽減として、年収が約360万円未満の世帯につきまして、多子計算に係る年齢制限を撤廃して第2子を半額、第3子以降を無償化ということで実施をいたします。

また、ひとり親世帯の保育料軽減としまして、これも年収約360万円未満のひとり親世帯の第1子を半額、第2子以降の保育料を無償ということで実施をいたします。

積算についてでございますけれども、当町において第2子を半額、第3子以降の無償化を完全実施した場合は、約1,000万円程度の一般財源が必要になるかと思われます。

なお、医療費等に関しましては、御存じのことと思いますけれども、平成27年度から、高校生までを無償化を実施をしてございます。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） ありがとうございます。

積算できればできることということというのは必ずあるもんですから、その中に置いといで、どこが大事かというのは皆さんのがわかっていることで、人口対策というのはそういうことから結びついていく、私は強くそこは思っています。

また、この前の新聞等、うちの広報にも出たんですが、気づいている子というのは、水川の澤口君が会長賞をとったんですけども、そんな予算設計に关心を持っている子供さんも多いわけであって、町長の日ごろから言っている川根本町の宝、これはもう増やして増やしていくなければ、当然人口減少、人口対策というのは整っていかない、そんなことも思いますので、必ずここに人口対策の活路が、私はあると思っています。

その辺をまた子供さん、昨年は医療費の免除、その後の予算設計というか、それは少しというか、もう大きく考えていただくことではないかと。

推理推計というのは、必ず子供さんが今人数がこれだけだもんだから、この状態でいけばこの予算は出るよということは必ず積算ができるくると思いますので、その辺をまた考えていただいて、ことし、次年度とはいきず、次年度にもしそういったものができ上がれば次年度から進めていただいていっても結構ですが、その次の年度、またよく積算していただいて、数字を出して進めていっていただきたいなど、強く私はそこを思います。

次の質間に移ります。

小さな町の方向性に関する質問ですが、4月からのNHK朝の連続ドラマが、浜松市の遠州織物に関する連続ドラマになるそうです。私も今、朝が来たが好きだもんですから、見てはきょうも議会に来たんですが、茶箱と遠州織物の関係で、ある方の話から、浜松市の5年前からの総合戦略で進められていた大変時間のかかった事業だそうです。4月からの遠州織物の売り上げも想像できますが、既に引き合いも多いそうです。

以前、私が他のJA役員だったころ、掛川の深蒸し茶の戦略、当時は私もあぐらばかりをかいいていたのでつらかった次第なんですが、小さな町の5年先を見た戦略室構想、方向性を決定していく事業はどうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） ただいまの御質問ですけれども、昨年10月の総合まち・ひと・しごと創生新しい町の総合戦略をつくって、その展開の中でも効果的に着実に実施をしていくことが重要だと感じております。

また、総合計画で基本構想を皆様に今議会の中で出させていただきました。28年度は基本計画を1年間かけて策定をしていきます。そういうことで、より先のある将来を見た計画をつくっていくことが必要だと感じております。人口減少対策はまさに喫緊の課題でありまして、この町を維持し、次世代へ継承していくためには、いち早く事業に着手できるよう検討を進めることが重要であると思っております。

毎年度、総合戦略の進捗状況を検証して、改善が必要な場合は的確に対処をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） とりあえず、うちの町の産業というのは、お茶、林業、あと商工関係、旅館、いろいろあるんですが、何かを一つ決めて、5年先を見据えたことを何かこの町も進めていっていただければなど強く感じています。

ほんやりしたものが今まで多くて、お茶があればお茶、寸又峡へ行けば何かあるというに、何か一つ絞ったものをつくり上げる、そういう戦略室、そんなものが一つ欲しいなど私はいつも常日ごろから思っていることとして、やってみなきやわからんというところがあるもんですから、ちょっとその辺、町長、どんなお考えか、すみません。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 基本的に、これをやれば改善するというようなことがあれば、非常にやりやすいけれども、この川根本町というところは非常に特異なところでして、給与所得者も非常に多いと。中山間の山奥にしては非常に業種がたくさんあるところであるということです。

といいますのは、今言われた茶業、林業がもともと出発点はそこだったというふうに思っておりますけれども、その後に観光も出てきましたし、いろんな大井川の総合開発も出てきたというような中で、多種多様な職種があるということで山奥にしては珍しいところでして、普通はこのような地形のところは林業か茶業、いわゆる地場産業が一つでまとまっているというところが多いけれども、ここはいろんな業種が多いということだもんですから、一つに特化してこれだけやればいいという方向性にはなかなかならないということです。

ですので、やはりそれらを関連づけて対応する必要があるということでいろんな施策を行っておりますけれども、なかなか全てが効果があったというように思っておりませんけれども、あれもやりこれもやりという対応が行政としてはどうしてもせざるを得なかつたという歴史といいましょうか、流れがあったような気がしております。

これからは、財源も大変厳しくなってくるという中では、今言われたように、特化してこれを集中的にやろうという方向性が定まれば、当然やっていく必要があるというふうに思っておりますけれども、今はあれもやりこれもやりというような形で、集中特化できていないのが今の現状ということで、これは反省しなきゃいけないというふうに思っております。

しかしながら、総合戦略等で、ある程度方向性が出てくれば、委員会等も開いていただい
て方向性を見きわめていくということは、これからは十分やっていく必要があるというふう
に考えておりまし、そのようなことをやることが重要であるという認識は持っております。

○議長（太田侑孝君） 1番、薗田靖邦君。

○1番（薗田靖邦君） 財政的なこともこれから絡んでいきます。

集中特化のお話がありましたので、その次の2つ目の質問、それにも絡んでくる。

財政が潤沢ではなくなると、次はもう一つに的を絞りながらという、そんな作業の段階へ
少しずつ我が町も来ているんではないか、そんなことを強く思って、2つ目の質問に入りますが、
先ほど町長の答弁、各課連携でやらなきやいけないんだよ、そういったことが言わ
ましたが、私は各課にまたがった対応をいつもお願いしますという質問をしています。

新設する情報政策課だけの対応で進められるものではないということは当然私自身もわか
っていて、その連携のあり方というのは、これから先どんなふうに示していくか、ちょっと
お話しいただければと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 以前から申し上げているとおり、これからはＩＣＴを利活用しないこ
とにには前に進まないというような時代背景があるという中で、どの課をとりましても、当然
ながら全てが関係するということで、対応しない限りは一元的な管理並びに推進はできない
というふうに考えております。

ですので、課を設置して横断的な対応をするというような課を設置したということで、御
理解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 1番、薗田靖邦君。

○1番（薗田靖邦君） 各課対応の中で全てのことがＩＣＴ利活用につながっていくと思いま
すので、各課の長の方は、これから先、連携の中で組みながら、努めていっていただきたい
と、そんなことを強く思います。

次に、実際に事務を担当する他課の協力を得るために、以前、森副町長が当時指揮をと
った行財政改革推進室のように、町長の直属の機関の位置づけにしたらと私強く思ったんで
すが、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 当然重点問題に対する有効な手段として、ＩＣＴ利活用の重要性は
ここまで話してきております。

また、ＩＣＴ利活用は、来年度における重点項目として位置づけております。

しかし、役場が担っている全ての業務が重要であり、全ての課が、また全職員が一つの方
に向かっていく進むことが必要です。情報政策については、まちづくりにとって機軸とな
るところであります。

そのことから、町長の意思がより明確に反映されるよう、執行部局により近い位置づけに

したいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 町長部局の中で進めていく重要課題だと思いますので、よろしくお願ひします。

また、位置づけの関連、最後になるんですけれども、行政、民間業者、ＩＴ関連業者とのつき合いの中で、これからアプリケーションは多種多様で、重点分野を主として行おうとする場合、次年度人事も決まったとは思うんですが、例えば2年間、短期間で効果を上げるよう人材を集中する、ここも大事ではないかと思いますので、その辺はどうお考えですか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、言われたとおり、非常に重要な位置づけになるというような中で、やはり人材を集中して対応することが必要、それが全課をまとめる課になるということの基本だというふうに思っております。

当然ながら人材を集中していくということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 人材集中して短期間で仕上げる、それも大事なことと、これから町が進めていくＩＣＴ利活用も含め、短期間で集中的にできるもの、できないもの、その判断の中で進めていっていただきたいと、そんなことを思います。

次に、新たな機構改革についての関連で、壇上でも触れたことですが、地方自治体が置かれている状況、財政的なこと、人材的なもの、厳しい状況下になるものと思われます。

今回の情報政策課の設置については、私はＩＣＴ利活用委員会も務めましたので、立場としては非常にありがたいことです。

地方創生に係る総合戦略の速やかな推進など、進めなければならない計画や事業が合併特例債を使ったものがまだあるなら、お教えいただきたいなと思います。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 菌田議員の御質問にお答えします。

合併特例債の活用についてですけれども、まだ残額として28年度以降において21億6,000万円ほどの残額がございます。

それらを活用しろという話でございますけれども、あくまでもこれにつきましては、新町建設計画に掲載された事業をもって進めなければなりません。

このことからも、第2次総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などの計画とあわせて、趣旨に沿うものはできるだけ取り入れて進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 町長のこの、私議員になったばかりのときに、将来性のこと、その

ときは情報基盤がいろいろあったもんですから、その話をしたんですけども、町長のこのまだ頭の中にある考え方というのは、これから先、特例債とか何かいろんな方向性使ったものの中に、以前何か言ってくれたよなという思いがあるんですが、今のところどういうふうに思っているのか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 合併特例債を有効に使うということは、基本的な原則だと思っております。

しかし、今、総務課長から話がありましたとおり、新町建設計画にのっていないとなかなか対応が難しいという中で、少しかかったような感じのものが幾つかまだあります。それらを今検討しているということは、具体的には今申し上げられませんけれども、先ほど話が出ました環境税の絡みの関係等々については、当然ながら対応していく必要があるのかなというふうに考えております。ここに合ったもので新町の建設計画に若干絡んでいるものをもっと具体的に推進していくということはできると思います。

せっかくの特例債だもんですから、使わなきや損と言っちゃおかしいんですが、利用しなきや、他の制度を使うよりは有利であるというふうな認識のもとでは進めていきたいというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） また、いろんな新町建設計画にのっとった、それは当然そのとおりで、また新たな考えもまた出てこようかと思いますので、ぜひ練り上げていただきたい、そんなことを思います。

次に、その機構改革の2番目の再質問なんですが、課の設置、部局の統廃合によるプロジェクトチームの結成など、今後も機構改革は進めていく考えはおありでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これは非常に大事なことで、今の時代背景に合った機構改革はすべきだというふうに思っております。

それには、ついて回るのが能力の差とか、経験の関係等々がありますけれども、それらも含めて採用も関連しますので、その辺も含めて臨機応変に対応する必要があるということ、今の時代に合った組織は機構改革としてやるべきだというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 今の町長の答弁から、以上のこと踏まえて、私はたまたま企画課の関係が強くずっと見てきたりしてきたもんですから、その中においといて、少し第2次総合計画への推進について、総合計画の進捗管理を担う総務課行政改革室と、総合計画の策定を担当する企画課まちづくり室を統合し、一つの組織とするなど、現在企画課まちづくり室が抱えている数多くの事務を考えれば、実現させて推進体制を強化する必要があると常々思つておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、具体的に課の話が出ましたけれども、大変企画は重要な課であるというような認識は持っております。

その中で、もう一つ言わせていただくと、財政も絡めたほうが企画が動きやすいのではないか、またはほかの課との連携もとりやすいのではないかというようなことも、実は考えております。

その辺のことはまだ実現はしておりませんけれども、早い段階で検討して、来年あたりの機構改革には間に合わせて動きができればいいなというふうな気持ちは持っております。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 今、町長、財政プラス企画という話があったもんですから、ちゃんと頭に入れておきますので、機構改革の中においといて、どうあるべきかというのは企画が中心となるという、それは中心というか、企画が進めていくことが多いもんですから、その辺はやっぱり財政と絡めた、そういう行政体制をつくっていっていただきたいと、そんなことを思います。

時間もまだあるんですが、以上で質問は終わりたいと思います。ただ、いつものように私が最後にまた一言だけ言わせていただいて終わりますので。

3月議会初日に提案された議案第12号、13号、40号の条例を借りて終えたいと思います。改正理由としては、人事院の給与勧告によるもの、給与水準を民間企業従業員と均衡されることを基本に勧告されるもので理解でき、妥当であると考えていますが、この地域においては厳しい状況は続いています。

全体の奉仕者である一般職の職員はもとより、町民の代表である特別職の職員、そして私たち町議会議員として、基本条例第1条の目的、地方自治の本旨に基づく町民の負託に的確に応え、もって住民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展及び豊かなまちづくりの実現に寄与することを念頭に置き、町民に還元し、そして精進していくかなければならないと強く感じたことを申し上げ、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田侑孝君） 次に、5番、芹澤廣行君、発言を許します。5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 5番、芹澤廣行です。

事前通告に申しましたとおり、2点にわたり一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、長きにわたり町民の夢と悲願でありました国道362青部バイパストンネル工事が近々のうち開始、着工する運びとなりましたことは、まことに喜ばしいことあります。改めて、国・県、町、関係各機関各位に感謝と敬意を表したいと思います。

今まで合併して10年たちますが、まだ旧町、旧本という言葉が町民の中に残念ながら残っております。この青部トンネルができるることにより、こういう言葉も徐々に消滅し、名実ともに一体化した町となり、町政運営に極めて有効な工事だと思います。

また、トンネル工事、掘削工事と同時に並行的に行われようとしている新道となるべき国

道と大井川間の現在農地及び町有の旧青部小学校の敷地を合わせた場所に、トンネル工事による掘削土砂、土石並びに長島ダムの堆積土砂を埋設処理する計画は、この間の議会の説明などで周知しております。

土砂等埋設事業に関して、4点にわたり質問を行います。

まず第1に、3月議会で可決をいただきました青部地区住民から売却、取得された土地の面積約1万3,880m²及び町が現有する旧青部小学校の敷地面積の合計はどれぐらいであるのか伺います。

第2に、町に売却された地域住民の方が、再度土地を買い戻し、農業を初めとした個人事業を行いたいと希望している方の有無について伺います。あるかどうか伺います。

第3に、現存している旧青部小学校の建物の利用について、町はどのように考えているのか伺いたいと思います。

第4に、平成25年より通行止めとなっております青部つり橋等について、今後、川根本町としてどのような形で対処していくのか伺います。

続きまして、通告の後段の質問に移ります。

去る1月29日に行われました南アルプス南部地域活性化推進協議会設立に関する質問を行います。

第1に、協議会員の構成について伺います。

第2に、今後の事業計画について伺います。

具体的には、一昨年、認定されたユネスコエコパークとの関連があるのかどうかという点について、次に工事が始まろうとしているリニア新幹線工事全般との関連についてどのような形でかかわり合いを持っていくのか、伺いたいと思います。

また、第2の質問と関連してのことですが、静岡市と川根本町間の道路整備について、昨年12月議会におきまして鈴木町長が答弁されたこと以上に、その道路の問題が議論されていたのか、あるいはこれからしていくのか、この点について伺いたいと思います。

これで、演壇からの総括質問は終了させていただきます。質問席におきまして、隨時また町長に、あるいは行政の皆さんに質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ただいまの芹澤廣行君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、芹澤議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

長い間、完成が待ち望まれておりました国道362号青部バイパスも、トンネル工事がいよいよ開始をされます。町からの道路を必要とする要望に対しまして、国・県の御理解や地元選出国會議員や県議会議員の皆様のお力添えによりまして、トンネル完成までに必要な予算も確保をされております。

このバイパス道路の完成により、町の南北方向への道路状況は格段に向上をいたします。

この道路が私たちの生活、産業、観光あるいは防災面で、多方面の効果をもたらすものと確信をしております。

まず、青部地区の土砂の埋設後の利用についてでございますけれども、今回、町が購入を予定しております土地につきましては、去る16日の議会で御承認をしていただきましたとおり、1万3,888.4m²、旧青部小学校の面積が3,595m²であります。合計で1万7,483.4m²となります。

この土地の地権者は23名いらっしゃいますが、これらの方のうち、農地として再利用したいと考えておられる方は3名いらっしゃいます。

次に、旧青部小学校の建物の利用についてでございます。

既存の建物は、昭和27年に建築された木造の校舎約550m²、講堂約220m²であります。昭和43年まで青部小学校として利用されており、現在は民間団体の方にお貸しをしておるのが現況でございます。

埋め立て後の土地の利活用につきましては、今後、検討をする会合を設けながら検討をしていく必要があるというふうに考えております。その中で旧小学校の建物をどうするかという協議もされていくというふうに考えております。

地元との協議の流れからも、基本的には残さない、残せないの方向でお知らせはしてあるというふうに考えております。これは現実的な話になりますと、現在の建物を移築しようとした場合、多額な費用が必要な上、利用のためには耐震性等を持たす必要があるということでございます。

いずれにしましても、今申し上げましたことを踏まえ、今後は土地利活用の検討の場で、実現可能な検討がされるのではないかというふうに思っております。

現在、通行止めとなっております青部つり橋の今後の対処についてであります。

河川管理者であります静岡県からの指導により、つり橋の所有者であります中部電力株式会社は、つり橋撤去の準備のため通行止めとし、現在に至っております。

撤去の根拠となる違法な河川占用につきましては、改善をすれば問題がなくなることから、つり橋の撤去については白紙撤回をされておると聞いております。

県は、つり橋を残す前提で、中部電力株式会社や町と数回協議を行っております。

しかし、つり橋をどうするかについては、結論が出ていないというような状況にあるというふうに思っております。

町としましては、どのような結果になるのかは見守っている状況であります。残すためには改修費用や維持管理のための費用が必要となりますので、難しい問題ではあるというふうには考えております。

次に、南アルプス南部地域活性化推進協議会についてのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほども質問にありましたように、1月29日に山梨県早川町役場におきまして、設立総会

が開催をしております。

南アルプスユネスコエコパークは、御存じのとおり、3県にまたがる10市町で取り組んでおりますが、このうち、南アルプスの南部に位置する早川町、静岡市、そして川根本町で本協議会を構成をされております。

協議会は、今申し上げました3自治体の首長及び関係局課職員並びに市議会及び町議会の議長、副議長並びに住民代表で組織をされております。会長を繁田静岡市議会議長、副会長に辻早川町長、そして私が務めさせていただいております。

本協議会の目的は、3自治体の連携を強化することにより、さらなる連携交流、自然保護、人と人のつながりの活性化を図ることにあります。

事業内容は、3自治体の連携強化により、ユネスコエコパークの調査研究、自然環境保全事業、3自治体間の地域間交流の拡大及び地域の活性化、3自治体の情報交換及び情報発信を実施をしてまいります。

道路に関しましては、平成23年の台風以降、災害により通行止めとなっております井川雨畠林道の復旧状況について、静岡市及び早川町の各担当者から報告がありました。多くの箇所で災害が発生しているため、全線復旧までにはまだかなりの年数を必要とするということです。

大井川をさかのぼれば、川根本町を経て静岡市井川に至るわけですが、そこで行きどまりのイメージがあります。現実に井川雨畠林道は通行止めになっているわけですが、この道路の復旧により、人と人、物と物の交流がより盛んになり、地域の活性化がより図られるというふうに考えております。

具体的な取り組みについてはこれからになりますが、本協議会には住民代表の方々も参加をしていただいております。これから皆様の意見を伺いながら、より一層の地域活性化を図ってまいりたいというふうに思っております。

その中で先ほども話がありました。閑蔵線についても当然ながら静岡市には要請を強くしているというのが現況でございます。

また、リニアの関係につきましても、リニアの開口部が早川町にあります。そこの現地等も視察をしながら、リニアの関係についても、影響について悪い影響がないかどうかということも研究していくということも含まれているということを、申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 順次、質問順につきまして一つずつ質問をさせていただきます。

これは常識で聞いた話ですけれども、埋設する土砂、国交省のトンネル工事、それから同じ長島ダムの堆積土砂の搬入についての、これは対価を求めるということは常識的ないと思うんですけれども、この経費については誰が負担するのかお聞きします。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 経費というのは、その運搬の経費ということでよろしいですか。

それぞれ企業といいますか、例えば長島ダムが運搬するならば長島ダム、町が運搬するならば町、県が運搬するならば県というふうになります。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） じゃ、この搬入経費については町の負担はないと、そういう認識でよろしいですね。わかりました。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 町の負担がないということといいますか、町が残土処理場として取得しますので、町の事業で発生した土は町が運搬し、その費用は町が負担します。

○5番（芹澤廣行君） まことにそのとおりだと思います。

続きまして、これは町長の答弁でちょっと本当に不安になってしまったわけですけれども、旧青部小学校の建物の今後、どうするかというこの問題です。

町長の説明にありましたように昭和27年に開校し、私どもが中学生で中学校をおりた前後、昭和43年に、地域の住民の減少ということで、当時100人以上いた小学校でありましたけれども、残念ながら統合になったということの経過は、私も存じております。

その中で、43年から和光大学のセミナーハウスとして長年使われた後、現在、東京の豊島区あたりですか、ここの民間団体の方が3団体、子供さんの夏場の研修ということで、7月から9月にかけて延べ1,000人が利用されているという現実であることは、聞いております。

この中で何とかして残してもらいたいなというふうな意見も聞いておりますが、現実残すに当たりましては、消防法の問題あるいは撤去に関する費用、それから撤去したその材を再度建て組んでもとに戻すということにつきましては、町長の答弁のとおり大変な経費がかかるということで、その中で、講堂部分といわゆる教室ですね、これが550m²と220m²ということで、私も何回か見に行きましたけれども、中に入ることは、当然鍵がかかっておりませんでしたけれども、できれば講堂部分については、外から見てもまだ十分に使える建物だと、こういう建物を川根本町のシンボルとして何とか残せないかという点を伺います。

それから、校舎につきましては40年来、宿舎として使われておりますので、中の傷みも随分ひどいように感じられます。

また、宿舎を併設してつくるということは、川根本町の旅館業の方、あるいは民宿をやっている方の経営圧迫に当然つながってきますので、その点については宿舎として残すということは到底考えられないと私は思っておりますが、その代替として、一年中使えるオートキャンプ場的なそういう施設ということも考えられますが、これは後の質問で出します。

ただ、建物について、町長、何とか予算を組んで、講堂部分だけでも象徴的に残せないかということについて、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 歴史もある学校の跡ということで、今のお気持ち十分にわかります。

その中で、先ほど申し上げたとおり、委員会等を設置して検討をしていただきたいということを申し上げましたけれども、そのような専門的な知識を持った方も入っていただいて、これを移築ができるのか、そのままでないとだめなのか、または有効に利用ができるのか、その辺のこととも含めて対応する必要があるというふうに思っております。

最初からこれは要らないから潰して燃しちゃえというような感覚ではなくて、どういう利用があるかということ。それともう一つは、やはり関連しますけれども、北小の問題も当然ながら関連してくるというような中で、今言われた合宿所等についても、当然ながら今こちらに来て格安で利用したいというような望みを持っている方、希望を持っている方が大勢いるもんですから、その辺も町がどこまで対応できるかも含めて、施設としての対応を委員会等で検討していただく。

そして、将来的に今現在建物を建築するのが難しければ、それを保存して、しかるべきときにそれを移築をするような形で対応するかどうか、必要となれば。その辺のこととも含めて、柔軟に検討していく必要があるというぐらいの建物であるという認識は持っております。

ですので、委員会の皆さんにいろんな、当然議会の皆さんも入っていただきますけれども、そういう皆さんの知恵なり御意向等もお聞きしながら、対応をしていくということになろうかと思います。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 答弁、ありがとうございます。

私のこの質問自体が時期尚早だとは認識しながらの質問ですが、これからどうするかという、名前はまだ未定だとは思いますけれども、そのような委員会というものを概ねいつごろ設置するのか、伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これは当然ながら、買収する土地、青部の土地をどういうふうな利活用するかということも大きくは絡んでるので、早いうちに対応をしておかないと、なかなか設計等も国土交通省でやっていただきますけれども、その辺のこともあるもんですから、なるべく早い段階でやっていかないと間に合わないだろうというふうに思っているもんですから、来年度早々には設置をしていきたいというふうに思っております。

そして、あそこの有効利用をどうするかということの中で、当然ながら青部の小学校の跡地も入ってくるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） ありがとうございます。

この件につきましては、町民の皆さんの中でも、こういうふうな形にしたらいいんだろうか、ああいう形でやったら道の駅とかですね、こういろんな要望があります。

それはおののの考え方でありまして、そういう方の意見を代弁する方、あるいはその御

本人でもいいもんですから、住民代表ということで、ぜひこの委員会の立ち上げのときにはその参画メンバーとして、多くの人を集めていただきたいと思いますが、規模的にはどういうふうな委員会になるんでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） つくる方向では考えておりますけれども、規模が何人ぐらいということまでは、今現在は考えておりません。なるべく多くの皆さんの意見が反映できるような形にしたいと。

どうしてもあそこのイメージ的にどうなるかということは全然誰も今わからない状況だもんですから、絵が描けないということだもんですから、あそこのかさ上げを何mぐらいにするか、道路の高さと同じにするのか、低くするのか高くするのかということもまだ決まっていないもんですから、なるべく段差のつかないような形にはしたいと思っておりますけれども、そのようなことも含めて、それが大井川に接するときには平らでいけるのかどうかということもあるもんですから、その辺も含めて、検討しながら研究をしていただく組織はなるべく早い時点でつくりたいというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） わかりました。

私個人の意見もありますが、ここまで会議では時間がもったいないもんですから、またその委員会の場において発言させていただきたいと思います。

次に、4番目の、これは極めて微妙であり、かつ政治的にも法律的にも非常に難しい問題を内包した事件であります。

青部のつり橋が現在通行止めになっておることは、皆さん御存じです。3年ほど前ですか、2013年の5月をもって撤去するという県の指導あるいは中部電力の方のというか、会社として、そういう撤去という動きがある中で、地域住民を中心として、私もその一員であったことは事実であります。

何とか産業遺産的なものである、あるいは観光資源としてもこれから本当に利用できるつり橋を、何とか残してもらいたいということで、各方面との折衝を続けたわけですけれども、なかなか事が進まなかつたという中で、ちょっとひょうきんな行動だったとは思いますが、県庁の知事室まで行きました。知事に何とか残すということで考えてもらえんかというふうなことをお願いした経過があるんです。そのとき、残念ながら川勝知事はおいでにならなかつたわけですけれども、その秘書室の方が私どもの考えを知事に伝えまして、当面の間、川勝が見に行くまで工事は凍結ということが、3年以上続いているわけですね。

そういう中で、現在、悲願であった青部トンネルがあき、それで広大な敷地を、これから委員会を設置しながらどうやって利用していくかという問題があるわけですけれども、私はこれは本当に一つの観光資源としてみれば非常にこれから川根本町の存亡をかけた事業だと確信しております。

約2万m²に近い駐車場を伴ったような平地があり、トイレがあり、子供さんを休ませる場所があり、それから大井川がすぐ横を流れ、隣は国道とS Lが走る、少し南を向けば、古いつり橋があつて、その先には随分早く設立された中部電力の大井川や崎平の発電所があり、そこを通つてもう少し南に下りますと、ハタマ橋がもう一つつり橋があり、それを渡ると下沢間につながるということで、バイパスが完成した折には、現在使つているあの非常に込み合つてゐる国道が自然遊歩道的な、非常に人を呼べるような観光資源になると、私は確信しております。

ぜひそういう意味においても、このつり橋の存続ということを川根本町として、県あるいは現在所有権のある中部電力さんとの間で協議を重ねていきながら、存続あるいは護岸側の部分については、非常に護岸といいますか、川幅が狭くなっていることは、何遍も見に行つて認識しております。

片方のピヤーを少し20mほど青部寄りに戻すとか、あるいは材木がひつかかって多少問題が生じたぶれどめの構造を少し改善すれば、現状の高さならば洪水対策にもなるかと思います。

いろんな知恵を絞つて、ぜひ存続ということで考えてもらいたいと思うわけですけれども、町長の忌憚のない御意見を伺います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） いきさつについては、私より芹澤議員のほうが知つてゐるかもしれませんけれども、私が理解している現在での情報からいきますと、最初は土木事務所のほうから中部電力へ、災害が起こる可能性があるから撤去するというような話があつたというふうに聞いております。それを受け、中部電力が撤去の準備をしたという中、それで今言われた皆さん、地域の人も含めて存続を願望をし、あちこちへ陳情に行ったという話。

しかしながら、その後で川根地区のチャリムで平太と語る会、知事と語る会があつた折に知事が大池議員もいたんですが、その席で昼食を食べているときに、川根本町から、私以外にももう1人の女性がいたわけですが、その場所で、つり橋は残すよという話まで聞いて、私ども町はかかわり合うところがなかつたわけです。存続してくれとも撤去してくれとも言える立場ではないわけです。これは土木事務所と中部電力、それに今度は県の知事が絡んでの話。

ですから、町がつけ入る余地がないと。それで知事は存続と言つてゐるから、私どもは、それをどうすることもできないという状況で来ているというのが現況です。

ですので、これからどういう方向で県と中部電力がどのような形になるかの方向性を見ないと、行動ができないというのが現況です。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 答弁、ありがとうございました。

ただ現在の川勝平太知事がいる間は撤去しないと。

しかし、知事が変わればわからないということだと思うんですけれども、この辺について現況、なぜ撤去しないかというふうなものを何か文面に残すなりして、川勝知事も永久に知事をやるわけではありませんので、次世代の知事にその申し送り事項として何とか確実な文書的なものを残していくてもらいたいと思いますが、この辺、町長、技術的には、あるいは法律的にはできるもんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） その辺も含めて、先ほど言ったように委員会等で方向性が出て、こういうものにしたいという全体の像ができてきた中で、つり橋もどうであるか、または発電所はどうであるか、この遊歩道はどうなるのかということまで含めた中の設計の段階が出てこないと、なかなか判断は、今現在、県と中部電力がやっている間だもんですから、口を今現在は挟んでいないというのが現況です。

しかしながら、町の計画、青部をどういうふうな形にしていくかという方向性が出た段階では、当然ながらどちらかの対応をしなきゃいけないというふうには考えております。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 今の町長の答弁で全て理解いたしました。

その委員会にぜひ継続して次も出られるように、もう1回頑張っていただきたいと思います。ちょっと余分な話になりました。

次に、後段の南アルプス南部地域活性化推進協議会設立に関する質問に移りたいと思います。

まず第1に、まず本町と静岡市、早川町、これはユネスコエコパークに認定されたという市町であります、なぜこの3つだけで協議会を立ち上げたか、その理由について伺います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） きのうの会議でも少し言ったんですが、何を言ったかといいますと、昔は縦軸が非常に頻繁に交流があったというようなことを申し上げました。

しかしながら、大井川というのは先ほども申し上げたとおり、行きどまりの感があるというような中で、やはり雨畠林道というのがありますし、それらを利活用して、山梨県へ抜けることができないだろうかということが、ユネスコエコパークに参画をしておる、静岡県は1市1町ですが、静岡市と私ども、それから早川が一番南側のユネスコエコパークを登録をされたところであるという中で、南部で連合的な組織をつくって、関連するいろんな案件等をみんなで研究したらどうだろうということで出発したというのが現況です。

それには首長も含め、議会の皆さん、それからそれぞれの観光業者、森林組合等も入りますけれども、そういう皆さんにも参画していただいて協議をしていく場が必要だということで、これは、将来的に向かってそのような大きな展開をすることが必要だろうということを始めたということ。

もう一つは、早川と川根本町が以前からいろんな交流があったと、当然ながら井川ともあ

ったという中で、意外と話がスムーズに展開したという言い方のほうがいいかと思いますけれども、これまでの背景も含めて検討をするような形になったということでございます。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 理解いたしました。

最後に、道路の問題も答弁の中で聞きましたけれども、私も昨年の6月議会で質問するため、井川から山伏を越えてどれぐらい崩落があるのか見に行きました、なかなか厳しいと。明けの日、6月7日だったと思うんですけれども、急遽早川町を訪れまして飛び込みで辻さんに会わせてくれと言ったら、きょうはいないからだめだということで、総務課長さんが担当課の係長を同伴させてくれまして、雨畠湖のよりもまだ井川寄りまで、災害というか崩落現場まで案内してくれたんですね。これはなかなか難しいですよということで、それきりになつたわけですけれども。

かつて昭和23年の14、15号台風で完全に崩落するまでは通れた道であるもんですから、これはこれとして静岡と早川町でやってもらえばいい話でありまして、ぜひその協議会の中で進めていただきたいと。

肝心なのは、やはり我が町と静岡、井川ですね、これをどのような形で整備するかと。何回かこの場で質問をさせていただきましたけれども、残念ながら井川閑蔵線につきましては、市道、静岡市の道路だということで、なかなか川根本町としては内政干渉的な話になってしまふものですから、難しいと私も認識はしております。

この中で、町長、これは厳しい質問になると思うんです。就任されたときに、川根本町は政治の谷間を脱却したとおっしゃったんです。

ということは、各市町で単独でしかやれない事業、例えば町道をつくる、市道をつくるという上の県道あるいは国道、もう少し高規格な道路については、県会議員の先生、国会議員の先生をお願いするということの意味において、今まで地元にそういう方がなかつたのが、牧野さんあるいは井林さん、今度出た河原崎議員ですか、当時は河原崎さんではなかつたんですけども、そういう我田引水的な政治が果たしていいのかというのは疑問はありますけれども、せっかくの地元の議員なもんですから、なるたけこういう方にお願いして、何とかその道路の問題を解決していただきたいと。

なぜ私が井川閑蔵線にこだわりますかということは、町長とも何遍も東京に行きましたけれども、国道362号の期成同盟会、これ十何年もやっているわけですね。しかしながら蛇塚から久能尾まで降りる設計図すらないというのが現状だと。それから馬路橋を通して右折するというか迂回するところが非常に土砂崩れが厳しくて、30億とも40億とも将来金がかかるだろうという中で、遅々として進まない362道路の高規格整備だと私は認識しております。

そういう中で、いわゆる梅地の向こうの接岨大橋、これは立派なもので、何か新聞だか報道で、今度は塗りかえを静岡市と私どものほうで半分ずつ負担してやるという話も聞いてお

りますが、あのような高規格道路が長島ダムの完成と同時にできたわけですね。それから先がもう大井川の右岸、非常に厳しい、落ちたら死んでしまうような道路しか残っていない。この距離が恐らく何遍か取材に行きましたけれども、大した距離ではないんですね。

この辺につきましてなぜこだわるかと言いますと、私ども住民は静岡行くにもこんな道だろうと、諦めながらも、とにかく音楽でも聞いているうちに静岡に着くんだよというぐらいで使っておりますが、観光客の皆さんがあそこ一遍通ると、もう二度と来たくない、こんな子供がへどを吐くような道はもう嫌だということで、なかなかリピートがない中で、私はこの青部バイパスが完成し、プラス接岨まで島田から1時間ちょっとで行ける。その間また井川までわずか五、六キロだと思います。

そういう道から井川湖の壁面を通って、南アルプス県道ですね、昔バスが常時運行していた道を通って静岡まで周遊できるという、非常に観光客の希望としては、どこの観光地でもそうなんですね。行きどまつてまた帰ってくるというところは余りはやらない。どこかへ抜けて1周回れると、あるいは逆からも回れると。

先ほど町長が希望的におっしゃられたような井川雨畠林道が通れるようになりますと、あの道を利用して、島田から甲州、信州へのアタック道路ができるということで、将来川根本町の人口が激減し、存亡の危機に立っているということが言われますけれども、道路の整備がそれを救うわけではないんですけどね。とにかく多くの方が交流し、あるいはその一部でも宿泊するというような観光面あるいは産業面につきましては、材木の搬出とかいろんなメリットが出てくると思うんですね。そういう意味で何とかこの協議会の中で井川・閑蔵線の拡幅ということを次回から強く町長から言っていただきたいと思うんですけども、どうでしょう、その辺のお考えは。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それは今言われたとおり、あそこの接岨大橋ができるときから、もう懸案事項であったということで、今言われたように、あそこは静岡の市道なんですね。

その関係で、私どもはお願いはしているけれども、どのような形で対応してくれるかというのは静岡市次第だという中で、今現在、静岡の皆さんおっしゃるには、毎年相当なお金をかけて継続的にやるような計画を持っているということなんですから、金額は申し上げられませんけれども、そのような継続して工事を進めていくということは計画があるようでございますので、私は早い時期にあそこは2車線の形でできてくるであろうと。

しかし、当座は1.5車線的なものもあるかもしれないという話も聞いておるもんですから、1.5車線でも広くなれば安全ならいいわけで、そのようなことで、今は静岡市はやっているということのようです。

ですので、今言われたことを含めて静岡市並びに早川の町長ともどもやっていただくということが、将来につながるのではないかという思いは持っております。

これにつきましては、行政だけではなくて議会も入っているもんですから、議会の皆さん

からも静岡市の皆さんにもおっしゃっていただければありがたいというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） ありがとうございます。

本当に1市2町の集まりでありますが、現実的には早川町と井川地区、川根本町という理解だと思うんですね。いわゆる同じ駿河区であっても呉服町までがエコパークではないわけですから、その地域に認定されたということで。

早川町は現在1,050人の人口、私どもの町が去年の国勢調査速報で七千百何ぼというふうな非常にびっくりするような減少が続いております。井川地区におきましても昭和36年、これは井川ダムが完成した後ですね、5年後ぐらいが36年がピークで、8,600人いた人口が現在500人になったということで、この活性化ということはやはり人を減らさずに、むしろ維持しながら、あるいはできるならば、産業を興すなり観光で人を呼びながら定住していただく人をふやしながら、早川は関係ありませんけれども、大井川流域の河川を守りながら、山林を守りながら、いわゆる川根本町のテーゼとしている森と水の番人というふうな大きなテーゼをぜひ完成させるように、本当にこの協議会には期待しておりますので、できれば我々議員も傍聴できるような、そういうふうな形にもしていただきたいと思います。

最後になりますが、いずれにしても先ほどの菌田議員の答弁の中で、この町の経済形態というものは、農林業を始め土木、それからサービス、電力、それからいろいろな多種多様にわたりまして、あります。

とにかく一辺倒の産業の町というのは、何かの時代の潮目というか節目で一気呵成に消滅するような地域もあるとは聞いておりますが、私どもは大井川という大河を抱え、それから大井川鐵道というSLが走る、まれに見る地域のインフラも持っております。

あとは道路の問題だけですね。この辺につきまして、町長、私が記憶に残っているのは、案外記憶力がいいもんですから、旧本川根町長時代、町長は、本川根は観光立町と声高々に叫んだことは、まだ耳の奥に残っております。

この町の行政は観光だけではありませんが、ぜひ何としても存続をかけて一つの産業部門として観光というものを考えていくべきだと思っておりますが、その辺の町長の総括的な考えを伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 一時期、観光立町ということを声高々と申し上げたことは、正直あります。

というのは、当時はまだまだ寸又峡に旅館宿泊施設が32軒あるときだったんです。まだ増えるかもしれない、周りでは例えば接岨地区、白沢、それから千頭小長井等にもまだまだ増える状況があった時期だったもんですから、そのようなことを申し上げました。

しかし、今現在、大変さみしい話ですが、宿泊施設が、寸又峡だけで言いますと今8軒に

なってしまったと。そのような中では、やはり4分の1になりますと、なかなか収容全体の人数が減ってしまったことがあるもんですから、観光立町で声高らかに以前ほどは言ってはおりませんけれども、しかし、トーマスの関係等々も含めますと、大変大勢の皆さんお見えになっているという中では、やはり観光のもとは残っているなというふうに思っておりますし、それに対応できるだけの人はいるんですよね。その人の活用が今できていないだけで、やはりそういうこれまでの培ってきた経験等を生かしてもらうような6次化といいましょうか、そういうふうな政策も打っていく必要があるのではないかというふうに考えております。

いずれにしましても、観光だけではなかなか厳しい状況があるもんですから、いろんな1次産業も含めて6次化に向けて対応していくことが必要かなという感じがしております。

その中で政策的にはあれもこれもやらなきやならないような状況にはなっておりませんけれども、なるべくなら特化してできるような形に進められればありがたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） ありがとうございました。

最後になりますが、これは質問ではありませんが、この井川閑蔵線の問題あるいは井川地区の問題、よその地区まで口幅ったいことを言うつもりはありませんが、間ノ岳から島田、大井川町まで流れる大河大井川を守る、そういう意味と同時に、この川をまた地域流域住民の糧とするというふうな意味において、この件につきましては次々とまた一般質問で各担当課の皆さんとも協議しながらさせていただきたいと思います。

これで以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田侑孝君） ここで暫時休憩します。

再開は10時45分からです。お願いします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（太田侑孝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

11番、中澤莊也君、発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

一般質問通告書に従って質問を行います。

質問事項は、茶茗館の管理・運営方針は、豊かな自然環境、歴史・文化を生かしたまちづ

くりについてであります。

最初に、茶茗館の管理・運営方針はについて伺います。

茶茗館は平成6年に地域産業の振興及び地域の活性化を図り、あわせて住民の福祉の向上を目的として設置された施設であります。事業として、町の歴史・文化及びお茶を主体とした特産品等に関する資料を収集・保管し展示すること、展示資料等に関し必要な説明、助言及び指導等を行うこと、特産品の普及宣伝及び研究調査を行うこと、地域の伝統文化の伝承及び情報の提供等を行うこと、その他町長が必要と認める事業と条例によって定められています。決してお茶に特化した施設として建築されているわけではありません。

また、茶茗館の運営形態や役割も多くの変遷を経て今日に至っています。建築時の茶業関係者の組合による委託運営から町直営による運営、平成14年度以降のシルバー人材センターによる委託運営と、運営方法も変わってきています。平成10年の道の駅の指定後は、担当課も産業課から商工観光課に変わるなど、観光施設としての役割が重要視されてきています。さらに、平成16年には、より地域に親しまれる施設とするための大改修が行われ、大井川のテーブルやお茶関係の資料等が撤去され、館内においてイベント等の開催できるスペースの区画がなされ、茶茗館に求められるものが大きく変わってきたと感じています。茶茗館の入館料の見直し、シルバーによる管理運営、イベントの定期的開催等により入館者がここ数年増加傾向にあることからも、今までの管理運営方法を継続していくことが茶茗館の本来の設置目的や活性化につながると考え、以下の4点について伺います。

1点目は、町が直轄管理する理由は。2点目が、お茶に特化した施設としていくという運営方針の転換は。3点目が、川根茶の情報発信基地としての設置目的をどのようにして実現しているかとしているのか、4点目が、茶茗館の道の駅としての位置づけをどのように考えているのかの、4点を伺います。

次に、豊かな自然環境、歴史・文化を生かしたまちづくりについて伺います。

豊かな自然と先人が守ってこられた暮らし、歴史・文化が南アルプスエコパークの登録に、川根茶の茶園景観や徳山の盆踊といった地域資源が日本で最も美しい村連合への加盟につながったものと考えられます。

このような豊かな自然、貴重な地域資源を生かしたまちづくりが地域に活力を、住民の方々にこの地で暮らすことへの誇りを持ってもらうことができるのではないかと考え、以下のことを伺います。

南アルプスユネスコエコパークへの登録、日本で最も美しい村連合への加盟をどのようにまちづくりに生かし、住民のこの地で暮らすことへの誇り、意識の高揚を図ろうとしているのか、2つ目が、ユネスコエコパーク推進事業の成果と、これから実施していくかとしている啓発事業、推進資源調査の方法、内容は。3点目が、景観保護条例の制定の考えはあるか。4点目が、産業遺産等の保存活用について伺います。

以上、行政側からのわかりやすい明確な答弁を期待し、最初の質問といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（太田侑孝君）　ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　それでは、中澤議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

フォーレなかかわね茶茗館は、平成6年にふるさと創生事業の一環で整備をし、その後20年余りにわたって観光拠点施設、川根茶の情報発信施設として運営をしてまいっております。

このたび、平成14年度から当施設に入居しておりました川根本町シルバー人材センターが別の場所に移転することによりまして、施設内容や運営内容を踏まえて銘茶川根茶のインフォメーション機能を強化していくのが、我が町を最もよく、そしてわかりやすくアピールでき、町民の気持ちも高まっていくと思っております。我が町には川根時間という川根茶の基幹イベントがございます。平成23年から始まりました。その会場では、お客様が心から川根茶を楽しんでおられる、そんな演出がなされております。それを茶茗館において毎日、日常的に行うことができれば、より多くの人の銘茶川根茶への親しみや期待感、もっともっと増幅できると考えたわけであります。

国道から1段下がった立地条件が芳しくないという意見もございますが、日本でお茶として初めて天皇杯を受賞した水川地区に位置するとともに、大井川に面し、対岸には大井川鐵道を長い時間見ることのできる、そんな立地条件でもあります。施設入り口国道西側には、伝統的な株仕立ての茶園が2枚ございます。せっかく20年間にわたり関係者が誠実な運営をしてきたフォーレなかかわね茶茗館において、町民のよりどころである銘茶川根茶をしっかりと普及啓発していく施設であると、町民も来訪者も意識をして立ち寄っていただける施設が、我が町には必要と考えた次第であります。

我が町には、高度情報基盤整備事業によりＩＣＴ環境が整いました。しかしこれは、情報発信や情報交流の必要条件であります。お茶においては、やはり人ととの心の触れ合い、その間をもてなすものがお茶であったりするわけであります。ですので、茶茗館でこれまで続けてきた呈茶スタイルをさらに工夫をして、町民にも来訪者にも銘茶川根茶を楽しんでいただき、川根茶に適したお茶の入れ方を身につけていってほしいと考えております。そして茶茗館に川根茶の流通販売の情報を集め、お客様の希望に即した御案内サービスができるようにしてまいりたいと考えております。また、県内外の茶文化施設、集客につながる施設や機関との連携体制を強化して集客を増やしていきたいと考えております。

我が町には、道の駅が2つございます。1つは茶茗館、もう一つは音戯の郷でございます。茶茗館は、当時の川根町の基幹産業である川根茶の情報発信を主体として、道路利用者と町民の交流を図り町の活性化に役立てるべく、活力あるまちづくりを目指し平成10年度に登録をされました。道の駅としての機能性が不足しているという御意見も伺っております。関係者の御意見を伺いながら検討していきたいと考えております。

次に、豊かな自然環境、歴史・文化を生かしたまちづくりについてですが、南アルプスユ

ネスコエコパークの登録、日本で最も美しい村連合への加盟をどのようなまちづくりに生かして、住民にこの地で暮らすことへの誇り、意識の高揚を図ろうとしているかという御質問について、お答えをさせていただきます。

昨年10月に川根本町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。基本的な考え方として、現在、町では若年層の人口流出、人口減少、高齢化などの大きな問題に直面しており、特に生産年齢人口の減少は町の機能維持に大きな負の影響を与えることが予測されます。人口減少を克服し地方創生を図るために、現状と課題を分析し効果的な施策を展開するビジョンと着実な推進が必要です。

町民がこの地で暮らすこととなるためには、誇りあるいは意識の醸成という情緒的な部分も大切であることは間違いございませんが、あわせて若年世代のI・Uターン、他地域からの転入や起業・事業の継続は、子育て・医療・教育などの環境あるいは多様な就労・定住環境の満足度が最も大きなウエートを占めるもので、個人の経済的な基盤が確立できなければ定住も難しい問題があります。これらの諸問題については総合戦略の中で推進をしてまいりたいと考えております。

ユネスコエコパークは、川根本町の自然と文化の継承が世界的に認められ登録されたものですが、登録されたからすぐに何かが変化するというものではなく、今までの文化、生活、なりわいを継承できる仕組みを官民でつくっていくことが最も重要なものと感じております。意識の高揚を図るためには、他地域が持っていない潜在的な資源を多くの町民が理解をすることが必要で、そのための啓発事業として、外向けの発信としてホームページ、パンフレット、のぼり等を掲出し、本町に来訪した方々から、なるほどエコパークの町だと言われるような美しい町を保てるよう景観条例制定準備もしてまいりたいというふうに考えております。当然ながら、環境も入ります。

町民に対しては、間もなく完成します南アルプスと我が町川根本町の資源をわかりやすく解説した本を作成し、配布あるいは出前講座を実施し、本町のすばらしい資源を町民に理解していただく機会をつくりたいと考えております。また、大井川鐵道沿線の駅を起点に、地域に入り込んでいけるコースを何カ所か設定する調査を行い、来年度以降、地域の方々が観光客を案内できるような仕組みを、関係者と協議をしていきたいと考えております。そのような中で、町民の自信というか誇りを培っていけたらと考えております。

次の、ユネスコエコパーク推進事業の成果と、これら実施しようとしている啓発事業、推進資源調査の方法、内容はとの質問ですが、昨年に引き続き、外向けには都心にて南アルプスエコパーク構成10市町村共同でのPRイベント、また、トーマス運行期間中は千頭駅前ににおいて、あるいは新東名サービスエリアで静岡市と共同で啓発グッズ配布など、来訪客にアピールしていきたいと考えております。さらに、来年度は町内に2カ所ほど南アルプスエコパークと日本で最も美しい村連合への加盟を同時にアピールする、ある程度大きな看板を設置をする予定であります。そのほか、地域ガイド養成研修、啓発出前講座も実施をする予定

であります。

推進資源調査として、次年度は大札山・山犬段から沢口山へのトレッキング、登山に対応できるシャトルバスの可能性を調査したいと考えております。これは、自家用車あるいは電車で来た方たちが、南部から入り寸又峡へ下山して、またその逆もあるわけですが、1泊2日でウッドハウスおろくぼや寸又峡の宿に宿泊する可能性も高まるのではないかという発想を持っております。大井川鐵道やウッドハウスとの連携で需要調査などを行い、効果を調査したいと考えております。また、沿線の駅を基点とした地域内のコース設定やモデルツアーもできればと考えております。

エコツーリズムネットワークとの連携も密にして、この地域が持っている資源を内外に発信していくことが地域の活性化につながるものと考えております。

次に、景観保護条例の制定ですが、平成28年度当初予算におきまして予算計上しております川根本町景観計画策定業務におきまして、本町の恵まれた自然環境、歴史的文化遺産の保全の継承を図りながら、地域の特性を生かした良好な景観形成を図っていくため、町民・事業者・行政の協働により取り組んでいきたいと考えております。景観条例制定につきましては、計画策定を進めていく中で方向性を考えていきたいと考えております。

最後に、産業遺産等の保存活用をどのように考えるかとの質問についてでございますけれども、産業遺産の定義は、歴史的・技術的・社会的・建築学的あるいは科学的価値のある産業文化の遺産から成ると、2003年に国際産業遺産保存委員会の憲章で定義をされております。

日本では、文化庁によって近代化遺産として、重要文化財として指定を受けているもの、登録文化財制度の活用などによるもの、経済産業省による近代化産業遺産制度もあります。本町関係では、大井川鐵道の施設・転車台が国登録文化財であり、市代にある中部電力所有の大井川ダム建設に伴う木材流送を補償のために建設された鉄道用つり橋は、産業考古学会推薦の産業遺産となっております。それ以外にも、たくさんの貴重なものがあれば、またお教えいただければありがたいというふうに思っております。

また、本町には、先人たちから受け継がれたすぐれた有形・無形の文化財が数多くあります。国指定重要無形民俗文化財の徳山の盆踊や県指定文化財の田代神楽、梅津神楽、徳山神楽などの伝統芸能が古くから伝承されているほか、町内の他の貴重な文化財についても、町独自で指定して保護に努めているなど、魅力ある伝統的な文化を情報発信しているところであります。

さらに、町内においては地域の歴史を語る貴重な建物や生活用品、民話、昔話など、多くの地域文化の保存や発掘、伝承活動が行われております。中でも、民話、昔話などは、語り部の皆さんによって語り継がれ、資料館やまびこでは、当時をしのばせる生活用品などが展示をされております。町では、文化財保護法、静岡県文化財保護条例及び川根本町文化財保護条例の規定により、町の区域に存する文化財の保存と活用を図るため、当該指定文化財の保存整備等の事業を行う所有者等に対し、文化財保存整備等事業費補助金を交付させていた

だいでいるところであります。

今後も、私たちの先祖が日々の営みの中で創造し伝承した貴重な文化財の保護と活用に努め、後世に残してまいりたいと考えております。

以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まずは茶茗館の関係で、町が直接管理運営するということについては、平成21年に出された行革に絡む答申の中で、現在お茶を呈茶しながら、その川根茶のよさというのを知つていただく、そういう非日常的な空間を設けてお茶の飲み方等をして入館者の確保に努めているということでは、ある程度の評価はできるけれども、現在の運営の状況では、直接町が管理するという根拠とはならないというようなことが、答申から多分出ていたと思います。

14年にシルバーに変わったのは、やはり経費的な問題があつて、一部シルバーの運営になったというふうに私は感じています。この直営としてでは、これからもずっと直営の施設として運営していくのか、それともある程度の期間を見て指定管理に変えていくのか、それは以前も答弁をされていて、様子を見ながらという答弁がありましたが、その辺について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今話がありましたけれども、いつまで続けるかと、町営、直営を。これについては、今回このような判断したのも、周りの環境の条件が非常に変わったという中で直営でやるべきだと。もう一つは、お茶が大変厳しいという意見、この前の講演会では、厳しいという言葉を使わないほうがいいということを言われましたけれども、そのような中で、この川根本町がお茶をどのような形でPRするかということが非常に重要で、これが行政の責任だというふうに感じて、このような方向でいくということを理解をしていただきたいというふうに思っております。ですので、今回は川根時間という例を出しましたけれども、やはり今度、お茶の郷が県で代行します。これから奥に川根茶といわれているけれども、何もないというわけにはいかないだろうということで、当然町が責任を持って川根茶のPR、それからこれまでの歴史・伝統を守っていくことの拠点になればということで、町営でやるということに方向性を転換したということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今の関係ですけれども、現在、28年度からは直営に変わるということなんですが、茶茗館は一部、お茶の部分についてはシルバーの方が管理をされて運営をされています。そして、状況が変わったという答弁でしたが、これはシルバー人材センターの事務所が、あそこから個人情報の保護という問題もあって事務所を移す、そういう考え方に基づいて直営にしたという御答弁だったと思いますが、現在の状況においても、茶室

において日本庭園を見ながら、ゆったりとした時間の中でお茶を飲む、シルバーの方に説明していただきながら、お茶を飲むという異空間があるわけですが、それによってかなりの面で、私は川根茶のPRになっているというふうに考えますし、イベントをやることによってお茶の未来を考えようというシンポジウムをやったり、そのイベントの中で、例えばおそばなどを提供した場合にもおいしいお茶を飲んでいただく、そういうものが販売に現在でもつながっているというふうに考えますが、その辺について考え方を伺います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 商工観光課のほうで、ちょっと答弁させていただきたいのは、現在商工観光課が担当課となっておりますので、私のほうから答弁させていただきたい部分がございましたので、させていただきます。

今、中澤議員がおっしゃいました中で、今までシルバーがやっていたんだけれども、今度は直営というお話がございましたが、シルバーがやっていても町の直営であったことは間違いございません。シルバー人材センターがあそこにいた理由は、あそこの管理をしていただいて、一部委託をしたような形でありましたので、もちろん町の考え方方が今までの管理にあったわけでございまして、何ら考え方方が変わったということではなくて、シルバー人材センターが出たことによって、あそこに町の担当課の職員が行くという考え方をしていかないと、方向転換をするんだという考え方でいってしまうと、今までのものは何だという話、議論になってしまいますので、まずそこはひとつ整理をしていただきたいというふうに御答弁させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、安竹課長の答弁の中で、直営でやっていたというのは、一部お茶の部分についてシルバーが管理運営を受けていたというのは、私も承知していますが、その経費的な面を考えて、14年度にその分も委託したわけですよね。経費も、町が直接職員で管理していたときに比べて非常に、指定管理料というんですか、その委託料は安くなっているというふうに思います。それで、その反面、シルバーの方の努力によって入館者は年々増えてきている。それは、今まで入館料を含めて500円だったのを、お茶を飲んでいただいた方に300円いただくという方針にした方針の転換があったと思うんですが、そういうことで、茶茗館の考え方というのは、ちょっと変わってきているというふうに私は捉えているんですが。

この直営になるに当たって、町長も答弁の中で、いろんなイベントというのを、それを、これはだめ、あれはだめだというような規制は必ずしもしないよという答弁をされていますけれども、予算の特別委員会の中で、例えばイベントでやっていたカレーライスのにおいがしたりしていると、お茶を飲んでいて影響があるのではないかというような御答弁も、多分副町長のほうからあったと思うんですが、そういうものは、今までイベントの中でコロッ

ケを揚げていたり、焼きそばを焼いていたりして、何ら問題はなかったことなんです。いろいろなことで、先ほども6次産業化ということが言われましたので、いろいろな面からお茶の情報を発信していくというのは非常に大切なことではないかと思いますが、その辺の、2番目の情報発信をしていくという面からも、町の考え方を伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） すみません、現在の担当課として答弁をさせていただきたいんですが、先ほどの呈茶の部分でシルバー人材センターが担っていただいたということは間違いないませんが、それについては今後とも同じような形でやっていくという方針で、町内では今後もやっていく、同じような形でやっていくと。ただ、シルバー人材センターさんが入っていただいたときに、シルバー人材センターさんから特に入居料をいただいたわけでもございませんし、ただ、委託としてシルバーさんのほうに呈茶業務をお願いしたという意味では、今回職員が行くことによって茶茗館の管理運営経費としては、それに係る職員分の経費が増えたということは間違いないませんので、そういう意味では、若干の経費増があったということは間違いないません。

今後の管理運営については、ちょっと私のほうからは控えさせていただきます。すみません。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 28年度から産業課の所管ということになります。

基本的には、今までのを継承して、今、プロジェクトチームが応援してくれています。それは、だめではなくて継続してお願いして盛り上げていってもらいたいと思っております。産業課が所管ということで、生産者の方、茶商の方などを巻き込んで、より一層盛り上げていきたいと考えております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今の後藤課長の答弁について確認をさせていただきたいと思います。プロジェクトチームの予算も計上されていたわけですが、同じような形でプロジェクトの方に茶茗館のあり方等を検討していただきながら事業等も展開していくということが1点と、第4日曜日に行っているSUNSUNマーケットのような、地域の人たちを巻き込んだイベント等も通常と同じように、前年度と同じような形でやっていくということでおろしいでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） これまでどおりお願いしたいと。できればもっと拡大してやっていただければありがたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、お茶に特化したという考え方については、そこを強化していくというふうな形で捉えて、それで町長、よろしいでしょうかね。

○議長（太田侑孝君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） ただいまの産業課長のお話もいいんですが、まず方針は、先ほど町長が申し上げたお茶に特化するということは間違いありません。その方針に合った、同じ方向を見つめていただくことが第一条件であります。ですから、ばらばらな方向ではやらないと。ですけれども、同じ方向に向かっての協力はお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） ちょっと今の副町長の答弁の中で、その同じ方向を向く、いろいろな目的を持ってイベントというのは行われると思うんですよ。それが最終的に川根茶のPRとか、そういうふうな振興につながればいいという考え方であるし、そこの意思の共有化というんですか、それをどういうふうに図ろうとしているのかということを伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） まだ、中身について最終的な詰めもまだやってございませんが、お茶に特化するということだけは間違いございませんので、それに特化した考え方で方向を保ちたいということあります。ですから、それを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） まだ、具体的なものを提示されなかったわけですが、具体的なことはこれから検討するということなんですが、これは、商工観光委員会の中でやっていくのか、茶茗館プロジェクトチームの中で検討していくのか、行政として新しい組織をつくって横断的に、先ほど菌田議員の質問のあったとおり、町長の答弁のとおり、課の横断的に検討していくのかについて伺います。

○議長（太田侑孝君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 全体の、課に該当するところの姿勢を持って、課を横断した中での対応をまずはやって、その方向をしっかりと捉えた中で関係ある団体にお願いしていこうかなと思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） これは一つ要望をしておきたいことなんですが、商工観光委員会という組織があります。議会のほうでも代表の方が出られていて、観光施設等の運営状況等の検討をされたり、これから観光についてと、これは商工観光だからお茶は関係ないということではなくて、独自産業化ということが盛んに言われていますので、そういう中でも私は検討していく必要があるのではないかというふうに思いますが、商工観光委員会の役割というのを、もう一度ここでお聞きしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 商工観光委員会の役割ということでございますが、現在の商工観光委員会の所管事務というのがございまして、5点ほどございます。

1点目は、商工観光の振興に関する調査研究に関する事。2点目が中川根ウッドハウスおろくぼに関する事。3点目が、議員、今おっしゃいましたフォーレなかがわね茶茗館に関する事。4点目が、奥大井音戯の郷に関する事。そして最後が、その他商工観光に関する事ということで、現在フォーレなかがわね茶茗館のほうも所管事務となっておりますが、今後その所管事務については、ちょっと内部で調整させていただきまして、私がここで残しますとかという話はちょっとできないものですから、商工観光課の所管している商工観光委員会でございますので、その辺はちょっと慎重に対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 茶茗館のことで、最後の、道の駅としての位置づけということで、道の駅というのはトイレがあって、物販のするような施設がある、いつでも駐車場があって、誰でもいつでも自由に利用できるということで指定をされていると思います。以前からも、管理運営の中では、飲食の提供ということをやっていただく団体があったら、そういう人たちを受け入れたらどうかという質問をさせてもらっていましたが、それも商工観光委員会の中で協議をして検討するよという御答弁を、たしか9月の定例会のときにしてもらっていますが、その辺について、商工観光委員会で話し合われた内容がわかれれば教えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） ちょっと記録を見ています、ごめんなさい。

道の駅についてで、茶茗館におきまして食事ができないかというクレームがあるというお話を聞いていますので、それについて、ちょっと意見をいただいたわけですが、その中で、やはり茶茗館の中で、例えば食堂を行うに当たりまして、じゃ、年間を通して食堂を経営していただける方が本当に1年間やっているのかという問題もございますということで、ただ、理想としては食堂があればいいんだけれども、本当に短期的で本当に1年間やれるかという問題を一つ課題とした方がいいというような意見をもらっていますので、じゃ、食堂を出したらという結論までには至っておりません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 茶茗館についてはこれを最後にしますけれども、今の言われたことは、やはり課題として上がってきている。そういうことで、できない理由を探すのではなくて、どうしたらできるのかということをよく、大南さんも言わされていましたので、そういう

ことで、今後の商工観光委員会が充実したものになるようお願いして、茶茗館の質問は終了させていただきます。

次に、豊かな自然環境、歴史・文化を生かしたまちづくりということについて再質問をさせていただきます。

まずは、先ほど新しい事業については、町長からその大札山、沢口山のトレッキング、あれは往復8時間ぐらいかかるものですから、そして、今エコツーでやっている事業については、旅行業の資格がないものですから、お客様に直接来ていただいて、それでトレッキングをしていただいて、誰かが寸又温泉のところで待っていないと本人は帰れないというような状況なんですが、それを、シャトルバスの運行をこれから調査していくということですが、実際にそのシャトルバスの運行をやるに当たっては、多分業者の委託というふうに考えられると思いますが、この辺について、もう少し詳しくわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 平成28年度の予算におきまして、資源調査を100万ほど予算化しております。その内容で何をやるかというお話でございましたので、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、昔、田野口と下泉から大札山方面にマイクロバスでお客さんを運んだという経緯があったということで、なぜそれが終わったのかということもいろいろ理由がございますけれども、町としては、今後エコパークとして本当に山を生かしていくためには、それらの駅を拠点に、お客様をひょっとしたら大札山あたりまで運べる可能性があるのではないかという発想で資源調査をしたいと思っています。

具体的にその調査の結果を見て、大鐵さんとの協議をしたりしていかなければならぬ作業がございますが、それによって、まずお願いして何日かやっていただいて、その中でお客さんが、もちろんPRも必要ですけれども、どのくらいのお客さんが乗って、あるいはどういうコースをたどり着いてどんな意見をもらったかというところを可能性調査としていきたいと思っていますので、それ以降の委託とか、そういうところまではまだ全然話ができませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 南アルプスエコパークについて、町長の答弁の中で、南アルプスの豊かな自然を皆さんに周知していただくための関係資料が配付というお答えがありましたが、これについては全戸配布していただいて、それについての町民説明会のようなことが実施されるのでしょうか。その辺について伺います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 町民向けに、やはり啓発、まだまだ理解が足りないと思っていますので、まずはわかりやすい冊子をつくって、まず小中学生向けに配布して、もちろん学校のほうに出向いて、我が町の資源、南アルプスの資源を説明させていただきたいと思っています。また、大変わかりやすい冊子をつくる予定でおりますので、それについては全戸

配布をしていただいて、それらの資源について理解をいただくということでございます。

特に町民の方に説明会を開くというやり方では考えておりません。要望にありましたら、出前講座等も行きたいなというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） ぜひ、そのような形にしていただきたいと思います。

南アルプスの豊かな自然、特に町長がよく言われます光岳の南限の原生自然環境保全地域ということについては全く知らない方が多いと思いますし、その豊かな自然ってどういうものかというのがわからないと思います。そういうものがわからなければ意識の高揚もないし、誇りも持てないというふうに思いますので、この冊子の作成ができるだけ早くして、特にこれから川根本町の将来を担う小中学生には、子供たちにそういう豊かな自然というのを知らしめてやっていただければと思います。

次に、景観保護条例の制定の考えはあるかということで、今年度の当初予算の景観計画策定事業ですか、その中でも考えていきたいということなんですが、これを質問するに当たっては、まず川根本町環境基本計画というのが、後期計画がつくられたと思います。人・自然・歴史文化のふれあう美しいまち、景観の保全・創造、町の取り組みの中で、総合的な景観形成を進めます、自然景観に調和した色を基調とした看板やまちづくりなどを促進します、住民や地域の事業者と協働し、景観形成の基準を定めた町景観条例を策定させます、豊かな自然や茶園などの風景と調和した魅力的な景観形成を進め、町のイメージアップを図ります、ということで記載されています。これについては、総合計画の中でも具体的には景観条例のこととはうたっていませんが、家を新築、改築する場合とか、色彩や形状などを周辺の景観に配慮したデザイン、そのような言葉も町の取り組みの中で捉えられていますが、景観条例の制定ということについて、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 28年度から取り組むことは、まず景観行政団体としての手続を県と協議をして進めていくこととしております。その中で、景観行政団体となって景観計画をつくっていくかということが、一つのまず第1段階として考えております。景観条例につきましては、それぞれの市町、景観行政団体になっても、景観計画のない市町もございます。また、条例まで至っていないところもございます。条例となりますと、やはり個人の財産権の問題等が出てきますので、そういう意味でも、その条例そのものをつくるというときには、その中身についてかなり住民の方と討議を重ねないといけないかと思っております。

年月としましては、28、29でまず景観計画のほうの策定を目指して予算化をお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 環境計画の後期の計画を、パブリックコメントをいただきながら作

成した計画でありますので、この中にも明確に、そういう景観保護条例のことはどううたわれています。

これからやはり、茶園が遊休地が増えて、荒廃茶園が増えて、県道沿いとか国道沿いにそういうものが点在していれば、先ほど町長が言われていますように、お茶の振興という面にも非常に影響が出てくると思いますので、この景観保護条例については、確かに財産権というような問題も発生するかと思いますが、平成28、29年の中で協議をして、早期に条例の制定ができるよう、もしこれができないんだとしたら、議員の議会の中でも検討せねばならないと思いますが、議案発議というような方法もとれるのではないかというふうに思います。

景観条例の保護については、やはり早期に川根本町、美しい村連合に加盟した川根本町であるし、ユネスコエコパークに登録された川根本町でありますので、整備が必要だと思います。それで、その保護条例の中の関係であります、先ほど町長が言われた大きな看板をユネスコエコパークと美しい町連合の看板をつくりたいというお話をありがとうございましたが、看板についても、今道路沿いを見ていただきますと、色とりどりの看板があるわけですね。観光地というのは、一つの例えれば大井川材なら大井川材を使った大きな看板の中で、集約してその観光PRをやっているわけですが、その看板についてどのような格好で考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 先ほど、町長が答弁の中で、エコパークの登録と美しい村連合の加盟の看板というお話をいたしましたが、これも同時に、一つの看板でコンパクトにこの町へ来た方々へのPRという意味で設置したいというふうに考えております。ある程度大きなものを想定しております。

今、議員おっしゃいました看板がまちまちだという、色についても規格にしてもという意味だと思いますが、それについては、先ほど企画課長から答弁ございました景観条例の中での位置づけとしても、入ってくるのではないかというふうに思っていますので、方針としては統一すべきものだというふうに商工観光課としても考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） ゼひ、ユネスコエコパークの町としての川根本町、美しい町としての川根本町を全国にPRするためにも、統一した看板の設置、これはやはり大井川材を使ったFSC認証を受けたような材を使って、そういう面でもPRしながらやっていくべきだと思います。

最後になりますが、産業遺産等の保存活用ということで、先ほど町長から鉄道の関係、転車台の関係、市代のつり橋の関係、そういう貴重な産業遺産があるよということがありますが、一つ私が遺産等ということで上げてあるのは、町のほうには非常に、それこそ旧石器時

代からの遺跡があるわけです。特にヌタブラの遺跡については、全国的にも珍しい旧石器時代の遺跡でありますので、あそこに今、太陽光が多分建てられていて、農地の有効活用ということで図られていると思います。やはり埋蔵文化財包蔵地でありますので、試掘をして、そこから遺物が出てきた場合は工事が止められるというようなことで、文化財保護法に定められていると思いますが、あそこをやはり、非常な貴重な遺跡だというふうに考えますと、下に埋まっているから何が出てくるかわからないけれども、それを町のほうで学術的な調査、天王原墳丘墓は学術的な調査をやったんです。で、ああいうふうな形で残した。古代遺跡というのは、荒れちゃうと、もうそれで終わっちゃうものですから、その辺についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） お答えさせていただきます。

まずは、ヌタブラ遺跡につきましては、平成6年の第1次調査から平成14年の第5次調査で、検出されたのは石器でございますけれども、累計で300点以上となりましたが、その中に後期の旧石器段階の各段階に見られる象徴的な定型の石器はなく、これほどまとまった資料の中に定型的な石器がないことが、この石器群の特徴であると、もう判断するに至っております。また、後期の旧石器初頭以前の良好な石器群を有する遺跡としまして、県内外で注目されることにもなっております。

しかし現在、町の文化財保護審議会におきましては、今後の調査等の計画は特にないのが現状であります。

今後の学術的な調査等の必要性につきましては、今後建設事業等におきまして埋蔵文化財包蔵地の発掘調査により出土した遺物等に係る土地の所有者ですとか、関係機関との協議及び経費等の問題もあるかと思いますので、その辺の問題、包括的に検討しながら、必要性を検討した上で判断していかないと考えております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 埋蔵文化財包蔵地については非常に大切なのだという認識を持っておりまし、一度壊れたらもうもとに戻らない。これは地名発電所を見ていただければわかるし、今はれんがは、崩れたれんががそのままで、何があったかわからないような状態であります。一度壊してしまうと貴重な遺産というののもとに戻らないし、自然もそうでありますので、やるべきときにやっておくということが非常に大切ではないかと思います。

最後になりますが、先ほど芹澤議員の質問の中で、青部のつり橋、今後どうしていくか、いろいろ周辺の整備も含めて検討をしていく会議を立ち上げていきたいという御答弁がございました。その中で、1点ちょっと私が気になったのはというんですか、勘違いしていたら申し訳ございませんが、平太と語る会のとき川勝知事が、あの橋は残すんだよ、大切なものだから残したほうがいいよと、多分言われたと思いますけれども、そのとき町のほうとしては対応する方法がないから答えなかつたということなんですが、中電さんと以前お話をさせ

ていただいたとき、年間にメンテナンスに幾らかかかっているけれども、もし中電としてどこかがそれを受けてくれるところがあれば、中電はそこに受けてもらっていいよというお話を伺った覚えがあるんですが、やはり、あれは産業遺産として、非常に大井川発電の歴史を知る上でも貴重なつり橋でございますので、やはり中電と行政はもう少し話をしていったほうがいいのではないかと思いますが、その辺について町長、考え方を伺いたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の話は、具体的に言いますと、県の土木事務所から中部電力が違法であると言われて、それを撤去しようとしたら知事がこれを残しましょうと言った。だから、県の内部で意思統一をしてもらえばいい話で、町がかかわり合って今やる段階ではないということを申し上げたい。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） その中で、町がかかわらなくてもいいよという話なんですが、町がそれを、これは大切な遺産だというふうに、産業遺産だというふうに捉えたら、お金がかかるんでしょうけれども残せると思うんですよ。そこをちょっとお聞きしたい。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） だから、簡単に言うと、知事が残すと言っているんですよ。それ以上どうやったら。やめるなら別。残すというのは現実であるから、言葉尻とて悪いけれども。ならば、県の土木で違法ですからとてくださいと言って知事が残しますよと言っているんだから、その間に入りようがないということだよ。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 何か、わかったような、わからないような。申し訳ありません、ちょっと理解できなくて。

もし、そのまま残せということで、ずっとあのままに、多分とまっているんですよね。残すことを前提として通行止めにしているという、さっき答弁がありましたけれども、知事の考え方で、あれがとまっているというのがよくわからないんですけども、河川の管理者であるのが河川法違反だという判断をされていて、その管理者である知事が違法だと言いながらとめているというのが、ちょっとよく私も理解できないんですが、町のほうで私はもう少し積極的に、あれは重要なものだから絶対残しておくといって知事と賛同すれば残るんじゃないですかね。その辺どうなんでしょう。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 簡単に言うと、町長が残してくださいと言うと、町が相当な負担が出てくると大変だなという思いがあります。ですから、県下と言わないけれども、県の内部で調整してくれれば、もしなくなれば、今度の計画の中で欲しいといえば要望するという話。それ以上の説明のしようがないんだけれども。

また、会議が終わってからでも結構ですので、説明は。私の思いだけは言っておきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 長くなりましたので、最後にさせていただきたいと思いますが、なぜ私が、そのつり橋とかそういうものにこだわっているかというと、先ほども申しました通り、貴重な、明治時代につくった発電所が危険だというだけで取り壊されて、今は本当に、つわものどもが夢のあとのような状態になっています。ああいうものを一度壊してしまうと二度とつくれないという、そういう危惧を持っているからであります。もしいい話がありましたら、積極的に手を挙げて残せるような方向に努めていっていただければ非常にありがたいということをもちまして、私の質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（太田侑孝君） ここで休憩に入ります。

午後1時から再開します。

休憩 午前1時49分

再開 午後 1時00分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

3番、野口直次君、発言を許します。

3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 3番、野口直次です。

今回もここに立たせていただくことを、いつものように地域の人、町民の皆様に感謝いたします。

通告に従い一般質問をいたしますが、内容の一部に1と2が混合したり通告なしの質問も出るかと思いますが、全体的には、これから少しでも、よりよい川根本町の発展を願う内容と捉えていただければ幸いです。

さて、水川茶茗館の前の大井川の風景を思い浮かべてください。地元の年配の女性がS.L.トーマスが見えにくいので、土手の木を全部切ってもらえないか、また、一方では、昨年の秋のイベントで、館内の芝生広場で子供をあやしていた当町へ5年前に住みついた若いお母さんと話す機会があり、その方は、このままの景色を何もしないで、S.L.も木の間で見えればそれも絵になるし、大井川流域、現在そのままが好きというお話をさせていただきました。改めて、考えの違い、難しさにびっくりいたしました。

28年度の予算は商工観光関係が実質20%以上の伸びが目立つ中、大鐵と協力してシーズンオフ対策としての大井川鐵道フリー切符と宿泊割引セットの販売、大鐵も初めて井川線を含

む3日間のフリーチケットを発売し、滞在体験型の観光の第一歩として実施いただき、その評価を評価いたします。また、情報政策課を新設し、高度情報基盤の運用・利活用の検討も、いよいよ本格的に開始いたします。防災、災害の設備の充実と、また、生活を維持するため、安全・安心、福祉に関するところまでも非常に従来よりも手厚いところが一部見られました。

本題に入ります。

1、平成28年度の予算を実施するに当たり、行政の考え方を伺います。

(1) 商工観光業の予算に重点的に配分が見られるが、南部地区の観光のこれからの見通しについて伺う。

(2) 町外からの通勤者の定住を促進する取り組みについてをどう考えているか。

(3) 27年度の出生率低下を町はどのように捉えているか。また、教育、子育て支援に関して、どのように予算に反映させるか。

2、地方創生総合戦略を含め、第2次総合計画の思いを伺う。

(1) 計画の策定の基礎資料にするためのアンケートの結果は十分採用し、活用するのか。貴重な意見を町民全体で共有化する方法は持ち合わせているのか。

(2) 教育、子育て支援、介護・福祉への町民の積極的な地域参画について行政側はどうに対応するか。

(3) 町内小・中学校の施設を含め、老朽化した公共建物について町はどう考えているか。

以上、大きく2点を演台からお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、野口議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

質問自体が大変幅が広いといいましょうか、抽象的なことがあるものですから、少し長くなるかもしれませんけれども、質問にお答えをさせていただきます。

商工観光業の予算に重点的に配分が見られるとのことですが、前年度当初予算に比べまして6,300万円の増加であり、重点配分かどうかは、それぞれ捉え方によって違うというふうに思っております。商工観光施策に効果的な予算を編成したと評価をしていただいたということで、理解をしたいというふうに思っております。

増加の内訳でございますけれども、音戯の郷運営費で1,300万円ですが、これは昨年同様、トーマス運行期間中に館内でもトーマス関連イベントを実施をいたしますので、交付金を充当し繰越事業を現年度予算で計上したもので、事業増加ではございません。観光費で4,700万円増加をしておりますけれども、ICTを観光分野でも活用するため、公衆無線LAN整備工事やデジタルサイネージ整備を予定しているもので、また、オフシーズンに実施をいたします宿泊割引誘客事業も、来年度初めて試みるといった内容でございます。

特に北部とか南部という概念で観光行政を行っているわけではありませんが、観光資源という点では、千頭駅を玄関口とした南アルプス前衛の山々が織りなす自然景観や、50年余

りの歴史を持ちます温泉、大井川上流の長島ダム、アプト式鉄道などが、どうしても本町の北部地区に集中をしているという関係上、面的に見れば議員の感じる、南部は何かないかというお話になるのかなというふうに感じたところであります。

さて、南部地区の観光はというくくりでお話しすることが果たして適當かどうかわかりませんけれども、大井川鐵道の経営方針も今までとは若干の変化がございます。新経営陣も沿線の駅を拠点に活性化が図れないかということも考えておりますので、町としましても、今年度のエコパーク推進資源調査事業で地名・塩郷・下泉・田野口・徳山駅を基点として、観光交流者が地域へ入って、地域の資源、例えば巨樹・巨木・パワースポット、神社仏閣、大井川まるごと博物館などをめぐる2ないし3時間のコースを幾つか設定して、地域の方々、特に高齢者で地域に詳しい方々が御案内できるような仕組みづくりを将来的にできるようになれば、地域の活性化にもつながるものであるというふうに考え、模索をしたいと考えております。

地域をめぐるコースが定着していく中で、見晴らしのよい場所、展望台などの必要性も高まってくるのであれば、その後の管理運営も慎重に見きわめて整備を行うか検討するものであり、初めから整備ありきではないというふうに考えております。

また、徳山の桜にいたしましても、商工会や地域で祭りを盛り上げて、にぎわいを創出しておりますが、観光的にいえば、もっともっと桜を植栽して徳山地域が大井川沿いの桜の名所というブランドができ上がっていればもっとよいわけで、地域の方々が思いを一つにして植栽活動を率先して行う運動が起きてくれば、町としてもグリーンバンクなどを通して、苗木などを少なからず支援をしていけるものではないかと考えております。そのような活動に期待をするところがございます。

特に人気のある大札山のアカヤシオ、シロヤシオについては、その資源を有効に活用するためには、田野口・下泉駅からマイクロバス程度の乗り物で気軽に見に行けるようなことができないか、大鐵とも相談しながら調査検討を加えていきたいというふうに考えております。

南部地区の各キャンプ場も、引き続き整備改修を実施をしておりますが、年々増加している利用客は町南部の観光の大きな役割を担っているものと考えます。行政が観光施策を行うには、多くの観光客がこの町へ来町してくださいましたということではなく、それによってこの町へどれだけの経済波及効果があるかということの視点をもって進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、町外からの通勤者の定住を促進させる取り組みについてお答えをします。

移住定住を促進するためには、誰もが魅力を感じることができるまちづくりに取り組むことが必要であると考えております。地方創生総合戦略では、特に子育て世代の交流促進や、地域で子供を育てる環境の構築、子育て世代の居住空間の充実を図るための助成制度の拡充を図ることによって、配偶者等が暮らしやすい環境整備を進めていくことを盛り込んでおります。

また、特色ある教育の展開、高齢者の地域コミュニティ活動や生涯学習の促進、生活健康サービス及び医療・介護の充実を図ることによって、家族みんなが暮らしやすい環境整備を総合的に推進していくということになっております。

これらの施策を推進することによって、通勤者に一時的に定住していただくことを目指すだけでなく、総合的に町の魅力を向上し、家族全員でこの町に住みたいと思っていただけるようなまちづくりを進めていくことが重要だというふうに考えております。

続いて、27年度の出生率低下をどのように捉え、教育や子育て支援関係予算に反映させるかという質問に、お答えをさせていただきます。

平成27年度の出生数の減少の要因は、女性の出産可能年齢とされている15歳から49歳までの女性人口の減少や、全国的な婚姻数の低下、晩婚化によるものと考えております。ここ数年の町内で生まれた子供たちの人数を見ますと、30人から40人で推移をしておりますが、特に平成27年度の出生予定数は16人ということで、大変厳しい状況であると認識をしております。このような状況のもと、平成28年度の教育に対しての予算についてですが、今年度策定されました川根本町教育大綱の中では、「子どもが育つ町、川根本町」をスローガンに、今後5年間の目標を掲げ、乳幼児から高等学校まで町の特色ある取り組みを実施し、子育てがしやすいまちづくりを目指すこととしております。

その中で、平成28年度に特に力を注いでいきたい事業として、既に本格的に実施をしております学校教育ビジョンを軸としたさらなる学校教育の充実を目指しておりますほか、この4月から運営が開始されます若者交流センター奥流での様々な交流事業を展開する中で、ある程度長期的な展望に立った施策を予算化をしております。学校教育ビジョンでは、小・中学校における小規模校のよさを十分に生かした、子供たち一人一人が活躍できる場を保障し、また、川根地区連携型中高一貫教育の中での中学生と高校生との効果的な交流事業を進めるほか、若者交流センターを活用した様々な交流事業等を展開し、町の教育の魅力化を図ってまいりたいというふうに思います。

こうした事業を確実に展開し、川根本町での子育てを魅力あるものにしていくことにより、町の中だけでなく町外の多くの方々にしっかりとアピールすることで、少しずつでも、この川根本町で子育てをしてみたいという方々が増えてくれれば、子育て世代の町外からのIターンや移住や、一度町を離れた方々のUターンなども、夢ではないというふうに期待をしているところであります。

次に、総合戦略を含め、第2次総合計画についての質問についてお答えをさせていただきます。

最初に、計画策定に係るアンケート調査による分析は、それぞれの計画を策定するために十分に考慮され、その結果を踏まえさせていただいております。また、計画策定に当たっては、大学をはじめとし、町内の産業団体、企業、金融機関のほか、町民の皆さんを構成員とした組織を設置し、その意見を積極的に反映させていただいております。

なお、アンケート調査結果は、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの資料編に掲載をしており、ホームページ等により広く公表し、情報の共有化を図らせていただいております。

なお、総合計画に係るアンケート調査結果につきましては、翌年度基本計画が策定された際に、従前のとおり資料として掲載することを予定をしております。

続いて、教育、子育て支援、介護福祉に関する町民の積極的な地域参画への対応についてですが、地方創生総合戦略では、町民全員で出番と役割を分かち合うコミュニティの形成を掲げており、皆が地域づくりに参加することができるコミュニティをつくり上げていくことを目指しております。

まず初めに、教育における町民の方々の積極的な地域参加についてであります。現在、学校には、教職員や行政職員以外で直接的に教育に協力をしていただいている学校支援員の方々がおります。今年度も各学校1名から2名の支援員の方にお願いをし、効果的な授業等への御支援をいただきましたが、来年度も同様に、地域の皆様に御活躍いただくこととしております。

また、町内の小・中学校では、各種の行事の開催時には積極的に地域の方々に参加を呼びかけ、多くの町民の方々に学校に来ていただき、教育への理解と御支援をいただいているところであります。これは、地域コミュニティの活性化という点におきましても、学校が果たす役割は大変大きなことであり、学校行事に多くの地域の皆さんに参加していただくことが大切だと考えております。

また、こうした様々な機会を捉え、今、町が積極的に取り組んでいるRG授業や学校経営にかかる内容について、特に小・中学校の保護者や、これからこの町で子育てをしていくこうとしている若い皆様に誤解などが起こらないよう、しっかりと伝えていくことが大変重要なことだと考えております。

次に、介護・福祉分野での地域参画ですが、本年度から高齢者やその家族、介護をしている人や介護をされている方が誰でも気楽に立ち寄れる場所として、ケアラーズカフェを実施しております。その運営に当たって、話し相手ボランティアの皆様をはじめとした多くのボランティアの方々の御協力をいただいております。そのほか、高齢者宅の見守りに御協力いただく高齢者見守りネットワークや、徘徊等で行方不明になった方の捜索に協力する徘徊行方不明者捜索活動支援、各地域で開催されているいきいきサロン活動にも、民生委員様をはじめとした地域の方に、ボランティアとして活躍いただいております。また、中学生には、認知症を理解し支えていく認知症サポーター養成講座を受講していただいております。

新年度から始まる介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業では、住民主体による支援として、ボランティアの方々によるごみ出しや電球取り替え、草取りなどの通所型サービスにも取り組みます。

65歳以上の高齢者のお達者度を高めるためには、適度な運動、適切な食生活、そして積極的な社会参加が有効と言われております。引き続き、様々な場面で住民の皆様が、ボランテ

ィア等の社会参加ができるように取り組んでまいりますが、地域参画については、今まで述べさせていただいた教育、子育て、介護支援だけでなく、あらゆるまちづくりに関する取り組みを町民全体で行っていくために、千年の学校等の町民主体によるまちづくり活動や、当町の暮らし、自然、伝統文化、産業及び教育等に関する卓越した知識、または技能を有する人材をまちづくりのリーダーとして水と森の番人マイスターに登録し、まちづくり活動への参画を促進するための施策を充実化させていきたいと考えております。

最後になりますが、小・中学校の校舎の老朽化についてであります。

現在の町内の小・中学校の校舎は、最も古い施設が本川根中学校ですが、昭和45年3月の竣工で約46年が経過。最も新しい施設でも、中川根中学校が昭和59年7月の竣工で、約32年が経過をしております。いずれも築30年以上前の建築物ではありますが、文部科学省が示している耐震基準はいずれも満たしており、耐震化率は100%であります。しかし、やはり老朽化しているところで経年劣化による建物の傷みも目立ち、例年、修繕等が必要な箇所はかなりの数に上るなど、これまで以上に財政的にも大きな予算を伴う大規模修繕が必要な箇所が出てくる可能性が大きくなってきております。また、施設の規模も建設当時の児童生徒の数とはかなり減少していることもあり、今後、改築等を含めた対策を講じていかなければならぬ状況であることは間違ひありません。

また、町所有の公共施設の老朽化については、現在、資産を明確化するため、平成27年度及び平成28年度で統一的な基準による地方公会計の整備のために、固定資産台帳の整備及び整備した資産の中の公共施設等について、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを総合かつ計画的に管理するための公共施設等総合管理計画の策定業務を行っているところであります。

議員の質問にあります老朽化した施設の今後の管理につきましては、この管理計画策定に合わせて、来年度において地域の実情に応じ検討を加え、対策を進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。

3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） いろいろ、今お話ししていただきまして、ありがとうございます。

じゃ、再質問をやらせていただきます。

1の（1）です。徳山の関係のことをちょっと質問させていただきます。

ユネスコエコパーク、そして日本で最も美しい村連合の加盟で、やはり茶畠と「徳山の盆踊」の加入が2本柱になっているわけです。それで今、桜の季節がやってきまして、ところが、今の答弁にございましたが、直接町が観光、地元の徳山地区と徳山の商工会が主催をして、川根本町観光協会が協賛する形でやっていると思います。それがもう、長い間続いているわけですが……

(「商工会」の声あり)

○3番（野口直次君） 商工会ですね、すみません、商工会です。

町としては、駐車場案内板、シーズンの交通整理、特に観光トイレ、祭りの一部で使用しているサッカー場の利活用を含めて総合的に取り組んでいくことを考えているかどうか、御質問いたします。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 徳山の桜祭りのお話だと思うんですけれども、今、町のほうでは、特にかかわりを持っていないというふうに承知をしております。ただ、町の施設でありますコミュニティ施設の広場だととか、あるいはサッカーグラウンドの一部は、そのイベントに使用していただいていると思いますが、あるいは駐車場の整備とか誘導とか、そういうしたものについてはかかわっておりませんので、今後も、特に今のところ、どういうかかわりをするかという点では、考えを今は持ち合わせておりません。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 観光協会から助成していただいて、ほとんど徳山の方とか商工会が徳山支部がボランティアでやっている中で、せめてそのトイレとか、そういう観光トイレと言ふんですか、そういうのは、これから考えていく。今、コミュニティのあそこのトイレをお借りしてやっていると思いますが、その点はどのように考えますか。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） トイレについては、サッカー場のトイレを使っていると思いますが、ちょっと生涯学習課長のほうからお願いいいたします、すみません。

○議長（太田侑孝君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） すみません、桜祭り等のときにおけるトイレの利用ですけれども、現在のサッカー場は、社会体育施設ということの中での管理を生涯学習課のほうでやらさせていただいておりますけれども、地区からの申請に基づきまして、トイレの利用をしていただいているところでございます。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それは、桜祭りのシーズンあるいはやはり、子供たちがあそこで芝生で遊んだりする、年中利用ができるんですか、サッカー場のトイレは。

○議長（太田侑孝君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） 基本的に社会体育施設の一部の施設ということでは、そのような目的の場合には当然使用ができるものでございます。また、桜祭りのときにも、地区からの申請に基づいて使用をしていただいているという状況です。繰り返しですが、そのような説明をさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） そうしたら、この徳山の桜祭りに対して、町は今のところ、例えば、

入り込み数とか、シーズンにどれぐらいお客様が来るとか、そういうことの調査をしたことがあるのか。また、今本当に2つのトイレを使って、でも大変区の役員の方がやはり大分人がやってきたものですから、トイレが足りないということを言っておりますので、シーズン的なそういう簡易トイレとか、そういったものは検討しているかどうか。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 桜祭りに何人来場いただいたというデータは持っておりますが、今後、商工会の関係の方もイベントに参加しておりますので、そういう方々から情報を集めるように努めてまいりたいと思っています。

トイレについては、先ほど生涯学習課長の答弁にもありましたように、現在使っている場所がございますので、それでも対応が不可能ということであれば、もう少し検討をさせていただきたいということでお願いをしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） すみません、観光トイレというのは、6つか5つかあると聞いたんですが、実際幾つあるでしょうか。それで特に、北部、南部ということは余りよくないと言うんですが、中川根というか、こちらにはどれぐらいあるんですか。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） すみません、今ちょっと資料を探していますので、後ほど答弁をさせてもらってよろしいでしょうか。

○3番（野口直次君） ごめんね、通告がなくて。

じゃ、すみません、議長。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 大鐵とコラボして、この春の桜、夏の盆踊り、螢、先ほど前の方の質問でもあったんですが、大変この徳山を中心に、茶茗館もあって周遊する中で、本当に隠れた資源というか、秋には徳山の神楽、冬のこの客枯れのときには、大鐵とコラボしながら、先ほど言った茶茗館なんかを回るコースということで、うまくいけば町長の答弁もありましたが、年中フルシーズンのようなやり方で、一つの地域の滞在まではいかなくても、メインである寸又峡とか接岨、千頭の行く1日ぐらい前には利用できれば、2日、3日の滞在の何かの糸口になると思いますので、その辺の中で、やはり町長も言ったんですが、大鐵も非常に熱心にいろんなことを考えておられますので、この間も私の言った冬のこたつ列車を運用したりしている中で、臨時のSL、トーマスまではいかなくてもいいんですが、普通の列車でもいいんですが、徳山の桜のときにとか、あるいは盆踊りとか、そこら辺も便数が減った中で、今年はおかげで3月18日から昼間の便数が1つ増えて、大変通う方は、たかが1本だと私は思ったんですが、非常に観光客も3時間50分のあれがなくなつたということで言っておりますが、そういうことを含めて、大鐵との関係ですね、徳山周辺、それをちょっと考えていただく。

また、その中に川根高校の留学生も来て、また大分生徒も来年は増えますので、家族を含めて川根地区のそういういろいろな芸能にも、一つの機会に川根を知っていただく、当町を知っていただくためのコラボをしていただきながら進めていくということも、私の提案も入っておりますが、その点、千頭、非常に今、ＳＬがとまるのは下泉が1本だけで、あと千頭以外はとまりませんので、やはり臨時列車というのはスケジュールをとってもらってとまりますので、その辺をちょっと考えていただければと思いますが、よろしく。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今現在、徳山地区は、大変変化をしようとしているなという感じが、実はいたしております。今言われたことが全てかもしれませんけれども、きょうは傍聴席に蛍を一生懸命やられている方もおるものですから、そちらのほうも関係しまして、大変地元の人も積極的にいろんなことを対応していただいているということがあります。

それで今度は、あかいしの郷が増床するということで、大きな整備をしております。その中で、今言われた春の桜の時期、私はもう家山より徳山周辺へ来る方のほうが多いなということで、以前も申し上げましたけれども、駐車場の整備が必要だろうということを考えております。

その中で、残念ながら適地が、用地がなかなか町が確保できないことがあるものですから、今のグラウンド等ももう少し見直して対応する必要があるのではないかというふうに考えております。これは、今は隠れた桜の名所でございますけれども、間もなく日の目を見た、大井川流域では一番の地域になるのではないかぐらいに思っております。その点について、今言われた日本で最も美しい村連合にも加入したという中で、川根高校の伝統文化をやっております赤石太鼓も含めまして、やはり徳山の神楽、盆踊り等々のお祭りも含めながら、そういう啓蒙活動もしていく、そのような高等学校もあるものですから、すばらしい環境になるのではないかということで、今言われた整備等についても、積極的に町も対応していきたいというふうに思っております。

それから、桜祭りの町の支援ということで少し質問があったかと思いますけれども、本来、お祭りというのは地元の関係する皆さんのが心を一つにして対応するのがお祭りだというふうに思っております。町からの補助金は要らないよというぐらいの気持ちで頑張っていくことを期待をしながら、答弁に代えさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

住民の人たちと十分話し合って、よりよい観光になるようにお願いいたします。

続きまして、次の、町外から通勤定住促進する取り組みについてどう考えるかという中の、通勤の実態の意向調査はしていないとは思いますが、私がちょっと質問もいつも大ざっぱなものですから、意図が説明ができなかつたんですが、町職員を含め当町に通っていたりいる方が、もし生活環境が、私たちが考えるよりも、そちらの町外から通っていたり人た

ちが、それには奥さんというのもいるんですが、実際どのようなことからここが住みにくいか。私たちが思う住みにくさと、もっと大きく住みにくいか、1つか2つの原因を削除すれば、意外と一世帯でも当町へ、また、Uターン、Iターンしているのか、とにかく出ていっての云々じゃないんですが、やはり転入も大切ですが、転出した人たちが1人でも戻るということもしながら、将来のやっぱり人口減少の対策をしていただきたいと思いますので、その点につきましてお願ひいたします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の質問の答え、非常に難しいんです。というのは、それぞれの事情があって、事情を全て聞いて発表するということがなかなか難しい。それぞれの事情があつての判断だというふうに考えております。

そのような中で、以前、本川根当時、まだ合併する前ですが、そのときに調べたことがあります。そうしましたら、本川根は約1割が町外からの通勤であったと。金谷町が3割、函南町7割が町外からの通勤であったということがありますけれども、それから先は何も進んでいなくて、それだけ調べて終わりにしました。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 先ほどのトイレの数ですけれども、南部のほうでは、ちょっと名前だけ言わせてもらいます。四季の里の前、おろちの池、田野口駅、大札山犬ということで、5カ所を何らかの形で町のほうで負担をしているということで、5つということでお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） すみません、通告もせずにお調べいただきましてありがとうございました。

意外と多いんですが、その管理の方法というのは、私、観光トイレと言ったんですが、地元の方に任せたり、あるいは完全に委託でというかやっているのか、その辺はまちまちだと思うんですが、何か観光トイレという名前がつくのは、相当な管理に町が面倒を見ていただいているんでしょうか。その辺の差というわけじゃないけれども、それぞれの違いは、大ざっぱで結構ですので、その辺をちょっとお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） それぞれ、昔からの経緯もございますけれども、町としての負担は、電気料あるいは水道料、くみ取り料、清掃の委託を経費で持っております。ただし、昔からの経緯がありまして、その場所によっては、近くで利用している団体の方にお願いをしている部分も一部ございます。ということで、全部が全部町で負担できればいいんですけども、いろんな兼ね合いがありまして、全て同じ方式というものではございません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 本当に毎日のことですのでお金がかかると思うんですが、例えば何かこう、新しいトイレをつくりたいよ、ああいいよという、いろんなところができたのには、その基準とかはないと思うんですが、申請の仕方というのは用途によって違うとは思うんですが、地区とか、あるいは団体等でお願いが多いんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） トイレの数ですけれども、前はちょっとトイレが多過ぎないかという話もありましたので、奥泉あたりでは県道沿いのトイレを閉鎖したり、あるいは362の静岡と川根本町の境の峠の茶屋とよく言っていましたけれども、そのトイレをやめたり、そういった効率よい配置ということでは、町としてもかかわってまいりましたが、最近では、塩郷のつり橋、せせらぎの郷のところには数名の組合員の方がトイレが欲しいということで補助を出して設置して、今はそちらのほうで管理していただいていると思いますけれども、そういったことで、受益者のほうでトイレが欲しいという要望もございますが、お客様が不便をかけているとか、そういったものが顕著であれば、町としても考えなければならないというふうに思っていますので、それぞれ要望あるいは設置の考え方はまちまちでございます。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） きょうはトイレの話ばかりで大変申し訳ないんですが、それが私が今聞きたかったのは、徳山のトイレの位置づけをこれから時間をかけてやるのか、あるいは簡易トイレでも、皆さん今のお祭りの期間にやっていくかということの内容の意味で聞かせていただきました。ありがとうございました。

続きまして質問させていただきます。

この27年度の出生率の低下、16名ということを今答弁いただきましたが、私は一過的な、一時的な現象と見とったんですが、今の町長の答弁、あるいは皆さん、各課長さんのお話からいくと、意外と30、40名が私たちの思うより相当減ってくるような、当然女性の出生、やっぱり時期のそういう人たちが少なくなったということもあるんでしょうが、その対策をいろいろ本当に立てていただく中で、なかなか評価とか対策ができるない中で、もう現実にこの人数が続くとなると、あらゆることで、これから予算とか、あるいは考えていかない大変な事態で、ここでどうしようというわけじゃないんですが、本当に総合計画の中、あるいは予算の中に大変考えていて、当然教育にしてもそうですし、保育園、子育てにしても、根本的にえていかないような事態になる可能性があるのかどうか、もう一度お聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、野崎郁徳君。

○生活健康課長（野崎郁徳君） 直接的な御答弁になるかはあれですけれども、出生可能年齢とされています15歳から49歳の女性の人数が全国的には減ってきてるとか、晩婚化するとか、いわゆる結婚適齢期を迎えても結婚をしないという人たちの数が総体的に増えてきてい

ることによって少子化が生じていることは、我が国全体の話としては発生している現状だと思います。今年度出生数16名、もう1名生まれるかなというような状況ですけれども、確かに大変少ない数であることは、いろいろな会議の上でも御報告させていただきながら大変危惧しているところというお話をさせていただいております。

しかしながら、過去の旧中川根、旧本川根合併前の町村規模の状況で、出生可能適齢女性人口の数が、今とほぼ同じ時期も当然経過してきているわけでありますけれども、その当時は少なくとも40とか50という数の出生数がありました。したがいまして、今年度の数をとらまえて著しく減っていることについての状況についてはなかなか、これが原因だということは申し上げにくいところがありますけれども、今後の推移を見守りながら、今いろいろな形で各課が取り組んでいる対応を継続していくことで少子化の対応、今後も状況、様子を見ながら対応していくべきではないかというふうに考えます。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） すみません、ありがとうございます。

それと、次の第2次総合計画と基本構想の策定のほうに入らせていただきます。

それこそ、このアンケートはいろいろな方によっても違うことがよくわかります。ですが、今年のこの27年7月にやったアンケートを見ますと、1,000人に対して回収率が44.3%ということで443人ですが、その中で分類の仕方を見ると結局18歳からアンケートをとっていただいていると思うんですが、その中の人数が、49歳以下が47人しか回収できなかった。それで、50代、60代、70代、80代以上ということになると、大変右肩上がりという言葉は悪いんですが、年配の方たちほど、ある程度回収が100人以上というので多かったわけです。

そうしますと、今の課長のお話ではないですが、データの中に、これからせっかくいろいろな基礎をやっていく中に、本当にアンケートとかいろいろな外部のやっぱりそういう業者もアドバイスしていただいたり、当然国・県もやっていく中で、何かこう、その施策というかこれからの方針づけの中に、本当に、私たちの年代のときにはピラミッドのあればなかなかうまくいっていた時代なんですが、せっかくのその、いろんな資料を取り寄せたときに、偏ったり、もう教育一つとってもそうですが、年配の方の考え方あるいは若い方が本当に、もう10代、20代になると5%とか大変少ない人数だったと、私、今資料の中で記録しているんですが、そういう基本的なことの、これからそのアンケートとか、いろいろなものを駆使してやっているとは言うんですが、根本がもう一度見直すというんですか、それと同時に、同じ年に人口、この先ほどの総合計画をやったのが27年7月、それでまた、この28年度、総合計画策定事業で626万ほどの住民のワークショップの開催とか、アンケートを実施するということをうたってはあったんですが、このアンケートはやるかやらないかということとともに、国の施策の考えもあったんでしょうけれども、人口のビジョンのほうも、27年6月に町民の意向調査をやったわけです。

そうしますと、ちょっと今、2つのことの中で、町民がアンケートをたくさんやって、年代の話もしましたが、そのアンケートの内容が大変わかりにくいとか、抽象的とか、じゃ、このアンケートはその後、今ちょっと町長話があったんですが、何が使うか、また私たちが言った意見がということが大変いつも一方的になりますので、その辺、さっきちょっと忘れただけで何かに使うということも言っておりますので、再度その使い方を教えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 計画策定するに当たっては、議員おっしゃるとおり、いろいろな町民の意見を吸い上げるという形でアンケート等をとらさせていただく場合も多々あります。また、各種団体の代表の方を集めて、その方々からの意見を聞いております。

アンケートの年齢構成が非常に偏りがあるのではないかということですけれども、現実的には今の町の年齢構成の中での、作為的にある一定の年齢を増やすとかという、そういう形をとったわけではないんですけども、また、回答をなさる方というのはどうしても年配の方が非常に多い。真面目に回答をしていただけるというところもあります。ですので、若い人にアンケートの趣旨が伝わらないというか、町の取り組みが、思いが伝わらなかつたというところでは、とり方の工夫はこれからもしていかなくてはならないかと思っております。

それで、使い方ということですけれども、アンケートの結果は一人一人の意見は集計をしてまとめてございます。多くの意見だけをとりとげるということではなくて、全ての意見を列挙してありますので、その中をまた、いろんな委員会等でも見てもらう。そして、皆さんの意見を聞くという機会は、基本計画をつくっていく中でもやっていきますので、つくり方で一工夫、二工夫は議員おっしゃるとおりにやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 総合計画の質問を続けさせていただきます。

それこそ、今地域づくりとか盛んに言われている中で、財政改革を含めて、当町も合併から10年たったわけです。さらにこれから総合計画、実施計画というのが立つ中で、これ、私がこの立場ですが、やはり言っちゃいます。区長会をはじめいろいろな委員会、団体等が、いろいろなことで本町と支所を交互に会議をしていることが多いと思いますが、それぞれの団体の合意形成ができてから協議するということで、行政は指導の改善は、皆さんたちの気持ちを聞いてということでしょうけれども、いろいろな面で見て、特にこの交互というのは、これからも続けていくのか、あるいは今私が言ったように、いずれある程度、会議はまとめてやっていくのか、それぞれの団体によって違うのはわかりますが、町としては行政指導的な考えがあるのかどうか教えてください。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の件については、合併協議の中でそのような具体的な話が出ました。

そして、なるべく交互に会議は持とうというようなことは、両町が合意をした案件であると。

しかしながら、今、実際動いてみると、なかなか行ったり来たりが大変だという分野もあると思います。それらをなるべく是正しながら、交互にやることが重要であるというようなことで決定をしたという経緯があるものですから、その方向で対応はしていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 当分は今の状態が。ちょっと質問とあれがわからなくなって申し訳ないんですが、継続に近いような形でいきたいということで。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それは約束事な物ですから、そのような方向で進めなければ、私が今ここで変えますと言うわけにはいかないような案件であるというふうに思っています。

ですので、当時の本川根と中川根の約束事であったということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 続きまして、質問をさせていただきます。

私がやはり、答弁がありましたが、町長、教育長が町内の学校の統廃合は、計画は現状ではないということで、今、学校の施設の多くは建設から30年以上経過し、修繕の費用もかかる。また、建設当時も規模もやはり最低でも学校2クラス12教室、あるいは中学の場合は3クラス9教室という、町の財政等を考えて改修という言葉が出たんですが、やはり縮小までの計画は今のところではないんでしょうか。あくまでも改修でこれからの学校を維持していくんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 野口さんの御質問にお答えします。

縮小という問題は、教育行政の中でいろいろ考えていくことだと思いますけれども、ただ、教室自体は余っていることは事実ですので、それなりに実はその、公会計というようなところで財産管理をしっかりしなさいというようなことを国のほうから言われています。その中で、今後は財産管理の適正な管理を行うための計画をつくっていきますので、その中で検討をしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それで次に、北小学校の問題は、先ほど答弁がありましたので結構です。それ質問しようかと思ったんですが。

一番は、すみません、先ほどの出生率の低下は大変つらい話なんですが、その中で、将来現実的に帶びてきた小学校、もし全校が複式となった場合、学力向上ネットワーク連携のRG授業のよさの学習の内容によって最適な規模を考えて、今大変よいネットワークを教育委員会でやっていただいているんですが、その最適人数を生み出す限界というのも出る

場合もあると思うんですが、その点、行けるところまで行くのか、あるいは今の、大変、キャリアノートとか、9年間やっていたというノートは、全国でも相当評価されている中で、もうこれは、教育長に言うのか町長に言うのかあれですけれども、私の家庭も含みますけれども、いろいろな意味で最小の倍数が出てきたときには、どういうふうにしていくかということは、当然この総合計画の中で考えていただく懸案ではないかと思うんですが、その辺、今の時点ではどんなふうにお考えになっているか、お答えください。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 具体的な内容については、教育長のほうから答弁をさせていただきますけれども、基本的に、もともと子供は宝ということを標榜しています。その中で、当然ながら人材を育てるためにはお金はかかると。人材を育てるためにはお金がかかるということを前提にすれば、しっかりとした教育が必要だと。その教育が必要な面については、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 先ほどの、まず最適人数というお話がありましたけれども、例えばクラスに関しての最適人数というのは、これは実証されたデータは一つもありません。例えば、今40人学級とか35人学級とかということでやっていますけれども、どの人数をもってクラスの最適人数かということは、これは一切、アメリカで少し実証したケースはありますけれども、これはございません。ただ、財政的な面で1クラス何名という形でやっているかと思います。当町でやっているRG授業については、そのクラスでなくて科目とか、科目の中の単元でそれぞ最適というか、最適の捉え方は非常に難しいんですけれども、一番効果的にやるには何人がいいかということでやっている授業だということで捉えていただきたいと思います。

したがって、今現在やっているのは、現状の人数の中ではRGという体制をとって授業を開いた方が、非常に子供にとって効果的ないわゆる教育ができるということでやっております。ですから、将来的に例えば環境が変わってくれれば、その環境の中で、また効果的に教育するにはどうしたらいいかということを当然考えなければいけないということです。現状では、今のRGが私どもにとっては非常にいい、教育にとっていい効果を上げるものだと思っております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

それで、非常に私も、自分のやはり議員の中でも立つ位置が、このごろ3年目に立ってどこに立ったらいいのかわからないということが正直あるんですが、それは私の勉強不足の中であるわけですが、今のこの全体的なお話になりますが、子育て世代のお母さん方の考え方や、いろいろな中で、私ちょっと今、時間もありませんので文章的なことになりますが、どうもこんなようなことを思っているということを、これ、別に最後のあれにいたしますので、

野口直次、いつもの珍質問でこんなことを言っていたということでお聞きしていただければ結構ですので、よろしくお願ひいたします。

お母さん方は、出産、育児に追われ、なかなか時間の余裕がなく、自分の時間を持てない不安の中で、町民の一員として積極的に地域活動をしたいけれども、地域活動に関する情報等の提供を受けたいけれども、どこに行ってどのような活動をすれば、その機会にめぐり会うのか、相談したり、とにかく町、育児、教育、生活産業の様子を知りたいと思ってもわからない、悩んでいるようなお母さんが現実にいます。そこで、非常に私がこの全体の中で思うことは、伝えた、伝わらない、山川上下というような感じで、お互いに、伝える側がやはり一方的に押しつけているつもりがなくとも、聞いているほうは理解ができていると思い込んだり、意見がなかなか自分たちの指導が正しいと思いつつ、前膝でどうしても言って固まる傾向があるんです。ところが、受け取る側は、やはり伝えられる側です。何も言わずに寄り添って、出向いてきて、私たちお母さんの顔を見てゆっくり話し合いを、話の内容もかみ砕いて、焦らず、雑談の中からしてもらいたい。そう言っちゃあれですが、いろいろなところの堅苦しい会合ばっかりじゃなくて、お互いに、喫茶店はありませんので、お茶を飲みながら、その中にお互いに当然会話のマナーやルールを持ち、よく聞く耳を持ってやれば、ずれがなくなるというお話をいただいた中に、お互いにたくさんの接点をまとめ、会話の中から必ずそこにはやはり遊び心がないと、どうもぎちぎちしまいますので、さきに述べたように、そういう、また逆に伝える側、受け取る側も逆の立場のときもありますので、その延長線上に、やはり教育、子育ての支援、介護福祉等を含め、町民全体の共有する人づくり、地域づくり、ふるさとづくりに行政も進んでいただき、また、私たちも勉強しながら協力していくので、やっていただきたいです。

それと、私が一番心配しているのは、皆さん議員も言っていたけれども、財政の健全化の中で、やはり人口が少ない中では、本当に町の財政状況を見ると、一人当たりの性質別的な歳出額は非常に多いんですが、やはり、投資的とかいろいろな、町長が予算なんかを持ってきていただいて、非常に今のところは健全でいっている中に、自分たち町民も含めて、みんなの大切なお金やみんなもたくさん使っているんで、これからも大事に使わなければいけないよという共通した認識を持ってやっていけたらと思います。これは本当に私の思いで、答弁は要りません。これで時間も来ましたので、ありがとうございました。

○議長（太田侑孝君） ここで、暫時休憩いたします。

再開は2時15分からといたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時15分

○議長（太田侑孝君） 引き続き、会議を再開します。

10番、鈴木多津枝君、発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本日最後になりましたが、日本共産党の鈴木多津枝です。

通告に基づきまして、一般質問を行わせていただきます。

一昨年4月からの消費税8%への引き上げ以来、アベノミクスの経済政策はトリクルダウン効果どころか、年々下がり続ける年金や非正規雇用の拡大などにより、我々庶民の財布の中は医療・介護の負担増、物価高騰など、火の車の毎日です。しかし、残念なことに庶民の苦しさがわからない政治家により、ますます深刻な格差が広がっています。安倍首相は、北朝鮮の異常な行動を利用するかのように危機をあおり、憲法違反の戦争法成立を土台にして9条改憲に意欲を燃やし、戦争できる国へ突き進もうとしています。

東日本大震災での福島原発事故から5年目の今なお、放射能汚染の解消はめども立たず、いまだにふるさとへ帰れない多くの被災者が不自由な避難生活を強いられているのに、自公政権は原発再稼働や外国への売り込みに熱心で、静岡新聞の読者のひろば欄には、憲法改正やめてとか、原発再稼働中止を訴える投書が絶えない状況です。

町政はどうでしょうか。町民の方々から、町の元気がなくなった、子供は少ないし、若者は出でていってしまう、年寄りばかりの町になっていく、この町は大丈夫かと、不安の声が寄せられます。

今回の一般質問は、不安を抑え切れない町民の皆さんに代わって、国政は選挙で審判を下していただきしかありませんが、町政においては、鈴木町長の姿勢次第で町民の皆さんに希望の光を照らすことができると考え、3点を通告しました。

これまでのよう、これをやれば全て解決するならなどという消極的な御答弁ではなく、ぜひ町民を元気にする前向きな御答弁をいただけますよう期待して、質問いたします。

1点目は、決して町民の合意で始められたとは言えない、多額な費用をかけた高度情報通信基盤整備事業完了に向けて、費用対効果についてお尋ねいたします。

1、これまでにかかった費用と、今後計画している利活用及び予測される費用について説明を求めます。

2、戸別受信機や防災ラジオによる全戸への放送がなくなり、デジタル化された同報無線の放送は、今までより聞きにくくなったり、災害時などすぐに対応できなくなっているとの声が絶えません。どう改善を図るのかお聞きいたします。

3、かわねフォンの月1台800円の運営業者への支払いは、町財政への負担が大きく、議会の合意も町民の納得も得ていないものです。運営業者は、広告料や動画配信委託料などの収入を得る手段として、町が整備して無料で貸与する代わりに、維持管理費は事業者が持つI R U契約で当然相殺すべきものと私は思いますが、3,000万円近い多額なかわねフォン維持管理費を、今後も毎年払い続けるお考えか伺います。

2点目の28年度予算についてです。

1、当町の喫緊の課題である若者の雇用を増やし、結婚・子育ての希望が実現できるまちづくりについて、どのように考えておられるか伺います。

2、年々減らされる年金や非正規化、賃価低迷などで使えるお金が減り続け、苦しい暮らしを強いられている町民が少なくない当町で、町民の負担増を避け、できる限りの子育て支援や若者支援などで暮らしを守り、町民が元気に活躍できるまちづくりをどう実現されるお考えか伺います。

3点目は、大鐵乗車料金の補助創設をです。

町民の利用を図り、大鐵が進めている沿線住民と連携した取り組みへの支援などで、町民にもわかる具体的な取り組み支援を求めるものです。町長の前向きな御答弁を期待しまして、1回目の質問といたします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、鈴木議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。何回質問があるかわかりませんので、まず1回目の答弁をさせていただきます。

高度情報基盤整備事業全体の事業費は、御存じのとおり、17億509万1,000円でございます。内訳につきましては、調査設計業務に4,206万4,000円、本体工事に14億2,603万2,000円、附帯工事に2億1,080万5,000円、施工監理業務に2,619万円となります。

来年度から本格的に利活用の段階に入りますが、平成28年度予算の情報政策費にITキャンプの開催や住民ディレクターの養成などに数十万円単位の予算を計上しておりますが、本格的な利活用に関する予算措置については、それぞれの担当課で十分に検討する期間をとり、補正予算、また来年度当初予算に計上していきたいというふうに考えております。

次に、同報無線の放送は今までより聞きにくくなつた、どう改善するのか、という御質問でございます。これまでの同報無線の設備が撤去されまして、音声放送を含む全ての放送がかわねフォンと屋外スピーカーから流されています。

屋外スピーカーからの音声放送は、これまでと同じように、緊急情報に加え、広く町内全域に周知した情報が主となります。

かわねフォンでは文字放送を主体とし、放送時に不在であっても、受信情報を確認できるようにしております。当然、緊急情報は音声放送にてかわねフォンにも流すようにしておりますので、今まで以上に情報を確認できる体制をとっているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

特に、避難勧告などの緊急情報につきましては、携帯電話のメール配信やテレビ放送の字幕として流れるL—A L E R Tでも確認いただけますので、ぜひ御利用していただきたいというふうに思います。

次に、かわねフォンの利用料金でございますけれども、川根本町情報通信基盤施設条例第9条に規定されるものであり、住民基本台帳に登録されている町民の方など、一定の条件に

当てはまる利用者に限り、町が1台分の利用料金を負担をするというものであります。

この町の負担については、条例を改正しない限り継続するものであり、条例改正には議員の皆様の承認が必要になります。社会情勢の急激な変化など、今の時点では想定できない事態にならない限り、町が負担する考えは変わらないものであり、利用される町民の皆様から利用料金はいただかないという方針に変わりはありません。

現在、かわねフォンは、1日当たり約1,000件の通話に利用をされております。相手方を含めれば1日2,000世帯で利用されているという計算になります。通話料無料の電話として、お互いの近況を語り合うなど、さらに利用されていくよう期待をしているところであります。

次に、若者の雇用を増やし、結婚・子育ての希望が実現するまちづくりについてお答えをさせていただきます。

地方創生総合戦略と総合計画には、若い就業者が働きやすい就業環境の整備に向け、関係機関、団体、企業とのコミュニケーションを通じて連携強化を図りながら、新たな仕事の創出に向けた取り組みを進めていくこととしております。

28年度当初予算では、起業及び事業継続チャレンジ補助金を新たに計上し、新規起業者や既存事業者を支援することによって、雇用の場の確保に努めます。

また、子育て支援におきましては、本年度から始まりました、子ども・子育て支援新制度で、さゆり幼稚園が、新年度から施設型給付を受ける施設へ移行することになりました。これは幼稚園が施設型給付へ移行することにより、今まで受けていた私学助成や幼稚園就園奨励費より安定的に財政措置がなされ、本町にある唯一の幼稚園の安定的経営に寄与し、新制度で1号認定される教育ニーズをお持ちの子育て家庭への支援につながるものと考えております。

新年度予算では給付費として1,276万5,000円を、また教育総務費で私立幼稚園補助として300万円を予算化をしております。

また、幼稚園の利用料につきましても、施設型給付へ移行することに伴い、町で設定する必要が生じたため、保育所運営員会の御意見をいただき、国で定める保育料上限額の約半額程度の低額の利用料を設定をさせていただきました。

続いて、町民の暮らしを守り、町民が元気に活躍できるまちづくりの実現に向けた取り組みについてお答えをさせていただきます。

農林業の振興を図るため、農林業従事者の所得向上につながる取り組みや、後継者育成に関する施策を展開し、町民の皆さんの活力を促していくことが大切だと考えております。また、千年の学校における人材育成及び地域活性化への取り組みや、コミュニティ活動に対する支援の充実を図り、町民主体のまちづくり活動を基本としながら、出番と役割を分かち合う地域づくりを力強く推進をしていきたいというふうに考えております。

次に、大鐵乗車料金の補助創設をとの御質問でございます。

当町にとって大井川鐵道は、貴重な観光資源であり、なくてはならないものだと認識して

いるとともに、一部の住民にとっては、日常の移動手段としても大変重要なものであると確信をしております。

一方、町では、住民の方々の生活環境整備のため、町営バスやデマンドタクシー、外出支援サービスなどを実施し、買い物や通院時の移動手段の確保を行っているところであります。

また、大井川鐵道を利用して移動する際に、町で運行しているバスとの運賃格差を是正し、移動にかかる費用負担の公平性を確保するために、北部地区の一部の地域を対象に、現在、運賃助成を実施しております。

大鐵乗車料金の補助制度創設となりますと、その目的により実施方法も異なると思いますが、例えば、平成22年国勢調査の結果によると、通勤・通学の手段として鉄道・電車を利用しているとの回答が101人であるのに対し、自家用車での移動は2,414人と、大きな開きがあります。当町の移動実態として自家用車利用が大変多いというのが実態でございます。

このような状況の中、移動の際の交通手段として大井川鐵道を利用してもらうためには、料金施策だけではない総合的な対策を行っていく必要があるというふうに考えております。

いずれにしましても、住民の方の移動の現状及び需要を把握することが必要だと考えておりますが、近日中に、大井川鐵道株式会社により大井川鐵道のあり方に関するアンケート調査が実施をされます。

その結果などを踏まえまして、どのような外出に対して、どのような方法で、どこまでを支援していくかということを検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 1点目の情報基盤の費用対効果についてですけれども、ITキャンプとか住民ディレクターの養成ですか、こういうことで数十万円が予算に盛り込まれているという説明だったんですけれども、これまでの整備事業に限っても15億円というふうな、最初は当初説明をされたわけですけれども、現在では18億円近くといいますか、17億509万円ということで大変膨らんでいるわけですけれども、今後の利活用にかかる費用や28年度予算に盛り込んだ約5,500万円の情報政策費というのがあります。

今後さらに利活用が進めば膨らんでいくことは想像にかたくありませんが、町財政へ大きな負担になっていくということで、大変ほかのところへの圧迫が生じるのではないか。先ほども1番、菌田議員が、交付税も算定替えがなくなつて一町一本算定になると4億数千万円の減額になるよと、影響が出るよというふうなことを答えていらっしゃったけれども、そういうときにも運営費というのは減らすことはなかなかできないですね。そうすると、その財源を確保していくために、どこかを削らなければいけない。町長、先ほども財源をつくっていくために努力をしますというふうに言われましたけれども、そういうことで、一番町民の人たちに必要な福祉とか医療とか教育とか、そういうこところにしづ寄せがくるんではないかというふうに大変心配になるわけですけれども、どれくらいの今後アプリによる利活用

などを考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 利活用につきましては、ＩＣＴの利活用検討委員会から報告書をいただいております。

その中では、4分野20事業を取りまとめていただきました。そのような中の事業を28年度ＩＴキャンプ等は予算化をさせていただきました。それぞれの分野で教育・福祉活力づくりということで、これから実際にそれを具現化していく中で事業規模が決まっていくものと考えております。現時点では幾らという答えは数値的には持っておりません。

また、ＩＣＴの機器の運営は決して、それは一つのツールであって目的ではないので、費用対効果というときには、それを利活用して住民の方にどれだけ喜んでもらえるかということで、この利活用検討委員会からの御提案をいただいております。それが実現されたときに、町民の方がその利便性を感じていただければ、効果としては大きなものがそのときにあったと感じていただければ、大変事業としてはうれしいものと思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私たちがいろいろ、こういうことをやつたらどうですか、子育て支援に学校給食費無料化ですか、保育料の無料化ですか、子供を増やすにはそういうことをやらないとなかなか魅力づくり、若い人たちに思い切って子供を産もうという決断をしてもらえないということで提案しても、それは、私はいわば一つのそれもツールだと思うんですよ。

ところが、行政の方が考えたツールは何千万、何億使っても、それはツールなんだと、効果は使ってみてからでないとわからないと言われますけれども、私たちの提案に対しては、それで必ず効果が出るということがわからないといって、なかなか何度も言つても一步足を踏み出さない。そういうことに対して、本当に町民の人たちもじれったい思いをしていらっしゃる方がいっぱいいると思うんですけども、そこはどうなんですか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、費用対効果については、課長の方から話がありました。

今現在すぐに費用対効果が出るというものではないと。当然、私どもがこれを進めた背景には、基本的に若い人に住んでいただく。町としては最低限の整備は必要だということから始まったということを御理解をいただきたいというふうに思っております。

その上に立って、今言われた給食費がどう、保育料がどうという話は、ここには対応しなきやいけないという案件だと思っています。その中で、今現在は高校生までの医療費の無償化もやらせていただいたという中で、この次は何をやつたらいいだろうということを思案をしていく必要があるという時期に来ていると。これは今の高度情報基盤整備は、これが若者に住んでいただく最低限の条件であるということを認識して進められたということは、多分

議員の皆さん全員が、その辺は御存じだと思いますけれども、これから維持費を減らしていくかというようなことならわかりますけれども、基本的には、このようなことで出発をしたということで、もっともっと有効に使っていただいて、若い人にこちらへ住んでいただくということをやっていく。それには何が必要かということをもう少し具体的に進めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 最低限の整備と、当初から町長言わされていました。でも、既に今はもう最低限の整備ではないと、ほとんどの人が感じています。県内で最高の整備をした町ではないかと思います。

だけれども、これからどういうふうに使っていくかというのは、本当に町民の方がそのことを理解し納得しなければ、私はやっぱり成功のほうに行かないんじゃないかな、進んでいかないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

鈴木多津枝がニュースに書くから悪いというふうに思われているのかもしれませんけれども、私は町民の人たちからの声を先ほどもお届けをして、もっと町民の気持ちに寄り添ったお金の使い方が必要じゃないかということで、それだったら町民の人たちを喜ばせる、子育て支援、何回提案しても、もちろん子供の医療費、高校卒業まで無料化したのは大きな功績だと思います。本当にここにいらっしゃる伊藤課長さんが、一生懸命、予防接種の補助金、そういう医療費の助成、命と健康を守る子供を大切にするまちづくりということで引き継いで、今も引き継がれていることだと思うんですよ。そういうことをまだまだ多くの人たちが、たとえ自分の家には子供がいなくても、給食費がただになったんだよ。例えば、半分になつたよ、半額になつたよ、国が最近半額に、先ほど福祉課長が言われたように、360万円収入以下の世帯では、1人目、子供の数が小学校に上がっても、子供の人数というふうに数えて、今までそういうふうにはしなかったのを、2人目から半額、3人目から無料にしますよというふうに、国がこれは拡充したんですよね、町じゃないですよ。それに対して、町は、じゃその国が必死になって、必死になってというのも変ですけれども、国が子供を増やさなければいけない、そういう出生率を上げようということを、動きをつくったときに、町がまだ今から検討ですと言っていていいのかと。大きなお金を使ってこれから成果をつくっていくとする大きな事業を、これから組み立てていこうとするときに、もっと先にできることがあるのに、なぜそれをやらないのか、そういうことがやっぱり町民の人たちの感覚からいうと、どっちが先かということでは、直接今すぐに助けてくれるというほうがありがたいよという声が上がるわけですよ。そういうことに対して、なぜやれることをすぐにやろうとされないので、そのところをもう一度お聞きします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 大分見解が違うかもしれませんけれども、この高度情報基盤整備で喜んで、要らないよという人の声も聞くかもしれませんけれども、喜んだ声を聞いたかどうか

というのは、こちらから確認をしたいと思いますけれどもね。そういう声も大分私のところには来ています。これで本当に普通の生活ができるような程度のことをおっしゃって、ありがとうございますということを聞いたことがあります、私はですよ。それを鈴木議員は聞いたかどうか、そういう声を聞いたことがないのかどうかというのを確認をしておきたいなということを感じました。

それで、何もやっていないと言われましたけれども、何もやっていないんじゃなくて、やっているけれども、この金額から見れば小さなことだけれども、具体的に進めてはいると、きめの細かい配慮をしているということだけは御理解をいただきたいなと思っています。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 喜びの声は、残念ながらほとんど聞いていません。情報基盤が整備されてうれしいよという声は、1件も今のところ私は聞いていません。議員の人たちからは宣伝する声は聞いています。こういう町になったんだからということで、これからいろいろなことができるよという期待の声は聞いています。

でも、私は残念ながら、つき合う人たちが狭いのかもしれませんけれども、私の周りで、使えるようになってうれしいという声よりは、かわねフォン、線を抜いているという人もいました、差し込みを抜いている。だって、使えないもの電気ばかり食ってもったいないじゃないかというらしいんですよ。そういう声を聞きました。それと、音が小さくて聞こえない、そういう苦情のほうが多いです、私のところには。私は多分苦情処理の議員だと皆さん思ってくださいって、皆さんの要求、苦しみあるところに日本共産党ありということを貫いて議員をやってきましたので、多分そういう立場なんだろうと思います。

でも、私は情報基盤整備が悪いとは思っていません。間違っているとも思っていません。ただ進め方が、最初から言っているけれども、逆だったんじゃないですかというのはずっと言ってきました。

そして、例えば2月21日の静岡新聞に載ったので、国の制度だから御存じだと思うんですけども、総務省が過疎地域のブロードバンド整備がおくれていることを受けて、整備費用補助をこれまでの国が3分の1だったのを2分の1に引き上げるというふうに載っていました。そして、これはもう済んでしまったので残念だったなということになってしまふんですけれども、維持管理費への補助も、これまで市町村が自ら運営する場合だけ対象にしていましたけれども、地方の財政力の小さな自治体が大きな運営費を負担するのは大変だからということで、民間企業にうちの町のように貸し出した場合でも、運営を任せた場合でも対象に加えますと、補助の拡充を図るというふうに載っていました。

やっぱり井林議員が、裾野市でしたっけ、国で情報基盤整備をお願いして整備がされるというふうに新聞に載ったのもちょっと見ましたけれども。そうやって最近一生懸命、辺境といいますか、過疎地域で整備を進めているんですね。市の中でも一部しか、部分的にしか整備されていない、入っていないところを何とかしなければいけないということで、国が一生

懸命力を出してきているという情報が、最近新聞にしばしば上がるようになりました。

質問としては、その運営費の補助についてですけれども、うちの町で受けられるのかどうか、お調べになっていらっしゃるかお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 今の御質問、補助金ではなく、交付税算定措置ということになろうかと思うんですけども、その中に入ってきたそうだという、今まででは議員言われるとおり、民間ではだめですよというようなことだったと思いますけれども、まず今後はなっていくというふうになろうかと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 運営費のほうは交付税算定というふうに書いてありましたね、たしかに。ちょっと聞き間違えました。

それでは、次にですけれども、かわねフォンの利用料を支払っていることを私が言うと、町長は本当にいつももう町長の顔とは思えないぐらい嫌な顔をされるんですけれども、28年度予算で2,800台で2,825万円を運営事業者に払うということにしています。条例変更なきや町が払うのをやめることはできないんだよというふうに言われましたけれども、私はその前に、事業者とも話をちゃんとするべきだと思うんですよ。それが納得できれば、議員の人たちだって、それは町の負担が少なくなればそのほうがいいんだから、本来 I R U 契約で事業をやることであれば、やっぱりこの事業者は、このかわねフォンを使ってただで借りて、動画を配信する費用をもらったり、町内の業者から宣伝の費用をもらったりするわけですよ。そしたら、全額と言わなくても、そういう事業に使う部分の相殺などというのは、話し合えばできるはずだと思うんです。ただで借りた、I R U 契約をして相殺事項を設けながら全額、町が1台につき800円月払っていく、そういうことをずっと認めていくんじゃなくて、やっぱり事業運営業者ときちんと話し合って、そういうところには相殺の金額を入れるべきだと。議会がうるさいから、特に鈴木多津枝というやつがうるさいからどうだという話し合いを、ぜひしていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 今の情報通信基盤施設条例の中でうたっている文言で確認をさせていただきます。かわねフォン引込設備と戸別受信設備、これは町民の方に貸与をしているものです。ですので、I R U 契約の事業者との契約の中に入っているものではないということが、まず大前提となります。

ですので、その町民の方に貸与をしている利用の料金を、町として、1世帯1台分は町が負担をしますよということで、この800円という金額が現在決められているものです。

あと I R U 契約の中では、基本的な部分、サーバー等回線の非常に重要な部分、そこは I R U で町の施設を事業者に貸与して、事業者がその保守管理をしてということで相殺という形となっております。

ですので、基本的に御質問にありましたけれども、800円を利用者に払うという、そこの時点で、I R U契約の中には現時点では入っていないということで、そういう折衝にも現状には至らないということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 現実にI R U契約に戸別端末も入れて無償と、相殺としているところも、自治体もあるんですよ、現実に。それで、何か天が決めたみたいなことを課長おっしゃるけれども、そうではなくて、業者と行政が、運営業者と行政が決めたわけでしょう。そのときに、ここは全部町民から町民が負担しなきゃいけない分は、やっぱりこの事業を成功させるために町が全部持とうという決断を町長がされたんだと思うんですけれども、それでもやっぱり運営業者は事業をやって利益を、利益が最初出るのか出ないのかわからないけれども、利益を求めて、事業をやっていくわけですよ。そしたら、かわねフォンだって相殺の、相殺というとそういう契約はしていないと言われるかもしれないけれども、契約を変更するとか、それから、もうかつた部分については使用料をくださいと言うとか、そういうことを言う権利は、町はあるんじゃないですか。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 繰り返しになりますけれども、かわねフォンは、町が町民の方に貸与をしているものです。ですので、そういう意味では、町が持っているものということで、それも、契約として運営事業者に持たせるということは二重の契約となってしまいますので、現時点の決めの中では、議員おっしゃるような契約は、今はあり得ないというふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） でも、かわねフォンを使って運営業者が広告を受け取るわけでしょう。町に入るんですか、そのお金は。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それは当然、町との契約の中で運営事業者が商店等と契約をして、そのサービス提供をする際には、それ相応の料金をいただいてサービス提供をするということで契約となっております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 何回言っても水かけ論になってしまって、町長が言われたように、私と行政の考えは違うということ、本当に確認をしました。残念ながら、そう思います。それで、かわねフォンを入れていないお宅、嫌だと言ったお宅もあると思うんですね。そういうお宅、どれくらいあるか、教えてください。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 現時点で何世帯というのは、正直言って正確な数字はつかんでおりませんけれども、この前の議会のときにちょっと御質問を受けて報告しましたけれども、

町のほうで支払いをしているのは2,719台ということでございます。町の全世帯は2,800ぐらいですかね。ですので、その差の分は嫌だと言ったんじゃなくて、その家庭の事情で家を留守にするとか、近い将来出でていきますよと、そういう方もございますので、そういう事情を含んでのまだ設置されていないということで、最終的に今、私は入れること、意思を示しませんというような、そういう確認等の数字は持ってはおりません。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） それも、行政には言いにくい町民の人たちの声が、私には届いています。それだから、そういうふうに聞いたんですけども、入れていないお宅が100台ぐらいですかね、今の課長さんの、100台弱、切るぐらいあるわけですね。かわねフォンは、最初の約束でいけば、防災情報、緊急情報、本当に大事な情報を町民の方を守る情報を出しますよ、それも映像つきで出しますよ、わかりやすくなりますよということでした。そうすると、入れていない人たちは、課長が言われるように嫌だじゃなくて、その人の都合でいろいろあって入れられていない、そういう人たちに大事な情報が行かなくなるわけですよ。こういう情報格差、町内で。全国のレベルでの情報格差はうちの町はなくなつたけれども、町の中で100人近い人たちへの大事な情報が行かないという情報格差を、どのように、改善しなければいけないと思うんですよ、これは。何とかどういう形かで情報を提供しなければいけない、伝えなければいけない、どうやってやる考え方教えてください。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 最初から私は防災の関係と福祉と教育の関係、これぐらいを集中的にやりたいから、どうしても入れて対応するということを申し上げました。

その中で今言われたように、何件かの家庭が入っていないと。いろいろな事情はあるかもしれませんけれども、もっともっと徹底したPRをし、この有効性ももっともっと言わなきゃいけないと、要らない、使わない、だめだだめだという話ばかりでなくて、やはりこれを入れなければ災害があったときには大変ですよというようなことも含め、また日ごろの福祉の関係の絡みも言いながら対応していく必要があるんだと、これは行政、今度新しい課も新設されるということもあるもんですから、そこで集中的にやってもらうというの指示はしてきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ぜひ、一人の漏れもないように大事な情報が行き渡る町にしないと、何のためにやったのかなと。情報基盤の整備はいいですよ。だけれども、端末機までということで全世帯に入れますと言っていたのが、全世帯に入らなくて情報が届かないということは、やっぱり行政の力で説得をして入れていくか、何かほかの方法を考えるべきだと思います。

2点目の28年度の予算についてお聞きいたします。

第2次総合計画の基本構想が今議会に上程され、第1常任委員会で審査を行い、全員賛成

で委員会では可決しました。地域課題を強みに変える取り組みを進め、町の特色を守りながら心の豊かさをと安らぎを享受できる癒しの里を目指すとした将来構造に基づき、人づくり、魅力づくり、活力づくりの基本理念を掲げています。

特に、魅力づくりで掲げられた、住みたい、訪れたいたい町の魅力をつくるでは、安心・安全の生活基盤となる保健、医療、高齢者福祉、次世代育成、地域基盤や行財政の満足度向上、豊かな自然の利活用、歴史・文化の継承、住民参加、住民が主体のまちづくりなどと、大いに共感する言葉が掲げられています。

その一方で、28年度予算に盛り込まれた新しい事業は、IT関係が、私は大きいんじやないかと思うんです、観光にしても、Wi-Fi、公衆無線LANとか、それからデジタルサイネージですか、そういうのも多分ITに関連するんではないかと私は思うんですけども、そういうのがたくさん出ていますけれども、一方、これまでこの町が大事に継続、継承してきた、先ほども言いましたけれども、福祉課、生活健康課、そこの保健師さん、それから介護の方、栄養士さん、いろいろな人たちが包括支援センター、本当に細やかな心で町民を守る制度、働きをしてきてくださったんですけども、そういう事業が今までの継続は本当にほっとしたんですけども、載っていました。でも、さらにそれを向上させよう、拡充しようというものは、私はなかなか見つけることができませんでした。

先ほどから最初から言っている保育料や給食費の無料化とか、遊び場の整備とか、それから前にも言いましたけれども、島田市もそうですし、藤枝市もそうですし、いろいろな自治体で取り組んでいる訪問育児支援、これも要望しましたけれども、やるというふうなことは言ってもらえませんでしたけれども、そういうものも、もちろん言わないからやらないかも知れないんですけども。それから、夫婦共働きのお宅で所得オーバーとなって、高額な家賃を払わなければならぬ町営住宅に住んで子供を育てている世帯の家賃補助をということも、これもありません。奨学金制度の返済期間の延長や、裾野市などでは奨学金を借りた学生さんが卒業して町に帰ってきたときには、奨励金を50万円ぐらい支給するとか、何かいろいろな市町が奨学金の返済についても負担がないように、町に役に立ってくれるなら免除しますよという、そういう血の通った取り組みを、施策が最近いっぱい出てきています。それも、でもうちの町にはありませんでした。

若者の移住・定住を目指す、何よりも一番最大の課題であり、お年寄りを守るのも最大の課題です。弱者を守らなければいけない。課題は本当に大きいわけですけれども、どこよりも子育てしやすいまちづくりを進めることと、そういう町だよという情報も発信しないと、よそから来てもらえない、そういう重要なことについて、町長はどのようにこれから対応しようとされるかお伺いします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） もともと私は、人を育てること、人づくりが大事だということは申し上げているし、やっているつもりでおります。これは、基本的には千年の学校の教育の指針

等にも参考にしているということがございます。

その中で、今言われた奨学金の関係、これは当然ながら、町としても今いろいろな寄附金をもらったのは、ほとんど人材育成のために使おうということで基金をつくっておりますけれども、それらを利用してどのような対応するかということが非常に大事だというふうに思っております。

そのような中で、奨学金だけではなくて、いろいろやる手はずはたくさんありますけれども、なかなか手も足も出していないじゃないかということで今言われていると思います。しかし、たくさんあるのを承知しておりますし、やはりこの町に適したものは何だろうということを、一点突破も必要かなという考え方も持っております。どうかまたこれから多分話をする機会が何回もあると思いますので、その辺で話をしながら対応をしていきたいなというふうに思っております。

それから、いろいろ目立ちはしませんけれども、この町の医療関係につきましても、大変私は多くの皆さんの協力を得て、充実をしているなという感じをしております。これは今現在、人口の割には先生の数が非常に多いということは、町民の安心につながっているんじゃないかというふうに思っております。

そのほかにも、いろいろな面で福祉の充実につきましても、大変職員も含めて多くの施設の皆さんのが一生懸命頑張っていただいているということは、非常に私の町の誇りとしなきやいけないというぐらいに思っております。どうか後は教育関係も、具体的にもう来年度から進んでいくという例の中では、大変大きな突破口になるではないかなという感じを持っております。どうかいいものを伸ばしていくという形の中で育てていただければありがたいなというふうに思っています。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 子育て費用の負担を軽減するということにとても慎重なのは、どうしてですか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今おっしゃっているのは、やらないで言っているのか、少しは前へ進んでいるけれども、大きな前進がないと言っているのか、ちょっとその辺もう一度確認させてください。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私はもう何回も提案をしてきました。学校給食費の負担軽減、保育料の負担軽減、奨学金の返済の猶予、そういうものを、やればできることだと私は思うし、町民の人たちも、全員が対象者ではなくても、全員が子育ての応援者だと思いますので、本当によかったですと喜んでくれると思うんですよ。

でも、町長はそれが本当に効果的かどうかわからないし、ほかにもっといいことがあるかもしれないし、もっと一点突破でやりたんだと、そういうことを言って、なかなかそこは今

までどおりの支援しかやっていない、一歩が出ない、そのことはなぜなのかとお聞きしたい。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 性格的に慎重な男だなと思っています。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 慎重な町長が、町長就任直座に18億、あのときは15億円のプローブランド事業をやるんだって、町内24カ所歩かれて説明をされた、参加した町民の人たちは少なくて、本当に残念だったけれども、参加しなかった人たちは、本当に冷たい目で見ている人たちもいっぱいいらっしゃいました。それを町長は、今慎重な男だと言いながら一生懸命進めようとしている。私ももう乗りかかったからには本当に成功させて、いろいろな今、川根本町でやっている徘徊の、先ほども言ったけれども、お年寄りの人たちの携帯の見守りとかいろいろなことをやっていますよね、そういうことが。情報基盤なくともやれるわけですよ、携帯でやっている、タブレット端末でやる。あるいはお医者さんに対してよその町でやっているけれども、介護士さんが端末タブレットを持っていってお年寄りの様子を映して、お医者さんにそれを送って、血圧なんかはかったデータも送って、どうしたらいいですかってやっている。そういう本当にネットを使った見守りもやっています。そういうことにこの町がもっともっとこれからは多分乗り出していくんだろうと期待をしているところもたくさんあります。学校の教育にしても、自宅でもできるような、そういうネットワーク、塾に行かなくてもできるよというふうな勉強もできるだろうし、いろいろなことが載っています。でも、やっぱり私が何回もお願いをしている、そのことは聞けないということについて、非常に残念でなりません。

それで、最後ですけれども、大鐵の補助金の助成についてです。

大鐵は、町長も先ほどから言われましたけれども、本当にこの地域にはなくてはならない乗り物だということで支援をしていくんだという姿勢を示されました。周知のとおり、慢性的な経営困難が続いている、昨年、名鉄が経営から退き、北海道でホテル再建を手がけたエクリプス日高の社長さんが、経営の再建に当たることになりました。前田新社長さんになってから、経営方針も今までの観光重視のリストラ的な方針と違って、沿線住民と手をつないだイベントづくりや列車を増便する、いろいろそういう耳を傾けてくれるようになりました。フリー切符も周遊切符も発売が始まりました。

でも、それは川根本町の町民の人たちが乗るときに周遊切符などを使っても、余り恩恵を得られるものではありません。2日間乗って3,440円です。往復すれば大体それくらいで、川根本町できるんですね、もうちょっとかかるけど。そういう状態で、町民の人たちが高い運賃の大鐵に、半額、あるいはバスの料金ぐらいで乗れれば、もっと大鐵を利用すると思うんですよ。それで、町がその補助制度をつくっても、町は余分にお金を出すわけじゃなくて、確実に町民の人たちが利用した分に対する補助金なので、100%いきます。

○議長（太田侑孝君） 鈴木さん、30分が過ぎました。

○10番（鈴木多津枝君） ぜひそういう補助制度を、これも何回か繰り返しお願いしていますけれども、大鐵を町民にも目に見える形で補助をしてもらいたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 少し時間が長くなるかもしれませんけれども、答弁としてお答えをさせていただきます。

今の大井川鐵道の関係につきましては、当然、今言われたように、大変経営姿勢が以前よりは変わってきたということ、これは地元対応をしっかりやっていきたいと。しかしながら、その裏には、再生機構の絡みがあるもんですから、新しく投資をするということはなかなかできないということは聞いております。そのような中で、行政と一緒にになって、島田市も入りますけれども、対応をしていくという方向性は変わっておりませんので、今言われたことも含めて、対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、一つ今私がなかなか臆病で何もやらないからと言ったら、これが回ってきました。少しだけ読ませていただきます。平成28年2月に出されております、静岡県からです。

「ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤」、羅針盤の上に川根本町が載っているということを紹介したいと思います。

乳幼児サポート力が高い市町は、川根本町と伊豆半島地域である。これらの市町は、人口1万人当たりの保健師数が多い傾向にあり、夫婦の出生力要因が県の平均を大きく上回っている。子育て基盤力が高い市町は、伊豆市、長泉町、川根本町である。これらの市町は市町児童福祉費歳出額が多い、歳出額が高い。どちらでもいいです。ここには高いと書いてあります。夫婦の協働力が高い市町は、吉田町、川根本町である。これらの市町は女性労働率が高く、第3子以上要因は県平均以上になっている。家族・地域の絆力が高い市町は、松崎町、川根本町、森町である。これらの市町は3世帯同居率が高く、第2子、第3子以上要因が県平均以上となっている。まだたくさんここに、今4つ読み上げましたけれども、まだほかに2つぐらい入っています。これは後ほどごらんになってください。

非常に参考になるし、地元では評判が悪いけれども、よそから評判がいいんだなということを痛切に感じました。

○議長（太田侑孝君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでにいたしたいと思います。

これで鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

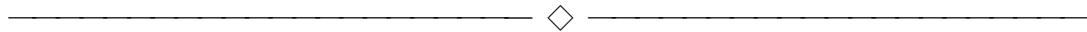
暫時休憩いたします。

次の再開は3時25分再開にいたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時24分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。



◎日程第2 議案第5号 川根本町行政不服審査会条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 日程第2、議案第5号、川根本町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、園田靖邦君。

○第1常任委員長（園田靖邦君） 御苦労さまです。

それでは、本定例会で第一常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3月2日の本会議において、議案第5号、川根本町行政不服審査会条例の制定についての付託を受け、審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

審査は、平成28年3月10日木曜日、午前9時から9時40分まで行いました。

審査の場所は、川根本町役場本庁3階大会議室です。

出席者は、第1常任委員会委員6名全員、オブザーバーとして太田議長に御出席いただきました。また、傍聴者は第2常任委員会委員1名でした。説明者として、副町長をはじめ長嶋総務課長、澤口行政室長の御出席をいただきました。

議案第5号は、行政不服審査法が平成26年6月に改正され、本年4月に施行されます。本条例では、この改正に伴い、不服申し立てを諮問する第三者機関として行政不服審査会を設置するため、審査会の組織や運営などを規定するものです。

審査は、担当から条文の詳細説明を受け、それに対して質疑、応答という形で進めていきました。

主な内容を抜粋して報告させていただきます。

お手元の資料にもあると思いますが、議案第5号、まず第4条関係、審査会の組織、委員等について。質問、回答と言いますので、報告します。

質問、4月1日から施行なので、既に人選は始めているのか。また、次年度予算に報酬費等の財源処理をしてあるのか。

回答、審査員は5名以内、委員の構成は顧問弁護士に紹介された弁護士にお願いする予定となっている。ほかにも幅広く女性の方、司法書士の方も含めて人選を進めていきたい。次年度の報酬費の予算については、同等の個人情報保護審査会や情報公開審査会の委員報酬が確立しているため、予算には反映しなかった。

9条関係、審理の流れ・手続等について。

質問、不服審査の流れを説明してほしい。

回答、審査請求人から審査庁（基本、総務課が担当、審査庁の長は、町長）、そして審理員（職員、任命された方）。その際、不服申し立てを受けた課など該当する職員を除き、行政不服審査会へ諮問をかけ、審査庁、審理員へ答申し、採決をして審査請求人に戻す。

もう一つ、一番下の欄ですが、質問、「諮問に応じ審査会が行う調査審議に係る手続き及び公文書は、公開しない」とあるが、その意味は何か。

回答、行政不服審査会に係る審議内容は非公開です。審査庁の案件は本人も呼んで聞ける場所でもあり意見を言う場所でもある。幅が広がったという捉え方でいいと思う。

以上であります。

審査の後、討論はなく、採決を起立によって行い、賛成全員で原案のとおり可決いたしました。

以上で議案第5号の委員会付託に関する第1任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（太田侑孝君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号、川根本町行政不服審査会条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町行政不服審査会条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第18号 第2次川根本町総合計画基本構想の策定について

○議長（太田侑孝君）　日程第3、議案第18号、第2次川根本町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、園田靖邦君。

○第1常任委員長（園田靖邦君）　それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3月2日の本会議において、議案第18号、第2次川根本町総合計画基本構想の策定についての付託を受け、審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

審査は、平成28年3月10日木曜日、午前9時50分から10時35分まで行いました。

審査の場所は、川根本町役場本庁3階大会議室です。

出席者は、第1常任委員会委員6名全員、オブザーバーとして太田議長に御出席いただきました。また、傍聴者は、第2常任委員会委員1名でした。説明者として、副町長をはじめ、山本企画課長、北村まちづくり室長、高村係長の御出席をいただきました。

議案第18号は、平成18年度に策定された第1次総合計画が28年度で計画満了となるため、本年度から2年間で策定する第2次総合計画の基本となる基本構想を策定するものです。計画期間は平成29年度から38年度までの10年間となります。

審査は、担当課から詳細説明を受け、それに対して質疑、応答という形で進めていきました。

主な内容を抜粋して報告させていただきます。

お手元の資料、最後になりますが、質問、先日の未来フォーラムで、グリーンバレー理事長、大南さんからの問い合わせの中で、町長も人づくりの考えを、町内だけではなく、町外からの呼び込みもさらに考えなくてはならないと言っていたが、この計画のどこが主たるものか。

回答、ダイレクトな表現はないが、学校教育においては外からの人材の多様化、教育実習生等、産業人材の育成の中で幅広く人づくりに取り組む姿勢はうたってあると思う。

以上であります。

審査の後、討論はなく、採決を起立によって行い、賛成全員で原案のとおり可決いたしました。

以上で、議案第18号の委員会付託に関する第1常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（太田侑孝君）　委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号、第2次川根本町総合計画基本構想の策定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第18号、第2次川根本町総合計画基本構想の策定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第 4 議案第33号 平成28年度川根本町一般会計予算

◎日程第 5 議案第34号 平成28年度川根本町国民健康保険事業
特別会計予算

◎日程第 6 議案第35号 平成28年度川根本町後期高齢者医療事
業特別会計予算

◎日程第 7 議案第36号 平成28年度川根本町介護保険事業特別
会計予算

◎日程第 8 議案第37号 平成28年度川根本町簡易水道事業特別
会計予算

◎日程第 9 議案第38号 平成28年度川根本町温泉事業特別会計
予算

◎日程第10 議案第39号 平成28年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計予算

○議長（太田侑孝君） 日程第4、議案第33号、平成28年度川根本町一般会計予算から日程第

10、議案第39号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長、菌田靖邦君。

○予算特別委員長（菌田靖邦君） それでは、会議規則第77条の規定により、予算特別委員会審査の経過と結果を報告いたします。

3月2日に開会した3月定例会において、一般会計及び6つの特別会計予算について、議長を除く11名の議員から成る予算特別委員会に付託されました。

3月2日の本会議終了後、正副委員長の選出と審査日程及び審査方法等を決定し、その後、総務課から平成28年度一般会計及び特別会計予算の総括説明を受けました。

各課、室、局ごとの詳しい審査は、3月3日から9日までの5日間、役場本庁舎3階の大會議室で行いました。委員からは様々な質疑、要望、意見等が出され、町長はじめ担当課からは、それに対する回答のほか、施策に対する考え方や方針等も示していただきました。

審査は、提出いただいた詳細な資料や担当課長や職員の的を射た説明、また委員の皆様方のご協力により、円滑に進めることができました。この場をおかりしてお礼申し上げます。

また、鈴木町長、森副町長、大橋教育長には、公務御多忙にもかかわらず御出席をいただき、町の抱える様々な課題等に対しましても、真摯な御答弁をいただきました。大変内容の充実した委員会となったことに対し、改めてお礼申し上げます。

3月9日の午後からは現地調査を行い、その後、委員会での採決を行いました。

採決の結果を報告いたします。

議案第33号 平成28年度川根本町一般会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決です。

議案第34号 平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第35号 平成28年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決です。

議案第36号 平成28年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第37号 平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第38号 平成28年度川根本町温泉事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第39号 平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

次に、審査における質問、意見、要望等について、幾つかを抜粋して報告いたします。詳細につきましては、お手元の資料をごらんください。

款、項、目、節、質問、回答の順に報告をさせていただきます。

まず、2ページ、企画課から始まりましたので、企画課、一般会計。

2-2-1、8節報償費の関係で、ふるさと納税について、返礼品のあり方、新しい返礼品について、例えばS Lの乗車券はどうか。S Lの乗車券と宿泊券のセットなども考えて充実させていく。

2目広報広聴費、13節委託料、広報誌動画版編集委託料について。委託先はどこか。SB Sプロモーションに委託し、かわねフォンの動画作成をしてもらっている。

3目まちづくり事業費の中で、空き家改修事業費補助金について、空き家バンクに登録していないと空き家改修はできないのか。空き家バンクに登録していなければ改修はできない。登録により助成対象となるため、物件所有者等に広く周知する。

3ページ、一番最後、7目に行きます。

路線バス対策費、環境に適したバスについて。電気自動車は価格が高い。走行距離が短い。ただ、環境を考えた車は環境省に要望していく。

次、4ページに行きます。

建設課、初めに簡易水道事業特別会計を報告させていただきます。

1-1-1一般管理費、27節公課費、消費税について。水道料金に占める消費税の額はいくらか。現年度水道料金収入予算額1億861万3,000円のうち804万5,000円である。

2-1-1水道維持管理費、13節委託料、毎日検査委託とは何か。水道法に定められた点検を行う。川根鉄工組合に委託し、蛇口から出る水の点検をする。

続いて、5ページ、建設課一般会計に行きます。

6-1-10地籍調査事業費、13節委託料については、前年度と比較し大幅に減額になっているのはなぜか。過去に実施した水川地区(5調査区)の地籍調査作業について、地権者への閲覧、県への認証業務、法務局送り込み作業が滞っている状況がある。このことから、平成28年度は調査事業量、事業費を減らし、滞っている作業を進め、調整を図りたい。

続いて、8-2-1道路維持費、13節委託料、保安林解除申請について。町道に保安林指定がある箇所について保安林解除申請を行う委託料。この二、三年で解除手続を行えば、添付書類の簡素化、迅速な処理が見込まれる。

続いて、6ページの産業課へ行きます。

一般会計6-1-1農業委員会費、8節報償費。荒廃農地の調査はどのように実施しているのか。農業委員が担当している地区ごとに調査している。機構集積支援員によりフォローアップする。

4目地域農政推進事業費の中で、青年就農給付金について。平成27年度は2名を予定するも、諸事情により実現ができなくなった。28年度は2名の方に就農してもらうための予算を組み、予定者との面談を重ね、実現を図る。

6目農林業センター運営費、14節の中で、農林業センターから交流をもっと活性化できな

いかという質問。基本的には試験研究が主であるが、交流施設や圃場を活用した交流事業にも努めていく。

11日茶茗館等運営費、13節委託料、茶茗館イベント委託料に関する方向性について。茶茗館プロジェクトチームに委ねるが、川根茶を発信していく機能を第一に考えていく。

6－2－2 林業振興費の中で、桑野山貯木場における製材所の整備について。建物利用者の事業内容にもよるため、平成28年度においては検討期間とした。今後は、この町に適応した小規模製材所や木工加工所を関係者と協議していきたい。

続いて、8ページ、教育総務課、一般会計。

10－1－5 若者交流センター運営費、13節委託料、施設運営管理委託の財源内容について。舎監業務、セーフティガード（年1,200万円の契約金額）、給食業務、丹田商店（年1,200万円の契約金額）、合計2,400万円の内訳である。

10－3－2 教育振興費、13節、中学生海外英語研修は本年と同じ場所か。本年と同じカナダである。高校生海外英語研修も平成29年度から考えていきたい。

5項4目学校給食施設費、11節需用費、賄い材料費の来年度の値上げの可能性と町内産食材の使用割合はどのくらいか。食材費の値上げは現状ではないと思われる。地元産食材の割合は、金額ベースで2.7%である。

次に、税務課、一般会計。

まず、入りの関係の質問でした。1－2－2 固有資産等所在市町村交付金及び納付金の関係についてです。回答、平成27年度 5億112万8,000円、平成28年度 4億8,892万7,000円、前年対比マイナス1,220万1,000円。長島ダム償却資産額変更に係る課税標準額の減分が9億5,000万円。そこに1.4%を乗じた額が交付金の減につながるもので、交付金そのものに9億5,000万円の減が生じるものではないという回答です。

次に、10ページ、商工観光課、一般会計。

2－2－6 ダム水源地域振興費、19節大井川長島ダム流域連携協議会負担金について。島田市地域づくり課長が会長である。7市2町で構成している協議会。当町分担金325万4,000円。全市町合わせて706万2,000円、本町分も含みます。県補助金353万1,000円。合計1,059万3,000円である。県補助金も28年度をもって打ち切りになる可能性大。

それを見て質問、歳入で、財源確保、基金の見通しについて。検討しながら努めていくが、県に対しても下流市町に対しても、原点に戻り、水源地としての役割の理解を得るよう強力に進めていきたい。財源については、今後、財政とも協議していく。

7－1－2 商工業振興費の中で、19節地域商工活性化事業費補助金の内容と財源増の理由について、最後のところですが。決算においては、対象事業内容によって補助金の額は変わる場合がある。今まで要綱で25%補助してきたが、10%上乗せして35%とする。会員減少などで本会の自主財源が得られず、運営に支障を来すと判断。3年間の措置として、その間に財源確保、商工会の活性化に期待をしたい。

次に、3目の観光費、13節委託料、宿泊割引誘客事業委託料のシステムの内容について。川根本町内の宿泊施設（施設側の希望）を利用するお客様に1人1泊2,000円宿泊割引。大鐵と観光協会との連携で実施する。新フリーキップは年間大鐵が発行するが、それと抱き合わせてお得感をアピールし、誘客を図る。事業は12月中旬から3月までの期間である。

8目ユネスコエコパーク推進費、13節エコツーリズム推進事業委託料について。エコツーリズムネットワークも法人化を目指し、課にいた推進員も外部に出て、事業の推進を行う。町の施策として、年間プログラム約70をエコツーリズムネットワークに委託するための予算である。

次に、1ページ飛んでいただきて、議会もお目通しください。

14ページ、総務課、一般会計。

2-1-1一般管理費の13節産業医委託料90万8,000円の内容は何か。毎月衛生委員会を開催し、産業医が出席している。庁内職員で構成され（統括委員長、副町長）、産業医に指導をしていただいている。産業医は本川根診療所、倉田先生にお願いしている。

続いて、同じく13節人事評価制度業務の内容は何か。町の一般職員の人事評価を行ない、手当、昇給等に反映する。また、人材育成の方法も取り入れて実施していく。平成28年度実施で計画をしている。

15ページ、6目交通安全対策費、カーブミラー設置など各地区の要望にどのくらい対応しているか。約80%対応している。地区のバランスを考慮し、担当が現場を確認して実施箇所を決定している。

12目諸費、空き巣の被害があったが、その後の経過が不明である。対応の経過や住民への注意喚起をかわねフォンなどで流すことはできないか。かわねフォンを使って駐在所からお知らせした地区もあるが、捜査中の情報などは町の判断では流せない。警察署の対応状況を踏まえて情報提供などをしていきたい。

5項3目参議院議員選挙費、高校生の選挙事務従事者への報酬は計上してあるのか。7節で、賃金として11万円（22人分）を計上している。

9-1-1常備消防費の中で、はしご車を購入する際は本町も負担するのか。はしご車など大型消防設備（備品）は、活動する範囲の市町の負担となる。なお、今ある財産については、静岡市へ無償譲渡（車両）、または無償貸与（建物）となる。入札は静岡市でまとめて行うことになるため、金額が下がるメリットがある。

4目災害対策費の中で、共同茶工場の消防設備設置補助制度はあるかという質問に対して、少量危険物貯蔵施設防油堤についてはあるが、その他については産業課の助成制度を確かめさせていただきたい。

17ページ、出納室は飛びます。

18ページ、生涯学習課、一般会計。

10-4-1社会教育総務費、13節委託料、移動図書館運行業務委託について。従来の移動

図書館車巡回コースに隔たりがあったため、本年度見直しを行い、北部地域に10か所の停留所を増やし、平成28年4月から運行する。既存の停留所において利用者がない場所もあるが、今回の改正で停留場所削減は行わず、今後周知し、利用促進を図りたい。

2目生涯学習推進費の中で、ウッドハウスおろくぼの新しい指定管理者が決まったので、宿泊場所として検討してもらいたい。海の子山の子交流教室の宿泊場所については、子供達が40人規模であること、また、活動しやすい場所であること等を考慮して選定したい。

3目文化会館運営費、ちょっと長くなるんですが、自主事業パートナー事業の評価はどうか。面白い公演を行っているが、来場者が少なく、もったいないと思うが、集客方法などどう考えているか。自主事業パートナー事業について、社会教育施設運営委員会において現在の方向性で継続するよう評価をいただき、これまで考えられなかった町外及び県外からの来場者がふえている。しかし、町民の来場数は伸び悩んでおり、課題となっている。周知方法として、広報紙掲載、チラシやホームページ、かわねフォンでのお知らせなど、考えられる広報は行っている。本年度からかわねフォンでの動画配信も開始した。今後も地道な集客を行っていきたい。

2目海洋センター運営費、カヌーの町の再興についての質問がありました。カヌー普及協議会で検討していくが、施設整備も、水面の状態が一定ではないため競技会場としては今の状態では難がある。まずは町民に生涯スポーツとしてのカヌーの普及を図っていく。競技カヌーについては、本町は平成15年に国体のカヌー競技会場となったが、当時と違い、審判員等も含め問題があり、3年先まで大会候補地が決まっていて、大変な面も出てくる。ただし、後継者の育成は必要である。

3目体育施設費、13節委託料、町営サッカー場の整備について。社会体育施設運営委員会でも検討してきたが、芝生化の問題は莫大なコストもかかり、かつて予算化する前に切られた経緯もある。近年は要望も苦情もないのが現状であり、実際1億円以上かけて行うメリットが余り考えられない。多目的な利用について検討していきたい。

20ページ、福祉課、一般会計。

3-1-1社会福祉総務費、20節7細節の中で、緊急一時宿泊施設の内容とは何か。DVや児童虐待等で一時的避難が必要になった方の宿泊費扶助（平成28年度新規）である。

続いて、3目老人福祉費、13節8細節の緊急通報システムサービスについて、新しい施策等計画しているか。高度情報をを使った緊急通報サービスは試験的に実施している。28年度から情報担当課と連携をとりながら事業に取り組んでいきたい。

2目児童福祉施設費の中で、2番目、歳入で保育料3,391万2,000円は聖母保育園も含むか、また、さゆり幼稚園の保育料はどこへ入るかという質問で、聖母保育園分も含まれる、さゆり幼稚園分は幼稚園へ直接支払うということです。

3目子育て支援対策費の13節6細節で、放課後児童クラブ業務委託料の300万円増額理由は何か。一番下の欄です。委託先がシルバー人材センターからかわね来風になったことによ

る事務員経費の増である。

続きまして、1ページ飛んでいただきまして、福祉課の介護保険事業特別会計の中から、2-3-1高額介護サービス費の中で、低所得者等の高額介護サービス費の対象となる個人負担額は幾らかという質問。現役並み所得世帯で利用者負担上限額が月額4万4,000円、一般世帯3万7,200円、住民税非課税世帯2万4,600円である。

ここは以上にします。

24ページも飛んでください。

生活健康課、まず一般会計からいきます。

2-4-1戸籍住民基本台帳費、14節使用料、29細節コンビニ交付サービス提供使用料について、サービス開始はいつからか。平成29年1月開始予定で、3カ月分の予算を計上した。

取り扱う証明書類は何か。住民票、印鑑証明、戸籍関係（謄抄本、付票）の対応を予定している。

4-1-2の母子保健費、一番最後です。8節5細節の発達相談員と、7細節のことばの相談事業言語聴覚士の関係と内容を教えてほしいという質問。発達相談は発育等全般、言語聴覚士は言語関係の発達不安への対応をする。

それについて、派遣は県からか民間からかという質問。どちらも民間で、言語については言語聴覚士の有資格者、発達障害は専門医にお願いしている。基本的には母子健診時に対応、事前に希望があれば相談を受けるということです。

続いて、4-1-4健康増進費、13節委託料、健康管理システム化に係る経費について。各種健診の情報を町でデータ管理するためのシステム導入関係の経費である。14節5細節その他使用料で、システム使用料月17万円掛ける10か月、機器リース代2万円掛ける10か月を見ている。

次に、4-2-1塵芥処理費にいきます。27ページです。

廃油を回収し、自動車等の燃料とする計画はどうなっているか。年間回収実績は4,000から4,500リットル、そのうち800リットルほどを再利用している。残りは業者へ販売している。車の燃料として利用するには、廃油だけでは燃料としての出力不足等の課題があり、全てをエネルギーとして利用する状況に至っていない。

続いて、28ページの生活健康課、国民健康保険事業特別会計ですが、全体を通した質問の中で、29ページの一番最後になります、国保広域化についてわかる範囲で教えてほしいという質問。28年度に県レベルで調整会議を持つ。保険料（税）の考え方を県段階で協議を進めていく。現状、広域化に向けての対策協議会は継続され、まず県を3地区（東・中・西部）に分けて進めていく。現時点では国からの詳細は示されていない。

次は、後期高齢はありません。

最後のページ、32ページ、いやしの里診療所事業特別会計。

2-1-1、11節の需用費、9細節医薬材料費の増額理由は何か。主な増額はインフルエ

ンザ薬代の増額分である。

13節委託料で画像診断装置保守点検委託料が予算措置されていないのはなぜか。27年度に機器更新したため、保守無料期間により28年度は不要となる。

以上のとおり報告をいたします。

最後に、行政の方々、特別委員会委員の皆さんには、未熟な私に協力していただき、円滑な委員会運営ができましたことを感謝申し上げ、予算特別委員会の委員長の報告といたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。

予算特別委員会は議長を除く全議員が委員となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

これから議案第33号、平成28年度川根本町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。まず、原案に反対者の発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

私は、先ほど予算特別委員会の審査報告がありました議案第33号、平成28年度一般会計予算に対して、反対の立場から討論を行いたいと思います。

反対と申し上げましても、全てに反対でないことは毎回申し上げているとおりで、本案の多くが町民にとって必要不可欠、安心・安全を担保するための予算であり、県内はもちろん、全国的にも先駆的な高校卒業までの子供の医療費無料化を筆頭に、不妊治療費補助や高齢者の外出支援サービス、配食サービス、緊急通報サービス、予防接種補助、額は少ないですが、腎臓透析患者の交通費補助や福祉介護手当の継続、住宅リフォーム補助や地区や団体、個人の産業進行、地域活性化の取り組みなどへ補助の継続、学童保育の充実、小規模校のよさを生かして子供の学力や生きる力を引き上げるキャリア教育、RG授業の推進、図書館機能の充実、バス路線・公共交通運賃助成など、弱者や頑張って生きている町民の方々への支援策の継続は盛り込まれており、反対どころか、関係者や関係職員の皆さんの努力に心から感謝申し上げるものです。

また、こうした当町独自の取り組み以外にも、町民に身近な地方公共団体としての責務である福祉、医療や保健衛生、自主防事業、教育、産業振興など、町民の暮らし全般にわたって一日も停滞の許されない業務の実施に必要な予算がたくさん組まれていることも、反対どころか、担当課職員の皆様方の努力へ心から感謝と敬意を述べさせていただくものです。

しかしながら、一方で見過ごすことのできない幾つかの支出の問題があることも指摘しなければなりません。

第一に、一昨年から進めてきた当町最大の事業となっている、先ほども一般質問で取り上げましたけれども、高度情報通信基盤整備事業については、これまでの17億円を超えた総事

業費で稼働にこぎつけはしたものの、基本的な部分で町民にとっての利便性がどれほど向上したのか、甚だ今の段階では不透明な状況と言わなければなりません。

もともと決して町民の合意を得た上での事業とは言えないもので、希望する全戸への無償設置のかわねフォンは、月1台800円の維持管理費を28年度予算で2,800万円余も、議会へも町民へも説明もないまま運営業者へ支払う約束をしたもので、本来なら町が整備したシステムを無償貸与されて利益を得る運営業者と結んだ維持管理費については相殺とするIRU契約の説明理念にも反する、業者言いなりの支払いとしか思えない支出であり、今後さまざまな新たなサービスの提供をしようとすれば、支出がかさみ、この小さな町の財政を圧迫して、町民の命と暮らしを守るのに必要な経費を縮小せざるを得ない事態も生じかねないのでないかと心配です。

また、マイナンバーに関する諸経費についても、国が決めた事業を当町において実施するものとはいえ、個人情報を共通番号で管理し、プライバシーが侵害されるおそれや情報漏えいのおそれなど、国民、町民にとってはメリット言われるものよりも大きなリスクが降りかかるので、いまだに多くの国民や識者が反対の声を上げており、このような事業に貴重な財源が費やされることを、私は到底容認することはできません。

さらには、当町の最大・喫緊の課題である少子高齢化を加速させている若者流出、結婚・出産数の減少による人口減を食いとめるために、今回、IT環境の整備完了に伴い、若者や企業を呼び込み、観光交流人口の増加を図る取り組みが積極的に打ち出されていますが、そのために欠かせない、まずは住んでいる人が自慢できる積極的な子育て支援や若者定住支援の拡充については、ほとんど見当たりませんでした。

これまで繰り返し求めてきた、小さい町だからこそ取り組み可能な保育料や学校給食費の無料化、訪問育児サポート制度、あるいは様々な負担の軽減、子育て世帯への住宅家賃補助、公共交通体系の充実と改善、大鐵運賃割引制度なども聞き入れられず、現に現在頑張っておられる各種団体への皆さんへの補助や支援の拡充なども、残念ながらほとんど前進が見られませんでした。

近年、合併算定替えの圧縮に伴う地方交付税の減少や消防並びに情報基盤整備などといった大型事業による各種基金残高や繰越金の減少、町債の増加など、決してよい財政状況とは言えませんが、まだまだ当町に余力は残っているはずです。

今、人口をふやす取り組みを急がなければ、人口流出に歯止めがかからず、手おくれにならぬのは、誰の目にも火を見るより明らかです。まちづくりの主役も町外への宣伝者も、大事なのは町民です。林業再生に立ち上がった木の駅かわね事業や川根高校存続の生徒確保に奔走された同窓会の方々の熱意で実った下宿補助奥流建設など、期待したい事業もありますが、成果が出るには、いかに町民の皆さんとの理解と参加協力が得られるかが鍵です。

地方自治体が何を置いても取り組まなければならないのは、地方自治法にも明記されているとおり、住民及び滞在者の命と暮らしを守ることであり、その意味では、ベテランの保健

師さん方の福祉課や生活健康課、地域包括支援センターにいらっしゃる保健師さん、看護師さん、介護福祉士さん、栄養士さん方に引き継がれ守られている数々の町民を守る事業を高く評価するものです。

しかしながら、28年度予算には、これを名実ともに中心に据えた内容になっているとは認めがたく、費用対効果も定かでない1基2,000万円以上もするデジタルサイネージ電子看板の設置など、大型プロジェクトには相変わらず莫大な予算をつぎ込む姿勢は、理解できません。

町民の日々の暮らし、分けても子育て世代の様々な願い、長年町や地域の発展に尽くしてこられたお年寄りの皆さん、目を輝かせ安心して暮らせる施策などにこそ、積極的な支援をまずは思い切って強めることを重ねて求めまして、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、私は、議案第33号、平成28年度川根本町一般会計予算に賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、この予算については、特別委員会で課長等から説明がありましたように、前年度の実績とか課題、そういうものを踏まえた予算となっているというふうに感じております。また、その事業の内容等についても前年度の評価がされており、一番有利な助成金とか補助金、交付金等を利用して予算が組まれているということを、まず最初に申し上げさせていただきたいと思います。

平成28年度予算につきましては、安心して住めるまちづくり、農林業が元気で、豊かな経験・自然を生かしたまちづくり、交流とふれあい合いのまちづくりを目指し、平成26年度に着手し、昨年度完成いたしました、高度情報基盤整備事業により整備された施設の本格的な運用と利活用、企業及び事業継続チャレンジ補助金、住宅リフォーム推進事業補助金、仮称でありますが、まるごと川根本町遊湯得事業、いやしの里づくり事業交付金など地域経済活性化事業、若者交流センター奥流関連事業、エコツーリズム推進事業、町営観光施設等誘客拡大事業、産業文化祭、奥大井ふるさとまつり開催事業など、地域間交流の推進事業があります。

空家改修事業費補助金、定住促進住宅建設費補助金などの移住・定住の促進のための居住支援事業、子育て支援センター等運営事業、対象年齢を高校3年相当まで拡大したこども医療費助成事業などの子育て支援事業、外出支援サービス事業、在宅配食サービスなどの高齢者支援事業、各種予防接種の助成、各種健診事業などの健康医療環境の確保事業、平成26年度に策定された川根本町教育ビジョンにおける学校教育ビジョンと社会教育ビジョンの推進を図る川根本町教育ビジョン推進事業、自主防災強化の事業、避難所対策事業、TOUKA I-O耐震対策事業などの、災害に強いまちづくりの事業、茶業関係団体活動支援、農林業センター運営や事務所及び車庫建設事業、農業振興事業などの農業・茶業振興対策事業、有

害鳥獣対策事業、林業関係事業費補助金などの林業振興事業、町営バスの運行や公共交通運営助成事業、外出支援サービス事業などの住民の生活路線の確保事業などが盛り込まれております。

この予算については、水と森の番人が創る癒しの里、豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと川根本町の具現化にとって非常に大切な予算ということで、私は賛成の討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第33号、平成28年度川根本町一般会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第33号、平成28年度川根本町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第34号、平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第34号、平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第35号、平成28年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（太田侑孝君） まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 議案第35号、平成28年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算に対して、反対の立場から討論を行います。

反対の大きな理由は、2年に一度行われる保険料の見直しで、自治体の意見も事情も聞き入れることなく、県全体の75歳以上の高齢者に係る医療費の増加を理由とした保険料の引き上げが今回も行われ、高齢者への負担増を前提とした予算になっているからです。

後期高齢者医療制度は、一番医療が必要な高齢者を他の全ての医療保険から切り離して、75歳以上の高齢者だけを県単位の広域連合で運営する保険制度に囲い込み、保険料引き上げか医者へかかるのを我慢するかの二者択一を高齢者に迫る冷たい制度です。

自治体に設置した後期高齢者医療特別会計は、広域連合で決めた保険料率で自治体が徴収した保険料を広域連合へ納付するだけの会計で、全くと言ってよいほど町には裁量の余地はなく、自治体の努力も反映されない会計になっています。

28年度予算では、この2年に一度の見直しにより、所得割が7.57%から7.85%へ0.28%引き上げました。均等割でも3万8,500円から3万9,500円へ1,000円の引き上げになりました。一人当たりの県平均保険料は6万901円から6万2,102円へ、1,201円の負担増となりました。

ところが、所得が低い当町では、平均は3万7,762円から3万8,921円に1,159円の引き上げとなるものです。それだけ当町の高齢者の収入が低いことを示すもので、上昇率で見ると、県平均が1.97%の上昇率なのに対して、当町は3.07%もの上昇率となっており、当町の高齢者への負担増が深刻なことは明らかです。

一方、均等割部分に設けている5割軽減、2割軽減の対象所得を、5割軽減で5,000円、2割軽減で1万円引き上げて対象者の拡大も図られましたが、もともとスタート時から当町の高齢者の医療費は県内でも最低、一番低くて、県一律の保険料ではひど過ぎるとの批判により6年間の緩和策が設けられたものの、それも前回の改定でなくなり、町や高齢者の努力も何も報われない保険料となりました。

28年度予算でも、この引き上げにより、保険料は27年度より300万円多く計上し、広域連合への納付金も320万円多く計上されています。当町の75歳以上の人口が2,195人、その医療費見込み額は1億3,612万円とのことで、一人当たり6万2,000円ですが、広域連合へ納付する金額1億2,205万円と一般会計での当町の負担金1億1,654万円を合わせると2億3,859万円、一人当たり10万8,697円も納めることになり、財政力も小さく、医療体制も決して整っているとは言えない当町が、なぜこんなに多額の負担をしなければならないのか、全く納得できないとしか言いようのない制度です。

しかも、保険料の徴収は、大半を未納が生じない年金からの天引きによる特別徴収によっており、年金額が月1万5,000円以下の人やその年に75歳になった方に限り、自分で納める普通徴収となっています。このため、制度上は、年金が月1万5,000円以下の人しか1年以

上の滞納はあり得ない仕組みになっており、国保では高齢者への発行を禁じていた窓口で一旦は全額支払わなければならなくなる資格証明書の発行を、後期高齢者医療では発行するという条例になっており、お金がなければ医者にもかかれないという、制度上は冷たい制度になっています。

ただいま討論の中で、医療体制も決して整っているとは言えない当町と言いましたけれども、このことは、担当者、町長はじめ幹部の方が一生懸命努力をして、一生懸命整うようにしてくださいますけれども、夜、お医者さんがいない地域、昼間もお休みの日にはいなくなってしまう地域、そういうところもあって、住民の方からは「子育てするのに、お医者さんがいないときが多いよ」という苦情を言われましたので、こういうことをつけ加えました。担当者の皆さん、関係者の皆さん努力には敬意を表しているものです。

そして、最後になりましたけれども、昨年の消費税8%への増税に続き、来年からはさらに10%への再値上げが待ち受ける中、高齢者には年金引き下げが繰り返され、物価高騰や医療・介護負担増なども押し寄せるもとで、さらなる保険料値上げなど、戦前戦後の塗炭の苦しみを乗り越えて今日の平和な社会を築いてくださったお年寄りの皆さんに、できることではないと考えます。

高齢者に際限ない負担増と受診抑制を迫り、重症化や手おくれなどの事例も全国では後を断たない欠陥制度は早急に廃止して、高齢者が安心してお医者さんにかかり、早期発見、早期治療で元気に長生きしていただける医療制度への抜本的な改善を求めて、私の本案に対する反対討論といたします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 私は、議案第35号、平成28年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

今、反対討論がありましたように、この後期高齢者医療制度の中で、保険料や負担金というのは広域連合の中で議論されて決められているものであるし、この広域連合の中には議会もあります。ですので、制度自体の問題としては、その中で今後議論していくべきものだというふうに、まず考えております。

後期高齢者医療制度の保険料や負担金は、県内の市町が加入する広域連合によって決められております。支払う金額については、実績に基づく保険料と保険基盤負担金で、低所得者などへの軽減措置や保険料減免制度もあり、被保険者に対する保険料の負担軽減が図られております。

安定した医療制度の維持のため、後期高齢者医療事業特別会計予算は適正に予算化されているものであり、妥当と認め、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号、平成28年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第35号、平成28年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第36号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第36号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第37号、平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号、平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第37号、平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第38号、平成28年度川根本町温泉事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号、平成28年度川根本町温泉事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第38号、平成28年度川根本町温泉事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第39号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第39号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 議案第41号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を

改正する条例について

○議長（太田侑孝君）　日程第11、議案第41号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　それでは、議案第41号です。

川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

当診療所における使用料及び手数料の額については、本条例第6条第1項においては「診療報酬の算定方法」により算定した額と定められており、そのもととなる「診療報酬の算定方法」は、国により、原則として2年に一度改定されております。

本年度平成28年度において改定が実施されたことに伴い、関係条例の改正をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（太田侑孝君）　以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第12　議案第42号　平成27年度川根本町一般会計補正予算 (第8号)

○議長（太田侑孝君）　日程第12、議案第42号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　それでは、議案第42号です。

平成27年度川根本町一般会計補正予算、第8号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,128万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,430万1,000円とするものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額の追加をしたいものであります。

今回の補正予算は、地方創生加速化交付金を活用する予定であったものの、平成28年3月18日付の対象事業の決定において全ての事業が不採択となってしまったため、今後予定されている交付金の第2次募集に向けて協議をする海の幸・山の幸魅力創出事業経費、ワクスタイル革新事業経費及び奥大井官民連携ブランド創出事業経費の追加をお願いする補正であります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君）　以上で提案理由の説明を終わります。



◎会議時間の延長

○議長（太田侑孝君） 本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして延長をいたしますので、あらかじめ御了承ください。

ここで暫時休憩をとり、全員協議会を行います。

再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午後 4時38分

再開 午後 5時03分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。



◎日程第11 議案第41号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を 改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第41号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第41号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第41号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について
は、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第42号 平成27年度川根本町一般会計補正予算
(第8号)

○議長（太田侑孝君） 日程第12、議案第42号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第42号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第42号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第13 発議第1号 川根本町議会委員会条例の一部を改正する
条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第13、発議第1号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条

例についてを議題とします。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第1号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 川根本町議会議員派遣の件

○議長（太田侑孝君） 日程第14、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりに決定いたしました。



◎閉　　会

○議長（太田侑孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成28年第1回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年3月24日

議長 太田侑孝

署名議員 菊田靖邦

署名議員 坂本政司